

平成30年第2回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成30年6月1日 開会

}

平成30年6月15日 閉会

吉田町議会

## 平成30年第2回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (6月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	1
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 1
○議会広報特別委員会委員長報告	1 4
○議会ICT推進特別委員会委員長報告	1 4
○吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告	1 6
○議案第31号～議案第40号の一括上程、説明	1 6
○第1号報告の報告	2 7
○散会の宣告	2 8

### 第 2 号 (6月11日)

○開議の宣告	2 9
○議事日程の報告	2 9
○議案第41号の上程、説明	2 9
○散会の宣告	3 1

### 第 3 号 (6月13日)

○開議の宣告	3 2
○議事日程の報告	3 2
○一般質問	3 2
大石 巖	3 2
増田 剛士	4 5
蒔田 昌代	5 8
遠藤 孝子	7 2
八木 栄	8 2
山内 均	9 3
○散会の宣告	1 0 4

### 第 4 号 (6月15日)

○開議の宣告	1 0 5
○議事日程の報告	1 0 5
○議案第31号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第32号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第33号の質疑、討論、採決	1 0 8

○議案第34号の質疑、討論、採決	108
○議案第35号の質疑、討論、採決	113
○議案第36号の質疑、討論、採決	113
○議案第37号の質疑、討論、採決	114
○議案第38号の質疑、討論、採決	114
○議案第39号の質疑、討論、採決	115
○議案第40号の質疑、討論、採決	115
○議案第41号の質疑、討論、採決	116
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議員派遣について	125
○議会閉会中の継続調査について	125
○町長挨拶	126
○議長挨拶	126
○閉会の宣告	127

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成30年第2回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

いつものことでございますけれども、ぜひとも議員の皆様におかれましては、町のため、町民のための議論に資されることを切に望みます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから平成30年第2回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、1番、山口一博君、2番、三輪美由紀君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日6月1日から6月15日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日6月1日から6月15日までの15日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎諸報告について

○議長（藤田和寿君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係、その他に関する事についてであります。5月28日月曜日、東京国際フォーラムホールにおいて、平成30年度町村議会議長・副議長研修会が開催されました。本研修会は、「これからの町村議会を考える」をテーマに開催されました。研修は、2部構成で行われ、第1部は「町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告の論点」と題し、また、第2部では「町村議会のあり方に関する研究会報告書の射程と問題点 住民自治の視点から考える」と題した山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授、江藤俊昭氏による基調講演がありました。

引き続き、町村議会特別表彰として3部構成により、長崎県小値賀町議会議長、立石隆教氏から「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用～小さな町議会の小さな挑戦～」について、また、福岡県大刀洗町議会議長、山内 剛氏による「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを実践」について、そして、徳島県那賀町議会議長、古野 司氏と同議会議会改革調査特別委員会委員長、柏木 岳氏による「議会活性化への取り組み～住民から期待される議会を目指して～」について、それぞれのまちの議会活性化への取り組みなどについて発表されました。

大変有意義な講演などであり、これからの議会活動、議会の活性化に向けて大いに参考になり、今後に生かしてまいりたいと思えます。

5月30日木曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び第1回政策研修会が静岡市で開催されました。定期総会では平成29年度静岡県地方議会議長連絡議会事業実績及び歳入歳出決算について、また、平成30年度静岡県地方議会議長連絡協議会事業計画及び歳入歳出予算について審議され、原案のとおり可決されました。

また、政策研究会では、東京大学薬学部教授、池谷裕二氏による「A I のもたらす未来」と題した講演がありました。

次に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。お聞き取りのほどお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第2回吉田町議会定例会の開会に当たり、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

本年3月30日に、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が衝撃的なデータを発表しました。それは、2030年以降、東京都を含む全ての都道府県で人口が減り始め、2045年には全国の7割以上の市区町村において、2015年と比較し人口が2割以上減るというものです。

同研究所が発表した地域別将来推計人口によりますと、日本の総人口は2045年には1億642万人になると予想されています。2015年の総人口が1億2,709万人ですから、今後30年で、実に2,000万人以上減少することになるのです。さらに、総人口に占める65歳以上の割合を見ますと、2015年は26.6%であったが、2045年には36.8%にまで上昇すると見込まれています。

人口減少・少子高齢化の加速度的な進行は、社会構造に大きな影響を及ぼします。特に、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少は労働力の低下につながり、日本全体の経済成長の減速へと発展するおそれがあります。

国は、日本経済の活力を維持するための対策として、安心して子供を産み、育てられる環境の整備や、若者、女性、高齢者など働く意欲を持つ全ての人々が労働市場へ参加することを促す仕組みづくり、人工知能やロボットを初めとするIT技術の導入などを掲げておりますが、こうした対策により労働力を補うことに加え、労働者一人一人が高い能力を持ち、生産性を高めていくことが求められております。

このような状況であるからこそ、今後、吉田町の未来を担っていく子供たちが、これからの複雑多様な社会の中で力強く生きていくために、必要な資質・能力を身につけられるよう、子供たちが安心して質の高い教育を受けられる環境を整備することが我々の使命であると感じております。

御承知のとおり「吉田町教育元気物語 TCP（トリビンス・プラン）」は、「子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり」、「教職員が授業に専念できる環境づくり」、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」の三つの柱を軸に事業を展開しており、本年度も、このプランに位置づけられた各種施策を着実に進め、さらなる教育環境の充実に取り組んでまいります。

また、「津波防災まちづくり」の最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事や安全・安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想に係る取り組みにつきましても、関係機関との連携・調整を図りながら早期完成に向けて事業を進めてまいりますので、議員各位におかれましても、ぜひとも御支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新年度に入りまして2カ月が経過したところでございますが、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、川尻工区における防潮堤の整備につきまして、御報告申し上げます。

川尻工区における既設防潮堤陸側の背後盛り土の整備につきましては、国土交通省静岡河川事務所、静岡県、吉田町の三者で構成される吉田町川尻工区事業調整会議におきまして、それぞれが所管する工事から発生する土砂の受け入れについて調整を行っております。

この中で、搬入土の最大量を見込んでおりました国の大井川河道掘削工事につきましては、本年3月に予定どおり工事の請負契約を終えたと同っておりましたが、工事に先立ち現場環境を調査したところ、当該工事予定地に絶滅が危惧される希少魚類が生息していることが確認され、その産卵期を避けるため、河道掘削の着工時期を10月以降に調整するとの報告を受けております。

町といたしましては、工事の延期による盛り土材搬入のおくれはやむを得ないものと受けとめておりますが、引き続き国・県との連携・調整を図るとともに、民間工事からの土砂搬入も踏まえ、防潮堤の早期完成を目指してまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場につきましては、平成28年度及び平成29年度に盛り土工事を実施し、施設延長548メートルのうち、国土交通省の防潮堤との取り合い部分を除いた約530メートルの区間について、海拔10メートルの高さまでの盛り土が完成しております。5月13日には、昨年度までに完成した部分の一般公開を実施し、来場者の皆様にその高さを体感していただくとともに、現在の整備状況を御確認いただきました。

本年度は、多目的広場の完成に向けた護岸工事などを進めるとともに、仮称ではございますが「多目的広場上部利活用検討委員会」を立ち上げ、委員の皆様の御意見等を伺いながら、シーガーデンを構成する施設の一つとして、多くの皆様にお楽しみいただける施設となるよう、整備を図ってまいります。

次に、「内陸のフロンティア」を拓く取り組み改め「“ふじのくに”のフロンティア」を拓く取り組みについてでございます。

「内陸のフロンティア」を拓く取り組みにつきましては、静岡県が第2期全体構想・基本計画を策定するに当たり、名称を「“ふじのくに”のフロンティア」を拓く取り組みに変更したことに伴い、当町の関連組織につきましても、本年4月1日から名称を変更いたしました。

この「“ふじのくに”のフロンティア」を拓く取り組みにおける川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域でございますが、昨年度からの繰越事業として進めております大幡川右岸側の橋梁下部工事につきましては、今月中に工事を完了する予定でございます。また、左岸側の橋梁下部工事につきましては、7月下旬に契約を締結し、工事を開始する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0事業」についてでございます。

「TOUKAI-0事業」につきましては、耐震補強において最大で30万円を上乗せする助成制度の拡充等により、平成29年度は無料耐震診断に47件、耐震補強計画策定に23件、耐震補強工事に19件、ブロック塀等耐震化補強事業に2件のお申し込みをいただき、例年以上の成果を上げることができました。

本年度につきましても、既に町民の皆様から木造住宅の耐震化に対するお問い合わせを多数いただいておりますので、補助金の上乗せ措置の期間延長に加え、戸別訪問やダイレクトメールなどによる啓発活動を積極的に実施し、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、健康診査体制の充実につきましても、御報告申し上げます。

当町では、母子の健康保持増進を図るため、妊娠期から各種健康診査、健康相談を実施し、子供の発育、発達に対する支援を行っておりますが、子供の発育、発達の中でも特に目の機能につきましては、6歳までにほぼ完成すると言われており、視力の発達を阻害する弱視を早期に発見し適切な医療につなげるよう、3歳児を対象とした健康診査において視力検査を行っております。この視力検査につきましては、家庭における視力検査と健診会場での問診により総合的に判断する方法で行ってまいりましたが、健康診査の精度向上を図るため、平成29年7月から、健診会場において目の屈折検査ができる機器を用いた視覚検査を試行的に開始し、その後、さらに体制を整え、本年1月から本格実施をしております。

平成29年7月から本年5月までに、機器を用いた視覚検査を受けたお子さんの人数は202人であり、このうち約1割のお子さんが医療機関での精密検査を受診されております。今後も、町内小児科医、眼科医等の御意見をお伺いしながら診察内容の評価を行い、健康診査体制のさらなる充実に努めてまいります。

次に、予防接種事業についてでございます。

予防接種は、感染症への罹患、重症化を予防するため、国が定める予防接種法に基づき実施しているところでございますが、接種が推奨される予防接種の種類はここ数年増加しております。また、当町におきましては、志太圏域の近隣市町にかかりつけ医を持つ町民の方もいらっしゃることから、本年度から、焼津市、藤枝市及び島田市の各医師会と予防接種事業における直接契約を結び、スムーズに接種が受けられる体制を整えました。今後も、適切な時期に安全に予防接種を受けていただけるよう、接種体制のさらなる充実に努めるとともに、よりよい保健サービスが提供できるよう努めてまいります。

次に、福祉に係る「ワンストップ相談窓口」の体制整備についてでございます。

平成29年度から設置しております「ワンストップ相談窓口」では、地域共生社会の実現に向け各種相談に対応しておりますが、少子・高齢化や人口減少が進行する中、当町におきましても、社会的孤立や将来への不安など、さまざまな課題を抱えておられる方々を地域全体で支え合い、支援していくことが求められております。このため、これまでは分野別、年齢別に縦割りだった支援を包括的に地域で支えられるよう、本年度からは福祉課職員の保健師が中心となり、福祉に関する初期相談への対応やアセスメントを行った上での適切なサービスへとつなげ、地域の生活課題を早期に解決する支援体制の構築に取り組んでいるところでございます。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年や高齢者数がピークを迎える2042年を見据え、高齢者の皆様がみずからの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、これまでの自立支援・重度化防止といった介護保険制度の理念を堅持しつつ、質が高く、効率的なサービスを提供する地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を政策課題の柱として掲げております。

こうした国の動きを踏まえ、平成29年度に町が策定した第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画では、「健康長寿のまちづくり」、「支え合って暮らせる地域づくり」、「安心して暮らせる介護サービスの提供」の三つの基本理念を継承し、これまでも重点施策として位置づけてまいりました医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実や、高齢者の皆様の社会参加を推進し、個々の生きがいづくりにつながる新たな事業の展開を掲げております。また、さらなる高齢化の進行に伴い、介護給付費



の増加が見込まれるところでございますが、当町におきましては、現状の保険料収納額の範囲で必要な事業が実施できると判断し、本年度から3年間の介護保険料基準額は月額4,800円と、これまでの額を据え置くことといたしました。

高齢者の皆様の介護費用の負担が抑制されるよう、今後も、介護予防体操の普及やリハビリ専門職を活用した積極的な介護予防の推進、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心とした認知症予防及び認知症の早期発見・早期対応に取り組んでまいります。

次に、介護保険における新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業についてでございます。

新しい総合事業のうち、住民が主体となった通所型サービスBといたしまして、本年1月から「ふれあいデイサービスかがやき」がスタートいたしました。これは町民ボランティアによるデイサービスとして、支える側・支えられる側という関係ではなく、ともに活動し、学ぶ場を目指して開かれているもので、利用者の皆様からは気軽に参加できると好評をいただいております。さらに、本年4月からは、緩和した基準による通所型サービスAの半日型及び1日型の事業といたしまして、レクリエーションや軽度の体操などを行う「健康わくわくデイサービス」がスタートいたしました。

今後も、地域包括ケアシステムの実現に向け、よりよいサービスが構築されるよう準備を進め、高齢者の皆様自身が役割や生きがいを持って積極的に社会活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう支援をしてまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、静岡デスティネーションキャンペーンにつきまして御報告申し上げます。

JR6社と自治体、観光事業者等が協働で実施する国内最大規模の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」が2019年に静岡県で開催されることに当たり、本年4月から6月までの3カ月間、県内では全国から観光誘客促進を図るためのプレキャンペーンが展開されております。

具体的な取り組みといたしましては、4月1日にJR静岡駅等においてオープニングセレモニーが実施されたほか、5月15日から17日までにかけて、全国から旅行会社社員など約870人をお迎えし、全国宣伝販売促進会議が開催されました。この中では、全体会議や歓迎レセプション、県内各地域で「エクスカージョン」と呼ばれる小旅行が実施をされ、当町におきましても、静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市及び川根本町と連携し、町のPR活動を実施いたしました。

今回の全国宣伝販売促進会議に御協力いただきました静岡うなぎ漁業協同組合、吉田町煮干協同組合、南駿河湾漁業協同組合吉田支所、松浦食品有限会社の皆様方、また、町内におけるデスティネーションキャンペーンの機運醸成に御協力いただいた事業者様などには、心から感謝申し上げます。

今後は、来年のデスティネーションキャンペーンに向けまして、産業団体とさらなる連携を図りながら、観光資源の魅力向上や旅行商品の造成等に取り組んでまいります。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会につきまして御報告申し上げます。

東日本大震災以降、強力に推進してまいりました「津波防災まちづくり」の一丁目一番地

であります防潮堤のかさ上げ工事が、川尻工区を皮切りに本年度から開始される運びとなりましたことから、町では、この機をシーガーデンシティ構想の加速と深化のときと位置づけ、新たな安全が確保される沿岸域へにぎわいの輪を広げながら、町全体のランドデザインを描き、シーガーデンをコーディネートすることを目的とした「吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会」の設置を進め、現在、第1回会議を今月下旬に開催できるよう調整をしているところでございます。

この委員会の委員には、地域住民の代表者であります各自治会長を初め、町内の産業4団体、県営吉田公園の指定管理者であるNPO法人しずかちゃん、一般社団法人吉田町まちづくり公社からの選出委員に加え、国・県の関係機関の皆様にも委員として参画していただくほか、より専門的な見地から助言をいただくため、都市デザインに精通されております静岡文化芸術大学デザイン学科教授の寒竹伸一先生に委員への就任を依頼し、このたび、御了承をいただいたところでございます。

委員会を進めるに当たりまして、静岡文化芸術大学デザイン学科の学生の皆様にも事務局の一員として参画していただく予定でございます。町外の若者による新たな視点と、デザインを学ぶ学生の想像力豊かな発想による提案を受けながら事務局運営を行い、推進委員会や多目的広場上部利活用検討委員会等の提言を踏まえた上で、シーガーデンシティ構想の具現化を図ってまいりたいと考えております。

また、今回のシーガーデンシティ構想の具現化にあわせまして、町民の皆様が容易にイメージすることができ、さらに川尻海岸におけるシーガーデンの将来の姿が想像できるよう、防潮堤のかさ上げ工事と推進委員会等からの提言を取り入れたジオラマの製作を静岡文化芸術大学に依頼し、シーガーデンシティ構想のさらなるPRを図ってまいりたいと考えております。

次に、「吉田町都市計画マスタープラン」の中間変更についてでございます。

「吉田町都市計画マスタープラン」は都市計画法の規定に基づき、平成21年2月に策定し、当町の都市計画の基本的な方針として運用してまいりましたが、策定から10年近くが経過をし、社会情勢が大きく変化していることや、平成28年3月に策定した第5次吉田町総合計画及び同年2月に策定した第3次吉田町国土利用計画との整合を図る必要がございましたことから、平成28年度及び平成29年度の2カ年で変更事務を進め、本年3月に都市計画決定を行いました。

変更後の「吉田町都市計画マスタープラン」には、目下、当町が推進しております「シーガーデンシティ構想」を核とした新たな町づくりについても盛り込んでおりますので、今後は都市計画の観点からも、新たな安全とにぎわいの創出をより一層推進してまいります。

次に、準用河川であります大幡川の河川改修事業についてでございます。

大幡川につきましては、昨年度からの繰越事業といたしまして、川尻地区の落差工改修工事を進めているところでございます。上流部の大窪川につきましても、8月下旬に契約を締結し、片岡地内の中瀬橋上流部の改修工事に着手する予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP（トリビンス・プラン）」の本年度における主な事業につきまして、現在までの実施状況を御報告申し上げます。

まず、「子どもの「確かな学力」を保障する環境づくり」に係る事業のうち、外国語・国際理解教育の推進についてでございます。

本年度から新しい学習指導要領が先行実施となり、小学校3年生から外国語に関する授業

が開始されました。このことに着実に対応し、各学校における外国語教育・国際理解教育を充実させるため、引き続き、全小・中学校に外国語指導助手を1名ずつ配置するとともに、指導助手が十分に力を発揮することができるよう、指導助手と学校及び教育委員会との橋渡し役としてプログラムコーディネーターを1名配置しております。

次に、幼保・小中一貫教育の推進についてでございます。

幼保小の一貫した教育につきましては、平成28年度から、千葉大学の松寄洋子先生に御指導いただき、また、平成29年度からは、国立教育政策研究所の指定もいただきながら取り組んでまいりました。この中で、昨年度は幼児教育の重要性を認識しつつ、どの幼稚園、保育園等においても、質の高い幼児教育を施すことができるよう、共通の指導指針となる「吉田町幼児教育カリキュラム教師・保育士用指導書」を作成し、本年度から本格的に、本カリキュラムに基づく実践を行っております。また、本年度からは、幼稚園、保育園等での教育を小学校に円滑につなげることで、小1プロブレムの解消を図ることを目的としたスタートカリキュラムの検討も実践を交えながら行っております。

あわせて、小中一貫教育につきましては、國學院大学の田村 学先生を座長にお迎えして、「小中学校のつながりのある教育検討委員会」を設置し、本年3月に第1回会合を開催いたしました。この委員会におきまして、義務教育の9年間を通じた系統的及び継続的で充実をした教育のあり方を検討していくこととしております。

次に、快適な学習環境の整備についてでございます。

昨年度は、児童・生徒が快適な環境の中で学習することができるよう、全小・中学校へのエアコンの設置と学校照明のLED化を行いました。本年度は、既にトイレの洋式化が完了している中央小学校を除く全ての小・中学校において、校舎のトイレを洋式化する予定であり、現在、工事の実施に向けて準備を進めるところでございます。

続きまして、「教職員が授業に専念できる環境づくり」に係る事業のうち、学校閉庁日の設定についてでございます。

教育委員会では、夏季休業日及び冬季休業日中に、教職員が休みやすい環境を整えるため、夏季は9日間、冬季は6日間の学校閉庁日を設定することとしております。学校を完全閉庁することにより、年次有給休暇の取得を促進し、心身をリフレッシュして英気を養い、休暇明け以降の教育活動に邁進していただくことにつながるものと期待をしております。

次に、校務アシスタントの配置についてでございます。

本年度から、教員でなくてもできる仕事を行う校務アシスタントを、各小・中学校に2名ずつ配置いたしました。これにより、教員は授業や生徒指導といった教員の中核業務に専念することができ、日々の教育活動の充実につながるものと期待をしております。

次に、校務支援システムのバージョンアップについてでございます。

これまでの校務支援システムは処理速度が大変遅く、教員が通知表や指導要録等を作成するに当たり、多大な時間を要しておりましたことから、通知表等の作成時間を大幅に短縮することができるよう、本年5月に、校務支援システムをバージョンアップする更新業務委託契約を締結いたしました。今後は早期にシステムを稼働できるよう、受託業者及び各学校と調整を図ってまいります。

また、教員が働きやすい環境づくりを実現するため、本年4月に教員を対象としたアンケートを実施いたしました。今後は、このアンケートの集計結果をもとに、職員室の事務に必要な

な機器の整備等を行ってまいります。

続きまして、「保護者の教育ニーズに応じた環境づくり」に係る事業のうち、公設学習塾の実施についてでございます。

公設学習塾につきましては、これまでも実施してきたところでございますが、本年度は保護者からの平日開催を望む声、また教科数をふやしてほしいとの要望を踏まえ、これまでの土曜開催を平日開催へと変更し、また教科も国語を追加して実施することといたしました。さらに、これまでのプリント教材に取り組むコースに加え、タブレットを活用してデジタル教材に取り組むコースを追加することで、児童・生徒が情報機器に触れる機会をふやすとともに、個人の習熟度に応じた学習が進められることを期待しております。

次に、放課後子ども教室推進事業についてでございます。

本年度から、中央小学校区をモデル校区として設定をし、川尻会館及び片岡会館におきまして、平日4時間授業の日に実施する放課後子ども教室を開始いたしました。この教室は、子供たちや地域の皆様に親しみを持っていただけるよう、愛称を「どんぐり教室」とし、地元のNPO法人「eとこ吉田」に運営を委託して、年間27回の実施を予定しております。

この「どんぐり教室」は5月1日から開始いたしましたが、子供たちは宿題などの学習活動のほか、工作や昔の遊び体験など、地元のボランティアの皆様と一緒に楽しみながら活動しております。放課後における子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、来年度以降は住吉小学校区及び現在活動が行われている自彊小学校区におきましても、平日4時間授業の日に対応した放課後子ども教室の実施を検討してまいります。

最後に、これまで申し上げました全ての環境づくりに共通する、授業日の平準化につきまして、御報告申し上げます。

授業日の平準化は、授業日数を増やし、1日当たりの授業時間数を減らすことにより、放課後の時間を生み出すものでございます。本年度の中学校の授業日数は昨年度と同程度でございますが、小学校につきましては外国語活動の授業時間数の増加などに対応するため、昨年度に比べて2日から3日、授業日数を増加させ、平準化を図っております。

学校からは、授業の平準化により、授業時間数の捻出や勤務時間内での会議の設定などに一定の効果があるとの報告をいただいております。来年度以降の授業日数につきましては、これまでの取り組みを踏まえ、教育委員会と各学校とが協議を重ね、決定されることとなります。

以上が、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」における本年度の主な取り組みと実施状況でございますが、本プランにつきましては、各学校の教職員と意識の共有を図りながら進めていくことが重要であると考えております。このことから、教育委員会及び町と教職員とが直接対話をする機会といたしまして、「TCPトリビンスプラン車座対話」を開催し、去る5月には管理職を対象として実施いたしました。

この「車座対話」は全10回程度開催する予定であり、対象も職階ごとや希望者を募るなどして、開催することとしております。直接対話の機会を通して、関係者間での意識の共有を図られ、当町の教育がより一層充実することを期待しております。

続きまして、総合体育館運営事業についてでございます。

本年4月1日にリニューアルオープンいたしました総合体育館につきましては、土日、祝

日にはバレーボールやバドミントンなどの各種大会、平日等の夜間には各種競技の練習が行われ、技術力の向上や健康増進、利用者同士の交流の場として、多くの方に御利用いただいております。

また、トレーニング機器を一新し、専門のインストラクターを配置したトレーニング室につきましても、4月1日から5月25日までの初回講習会受講者は475人、一般延べ利用者数は1,612人となっており、町民の皆様の健康づくりや体力づくりの場として有効に御活用いただいております。

6月16日には、総合体育館のリニューアルオープンを記念する事業といたしまして、バスケットボール女子日本リーグに所属しているシャンソンVマジックの選手を招待し、町内の女子バスケットボール少年団と吉田中学校女子バスケットボール部を対象とした「バスケットボールクリニック」を開催いたします。また、今月30日及び7月1日には、バレーボールのオリンピック等出場経験者を招待し、町内のママさんバレーボールチームを対象とした指導者クリニックや親善試合などを行う宝くじスポーツフェア「はつらつまママさんバレーボール」を開催する予定でございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、公共下水道事業につきましても、御報告申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めております。

このうち、浄化センターにつきましては、長寿命化計画に基づき、電気設備更新工事といたしまして、沈砂池設備、減菌・用水設備及び監視制御設備における電気機器の更新を平成29年度及び平成30年度の債務負担行為により行っており、本年度も継続して工事を実施しているところでございます。

また、管渠建設につきましては、同交付金を活用した片岡1号汚水幹線工事、片岡2号汚水幹線工事及び既設管路施設耐震補強工事などを計画しており、発注に向けた準備を進めているところでございます。

続きまして、「行政と住民とが一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、ふるさと納税につきましても御報告申し上げます。

当町では、平成28年6月21日から、ふるさと納税返礼事業を開始し、今月末をもちまして2年が経過するわけですが、これまでに全国各地から多くの御寄附をいただき、そのお礼といたしまして、当町のさまざまな特産品を寄附者の方々へ返礼し、地域産業の振興を図ってまいりました。

平成29年度の寄附額の合計は、速報値でございますが、6億9,116万2,500円となっており、返礼事業を開始した平成28年度の寄附額であります6億7,432万5,000円と比べますと、2.5%とわずかではございますが、増加をしております。

寄附件数は、全体で5万4,075件でございます。都道府県別に見ますと、東京都、神奈川県、大阪府の3都府県からの御寄附が多く、寄附額全体の46.5%を占めております。また、1件当たりの寄附額につきましては、1万円が3万4,326件と、2万円が1万4,190件と、全体の寄附件数の89.7%を占めている状況でございました。

このように、多くの方々から貴重な御寄附をいただいたわけですが、当町では、寄附者から使い道の指定があった御寄附につきましては、健康づくりや子育て支援、産業振興、

交流促進、教育振興等の分野における新規事業や既存事業の拡充に係る費用に充当させていただき、町民福祉の向上に役立たせていただいております。

こうした中、国は、地方公共団体において、ふるさと納税活用事業の内容や成果をできる限り明確にする取り組みや、ふるさと納税の寄附者との継続的なつながりを持つ取り組みを進めることが重要であるとの考えを示しており、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」や「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げ、地方公共団体において、これらのプロジェクトの実施に必要な経費につきまして、特別交付税措置を講じ、積極的な取り組みを推進しております。

当町におきましても、効果的な情報発信や寄附者とのコミュニケーションの充実、ふるさと納税の使途の明確化により、これまで以上に多くの皆様から応援をしていただけるよう、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

以上、本年度の事業の進捗状況につきまして御報告させていただきましたが、当町の「津波防災まちづくり」における最重要施策であります防潮堤のかさ上げ工事につきましては、一日も早く工事にとりかかることができるよう、引き続き、国・県との連携・調整を図ってまいります。

また、これからの未来を担う子供たちが、複雑多様な社会の中で力強く生きていくための資質・能力を身につけることができるよう「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」に位置づけられた各種施策を着実に進め、教育環境のさらなる充実に取り組むとともに、子育て支援や健康づくり、シーガーデンシティ構想を中心としたにぎわいづくりに関する施策にも力を注ぎ、当町の将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現へと飛躍をしてまいります。

議員各位におかれましても、こうした町の取り組みに対し御理解をいただき、今後も御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の行政報告といたします。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

---

## ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（藤田和寿君） 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いいたします。

10番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 議会運営委員会の委員長、大塚です。

議会閉会中の活動報告をいたします。

開催日時、5月24日木曜日、午前9時。

場所は、役場4階第1会議室。

出席委員は、議員6名、うち1名は遅刻、番外1名、事務局2名、総務課長。

協議事項は、平成30年第2回吉田町議会定例会の運営について、総務課長から概要説明を受けた後、上程議案の審議方法について協議、議案10件は委員会付託なしとし、本会議で審議

することを決定いたしました。次に、会期の決定及び審議予定表について協議、決定しました。

次に、一般質問の取り扱いについて協議し、通告があった6名の一般質問を6月13日に行うことを決定しました。

意見書の取り扱いについては、給与所得等に係る特別徴収税額の決定、変更通知書（特別徴収義務者用）第3号様式から個人番号欄を削除することを求める意見書、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の3件が議長宛てに提出されましたが、いずれも議会運営委員会どまりといたしました。

そのほか、吉田町議会基本条例について、第2条中、第1項第2号の会議の定義に「議会改革推進会議」を追加することについて協議しました。協議の結果、次回会期中に開催される議会運営委員会において、改正文や内容、全員協議会への報告などを検討することとしました。

閉会は、午後零時38分でした。

以上で、報告を終わります。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いいたします。

6番、山内 均君。

〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会の委員長、山内 均です。

それでは、総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告をいたします。

平成30年4月23日、午前9時から11時30分まで、委員7名、事務局2名の出席で委員会を開会いたしました。

協議事項は、平成30年3月16日の委員会において、5月に行う議会報告会のトピックスは総務文教常任委員会の調査事項である生活交通の確保についてを取り扱うことを決定した。それを受けて作成したパワーポイントを使用した報告内容の発表と、ページごとの検討を行った。

検討の結果、内容については、1、調査事項の目的を明記するページを追加すること。2、点、グラフには人数を表記し、わかりやすくすること。3、近隣市町の事例を動画を使い説明をすること。牧之原市の自主運行バスとデマンドタクシー、焼津市の自主運行バス、島田市の自主運行バス、藤枝市の自主運行バスとバス停型乗合タクシー。4、最終ページには報告会でいただいた意見を委員会で生かすことの本旨を書き入れること。説明の際、終了後にアンケート記入をお願いすることを協議し、決定をしました。

その他、議会報告会への参加をお願いするグループと会場ごとの人数及び担当者を決め、委員会を開会いたしました。

平成30年5月21日、午前9時から10時まで、委員7名、事務局2名の出席で、委員会を開会いたしました。

協議事項は、今後の委員会の進め方についての検討について。1、総務文教常任委員会の

調査事項について、町に説明をお願いするための担当課と質問内容との準備をすることを決めました。決め方は議会報告会での生活交通の確保についてのアンケート結果をベースとして協議すること。アンケート内容を質問事項に反映すること。2、議会報告会で行うアンケート集計の日程と担当者を決定した。3、牧之原市、焼津市、島田市、藤枝市など近隣市町で運行するコミュニティバスやデマンドタクシーの事例は今後の委員会の調査扱いとすることを決定した。

以上が、総務文教常任委員会の議会閉会中の活動であります。報告を終わります。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 産業建設常任委員会の委員長であります、大石 巖でございます。

産業建設常任委員会より、閉会中の委員会活動について御報告をいたします。

4月18日、午前9時より、委員7名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしました。

所管事務調査であります道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてのうち、河川の管理及び整備について当局から資料提供、説明を受け、現地調査を実施するなど、調査研究した結果を整理し、中間まとめを行うことといたしました。今後の調査として、都市公園の管理及び整備について、基礎資料として町内所在図等の提供を求めることといたしました。

5月9日、午前9時より、委員6名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催いたしました。

河川の管理及び整備についての中間まとめについて協議をいたしました。また、都市公園の管理及び整備についての基礎的法令や都市公園一覧表をもとに調査研究することといたしました。

5月29日、午前9時より、委員7名、番外1名、事務局2名の出席で委員会を開催し、河川の管理及び整備についての中間まとめを協議し、決定しました。また、都市公園の管理及び整備について当局から説明を受ける項目や日程を検討いたしました。

視察先については、前回打診した自治体に7月以降で調整することといたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。



---

◎議会広報特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第5、議会広報特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会広報特別委員会委員長、お願いいたします。

2番、三輪美由紀君。

〔議会広報特別委員会委員長 三輪美由紀君登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（三輪美由紀君） 議会広報特別委員会委員長、三輪美由紀です。議会広報特別委員会より、議会閉会中の委員会活動について報告をいたします。

3月28日に、委員6名、事務局1名の出席で行われました議会広報特別委員会では、よしだ議会だよりの紙面をさらに見やすく充実させるため協議をいたしました。

協議では、5月に発行するよしだ議会だより第89号の紙面より、読みやすく、より見やすいユニバーサルフォントを使い、町民の皆さんに読みやすい文字のゴシック体、明朝体の太い文字に変更することを決定いたしました。また、今まで文字の太さは1行10文字でしたが、1行9文字と大きくすることや、季節により紙面の色を変更するとともに、一般質問のテンプレートについては見出し問答を15文字厳守にすること、リード文は100文字以内とし、文章が短くても位置は変更しないこと、経過問答については700字以内とし、必ず図表は写真2枚以内、またはイラストを挿入することとし、顔写真は目にとまりやすい右下に変更することなどについて、決定いたしました。

5月21日、委員6名、事務局1名で行われました。

議会だよりを変更したことを踏まえ、議員各位の意見をいただき、議会広報特別委員会で協議していくことを決定いたしました。

以上で、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

---

◎議会ICT推進特別委員会委員長報告

○議長（藤田和寿君） 日程第6、議会ICT推進特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

議会ICT推進特別委員会委員長お願いします。

8番、杉本幸正君。

〔議会ICT推進特別委員会委員長 杉本幸正君登壇〕

○議会ICT推進特別委員会委員長（杉本幸正君） 議会ICT推進特別委員会会議報告を報告いたします。

3月28日月曜日、午後1時半から3時まで、出席者、委員6名、番外1名、事務局1名で、役場4階第1会議室で開催いたしました。

協議の内容は、フェイスブックに4月の掲載記事と担当者を決定しました。サイボウズ、LINEの使用についての実演を行い、技術の習得を図りました。次回からの議会のインターネット配信の必要機器について協議を行うことで決定いたしました。

以上で、終了いたしました。

4月27日金曜日、午前9時から午前11時40分まで、出席者、委員6名、番外1名、事務局1名で、役場4階第1会議室で開催した。

協議事項の内容は、フェイスブック5月の掲載記事と担当者を決定した。議会フェイスブックの利用について、常任委員会、特別委員会を開催結果の報告をフェイスブックに記載することを決めました。平成29年度の議会フェイスブックをページの認知数を確認、分析を行い、今後の対策を検討した。クラウドについて、サイボウズLINEを使用して、情報の共有化を図ることを協議しました。サイボウズLINEの利用マニュアルを作成するということを決めまして、委員会を終了いたしました。

5月11日月曜日、午前9時から午前10時55分まで、出席者、委員6名、番外1名、事務局1名で、役場4階第1会議室で開催しました。

協議事項の内容は、平成29年度の議会フェイスブックの投稿のリーチ数を分析しました。リーチ数の多かったものは第3回議会定例会の予定、議会改革に関しての話題に対しての関心が高かった、自彊小学校の運動会に関心が高かったという結果でありました。

フェイスブックの掲載について協議を行い、以下のことを決定した。

フェイスブックの掲載は各委員会の委員長または副委員長が行う。委員会の掲載には基本的に写真を添付する。添付写真は会議中、視察中、委員会等の資料ということで決めました。フェイスブックの記載は委員長または副委員長が行うということで決定しました。議会フェイスブックを記載する委員会等を決めました。各常任委員会、各特別委員会、全員協議会、議会運営委員会、議会改革推進会議ということを決めました。

フェイスブックの投稿日につきましては、会議の終了後の当日あるいは土日及び祝祭日の場合は休日明け、視察等は速報性を持たせるため、同日行うということを決めました。

サイボウズLINEの説明につきましては、5月14日に行うということを決め、以上を協議して委員会を終了しました。

5月25日午前9時から10時40分まで、出席者、委員5名、番外1名、欠席1名、事務局1名で、役場4階第1会議室で開催しました。

協議の事項の内容は、フェイスブックに6月の掲載記事と担当を決定として、各委員長、座長の投稿への依頼文を作成する。6月1日の全員協議会において報告するというサイボウズLINEの希望受講者の情報の提供をするということで、希望者の対応は増田議員が対応して行うということを決めいたしました。

以上で、議会ICT推進特別委員会の委員会報告を終わります。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。  
委員長、御苦労さまでした。
- 

◎吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告

- 議長（藤田和寿君） 日程第7、吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

吉田町教育改革調査特別委員会委員長、お願いいたします。  
9番、八木 栄君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

- 吉田町教育改革調査特別委員会委員長（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

吉田町教育改革調査特別委員会の報告をいたします。

平成30年3月30日木曜日、第2会議室にて、午後1時30分から第9回特別委員会を開会いたしました。

出席委員6名、番外1名、当局からは教育長、栗林理事兼学校教育課長、塚本理事、内田こども未来課長ほか職員4名が出席。

前回、文書整理した新しい方向性のトリビンス・プランに関する疑問点について、当局に質問事項として提出してあったものの回答をいただき、質疑応答をしました。質問事項は、1、新しい方向性について。2、教育委員会の京都市への視察内容について。3、平成30年度の各小・中学校の教育計画について。回答にあわせて資料の提供を受けました。

また、学校教育課に対し、町内各小・中学校の平成30年度授業時間数について資料提供を依頼することに決定しました。次回、特別委員会開催に当たり、教育委員会、総合教育会議などの組織規程について、資料調査したい旨を告げました。

散会は、17時15分でした。

以上が、吉田町教育改革調査特別委員会の報告です。

- 議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。  
委員長、御苦労さまでした。
- 

◎議案第31号～議案第40号の一括上程、説明

- 議長（藤田和寿君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第8、第31号議案から日程第17、第40議案までの10議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成30年第2回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、条例の一部改正について5件、契約の変更について1件、人事案件1件の合計10件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第31号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の課税額において、基礎課税額の賦課限度額を引き上げること及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更など、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第32号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地にかかる固定資産税の負担調整措置を講じること。わがまち特例による固定資産税の特例措置について定めること及び地方税法等の条ずれの改正に伴う条項番号の整備など、法改正に沿った所要の改正を行うものでございます。

第33号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第32号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが本年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、平成30年度の固定資産税の評価がえに伴い、土地にかかる土地計画税の負担調整措置を講じること、わがまち特例による都市計画税の特例措置について定めること及び地方税法等の条ずれの改正に伴う条項番号の整備など、法改正に沿った所要の改正

を行うものでございます。

第34号議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、吉田町立吉田中学校における部活の指導体制の充実を図るとともに、教職員が授業に専念できる環境づくりを一環とした部活動指導員を新たに採用する予定となっておりますことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づく非常勤職員となる部活動指導員の報酬の額を新たに定める改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

第35号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、第32号議案及び第33号議案と同様に、地方税法等の一部改正する法律などが本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、生産性革命・集中投資期間中における中小企業の一定の設備投資について特例措置を講じることから、所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

第36号議案は、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本条例で引用する条項番号の整理が必要なことから、所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

第37号議案は、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）が本年3月22日に公布されたことに伴いまして、租税特別措置法（昭和32年法律26号）に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の取り扱いについての規定が統合されましたことから、本条例の関係箇所につきまして所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

第38号議案は、吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号）が本年3月30日に公布されたことに伴いまして、放課後児童指導員の資格要件が拡大されたことから、本条例の関係箇所について所要の改正を行おうとする内容の条例を制定することにつきまして、お認めいただくものでございます。

第39号議案は、静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、川根本町及び島田市で構成する川根地区広域施設組合が本年3月31日付で解散したことに伴いまして、静岡県市町総合事務組合格約上におきまして、川根地区広域施設組合を削除する必要があることから、本規約において所要の変更を行おうとするものがございます。

第40号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町川尻の村松晴雄さんが本年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き、吉田町川尻1546番地、村松晴雄さんを吉田町固定資産評価審査委員会委員に選任することにつきまして、御同意をお

願いするものでございます。

以上が上程いたします10議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会中になると思っておりますが、現在進めております各小・中学校におけるトイレの改修につきまして、学習環境のさらなる向上を図るため、平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業 住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校のトイレ改修工事請負契約を実施する予定でございます。このため、当契約の準備が整い次第、今議会に契約の締結に関する議案を追加上程させていただきたいと存じますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 町長から提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長お願いいたします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第39号議案及び第40号議案の計2議案について、そして町民課から上程しております1議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第39号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容につきまして、御説明申し上げます。

議案書の28ページ、29ページ及び参考資料ナンバー9をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合組合長から、本年5月17日付、静総第34号による規約変更に係る協議依頼があり、本年7月2日に協議書を提出するよう依頼がありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、今回、規約変更に係る議案を上程させていただいたものでございます。

今回の規約変更の内容でございますが、川根本町及び島田市で構成する川根地区広域施設組合が本年3月31日付で解散したことに伴いまして、静岡県市町総合事務組合から脱退したものとしまして、静岡県市町総合事務組合規約の変更をしようとするものでございます。

解散の理由でございますが、川根地区広域施設組合の運営するし尿処理施設クリーンピュア川根の構成市町であった川根本町及び島田市のうち、島田市が平成29年度をもちまして組合から脱退し、平成30年度以降の当該施設の運営につきまして、当面、川根本町単独で実施していくこととなったことから、当該組合を解散したということでございます。

改正の内容でございますが、静岡県市町総合事務組合規約の別表第1及び第2中から「川根地区広域施設組合」を削るものでございます。

なお、施行期日につきましては、静岡県知事の許可の日からとするものでございます。

以上が、第39号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についての概要でございます。

続きまして、第40号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の30ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります吉田町川尻の村松晴雄さんが、本年6月30日をもって任期満了になりますことから、村松さんの再任につきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。村松さんは、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちで、また、地域住民からの信望も非常に厚く、引き続き同委員に就任していただきたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

選任者の住所につきましては吉田町川尻1546番地、氏名は村松晴雄、生年月日は昭和17年1月25日、現在76歳でございます。

なお、村松さんは現在、固定資産評価審査委員会委員として平成12年7月1日から6期18年在職していただいております、他にかえがたい御経験と知識を有している方でございます。

また、村松さんの選任に当たりましては、地元川尻区からも御推薦をいただいているものでございます。

以上が第40号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての概要でございます。

以上が、総務課からの2議案につきましての御説明でございます。

引き続き、町民課から上程しております1議案、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、平成30年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、平成30年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、あわせて御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の3ページと参考資料ナンバー1、新旧対象表をあわせてごらんいただきたいと存じます。

具体的な改正内容でございますが、まず、吉田町国民健康保険税条例、第2条課税額におきましては、国民健康保険税をより負担能力に応じた負担とする観点から、第2項の基礎課税額の賦課限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げる改正でございます。

続きまして、第23条国民健康保険税の減額におきましては、現在、国民健康保険に加入している低所得者層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には被保険者均等割及び世帯別平等割について、それぞれ7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、今回の改正では、まず、さきの第2条第2項の改正にあわせて、基礎課税額の賦課限度額を「54万円」から「58万円」に改め、次に、同条第2号の5割軽減の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を「27万円」から「27万5,000円」に、同条第3号の2割軽減においては「49万円」を「50万円」にそれぞれ引き上げ、減額措置を拡大する改正を行うものでございます。

続きまして、第25条の2、特例対象被保険者等に係る申告の第2項におきましては、非自発的な理由で失業した65歳未満の特例対象被保険者が申告書を提出する際に必要となる確認書類について、マイナンバーの情報連携により内容を把握できる場合には確認書類の提示を省略

することができることに加えて、「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」へ表現を改めるとともに、「雇用保険受給資格者証」を「雇用保険受給資格者証」へ正しい名称に改めることの改正でございます。

また、附則として施行期日を平成30年4月1日と定めるとともに、この条例の適用区分は平成30年度以降とし、平成29年度分までは従前の例によることと定めるものでございます。

以上が、平成30年3月31日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） ここで暫時休憩とします。

再開を10時40分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

続きまして、税務課長、お願いいたします。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第32号議案、第33号議案、第35号議案及び第36号議案、4議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、第32号議案、第33号議案は地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、第32号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例、第33号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

また、第35号議案、第36号議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、第35号議案は吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について、第36号議案につきましては吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

初めに、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案の4ページから12ページまでと、参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

参考資料により御説明申し上げます。参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。



第20条の改正は、外国子会社合算税制等の見直し及び法人税の申告期限の延長の特例等の適用がある場合の延滞金の計算の基礎となる期間の見直しがされたことにより、引用する第48条及び第52条が改正されたことに伴う項ずれによるものでございます。

第31条、第36条の2の改正は、一般用例に基づき文言の改正でございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

第40条の改正は、個人住民税の納期について、特別な事情のある者の納期について第1項に規定する期間以外の納期を定めることができるものとするものでございます。

第46条の改正は、給与所得にかかわる特別徴収税額の納入通知書の様式に、総務大臣が定めた様式を加えるものでございます。

第47条の3の改正は、法律の改正にあわせ、略称規定を整備するものでございます。

第47条の5の改正は、一般用例に基づく文言の改正。

第3項は47条の3の読みかえ規定について、法律の改正にあわせ、略称規定を整備するものであります。

5ページから6ページをごらんいただきたいと思います。

第48条の改正は、法人の町民税について。外国子会社合算税制等の見直しに伴う税額控除が創設されたことに伴うものでございます。

第2項を第4項とし、新たに2項を加えるものでございます。

第2項、第3項に、外国子会社合算税制等の適用を受ける場合には、外国子会社に課される法人住民税の額のうち、外国関係会社の課税対象金額に対応する金額を控除することについて規定するものでございます。

第4項以降は、新たに2項が加わったことに伴う、2項ずつ繰り下げをしております。

また、条ずれ等による整備を行うものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

第52条の改正は、法人税の延滞金について、国税のうち市税と同様の見直しを行うことにより、第2項、第3項、第5項、第6項を加えるものでございます。納付期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には増額更正等により、納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付されていた部分については、その納付がされていた期間を控除して計算することについて規定されたものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

第53条の7の改正は、個人住民税の退職所得にかかわる納入通知書について、総務大臣が定めた様式を加えるものでございます。

第54条の改正は、省令改正にあわせて、引用する条を改正するものであります。

第67条の改正は、固定資産税の納期について、町民税と同様、納期について定めるものでございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

第71条の改正は、固定資産税の減免規定について明確にするよう規定を整備するものでございます。

第83条の改正は、軽自動車税について、町民税と同様、納期を整備するものでございます。

12ページから13ページの附則第3条の2の改正は、48条及び第52条の改正に伴い、引用する条項等を整備するものでございます。

第4条の改正は、第52条の改正に伴い、引用する条項等を整備するものでございます。

14ページから16ページの第10条の2は固定資産税等の課税標準率の特例を定めるもので、わがまち特例について規定しております。

第1項は、水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場等が対象となるもので、国の参酌基準が3分の1から2分の1に改正されたことに合わせ、町で定める割合を2分の1とするものでございます。

第3項は、中小企業者等が取得した土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出または飛散の抑制に資する施設が対象となるもので、現在の生産活動の実態にそぐわなくなった設備を特例の対象から除外することとされたことから削除するものでございます。

第3項が削除されたことに伴い、第4項、第5項を繰り上げております。第3項につきましては、項ずれによる改正でございます。

第5項から第9項までは、津波避難施設にかかわる課税標準の特例措置にかかわるもので、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において、町との管理協定の対象となった津波避難施設の償却資産について、特例措置が講じられておりましたが、より多くの避難施設を確保する必要から、対象となる避難施設に指定避難施設を追加する等の措置がとられることとなったことから、国の基準を参酌し、規定するものでございます。

第5項は、指定避難施設、避難用部分について、国の基準を参酌し、割合を3分の2と規定するものでございます。

第6項は、特定避難施設の避難用部分について、割合を2分の1と。

第7項は、協定避難用施設について、割合を2分の1と。

第8項は、指定避難用施設に附属する避難用の償却資産について、割合を3分の2と。

第9項は、協定避難用償却資産について、割合を2部の1と規定するものでございます。

第12項から第19項までの改正は、再生可能エネルギー発電施設にかかわる課税標準の特例措置について見直しが行われ、国の基準を参酌し、再生するものでございます。

第12項は、水力発電設備について規定したもので、5,000キロワット以上の規模のもの割合を3分の2とするもので、第13項は地熱発電設備にかかわるもので、1,000キロワット未満の規模のもの割合を3分の2とするものでございます。

第14項は、バイオマス発電施設にかかわるもので、1,000キロワット以上2万キロワット未満のものについて、割合を3分の2とするものでございます。

第15項は、太陽光発電設備にかかわるもので、1,000キロワット以上のものの割合を4分の3に。

第16項は、風力発電設備について、20キロワット未満のもの割合を4分の3とするものでございます。

第17項は、水力発電設備について規定するもので、5,000キロワット未満の設備について割合を2分の1に。

第18項は、地熱発電設備について1,000キロワット以上のものの割合を2分の1に。

第19項は、バイオマス発電設備について1万キロワット未満のもの割合を2分の1とするものでございます。

新たに6項が加わりましたことから、第13項以降を7項ずつ繰り下げしております。

第24項は、引用条項の講じるにより改正するものでございます。

10条の3の改正は、住宅にかかわる税額の減額を受けようとするときの申告について規定したもので、第3項から第11項までの改正は、政令改正に合わせ、引用する条項を整備するものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。

第12項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂にかかわる固定資産税の減額措置を創設するもので、特例を受けようとする場合の申告書に記載する事項等を規定するものでございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

平成30年度は、土地、家屋について3年に1度の価格の変化を反映させる評価がえの年にあたります。土地にかかわる評価がえに際しましては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等をあわせて検討し、必要な措置が講じられているところでございます。国におきまして、平成30年度は現行の仕組みを3年間延長することとされたことから、第11条、第11条の2、第12条、第12条の3、第13条につきましては、負担調整措置を平成32年度までの3年間延長するものでございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。附則でございます。

第1条において、本条例は地方税法等の施行期日に合わせ、施行日を平成30年4月1日としております。

第2条におきまして、町民税に関する経過措置を。

第3条におきまして、固定資産税に関する経過措置について定めております。

以上が、32号議案に関します御説明でございます。

続きまして、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について、御説明申し上げます。

提出議案13ページから17ページ、参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

参考資料により御説明申し上げます。

附則第5項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする際の申告について規定するものでございます。

2ページをごらんください。

第6項からは都市計画税の負担調整措置について、固定資産税と同様、特例措置を3年間延長するための改正でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。

第1項は、施行日を地方税法等の施行期日に合わせ、平成30年4月1日と定めるものでございます。

第2項では、経過措置を定めております。

以上が第33号議案についての御説明でございます。

続きまして、第35号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

提出議案20ページ、21ページ、参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

第1条の改正は、固定資産税の特例措置を規定するものでございます。この特例措置は、生産性革命・集中投資期間中における臨時、異例の措置として償却資産にかかわる固定資産税

について講じられるものでございます。地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法の規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業等の先端設備等、導入計画に記載された一定の設備装置であって、生産、販売の用に直接供されるもののうち、同法の施行の日から平成33年3月31日までの間において取得されるものにかかわる固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格をゼロ以上、2分の1以下の範囲において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置が講じられることとなりました。このことを受け、創設するものでございます。

市町村の条例で定める割合をゼロと規定するものでございます。3年間の一時的な措置でございます。

第2条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項の項ずれにより、附則第15条47項を46項に改正するものでございます。

附則でございます。

施行日を定めております。

経済産業省は早期に固定資産税の特例措置等の適用を可能とするため、6月上旬にも生産性特別措置法を施行したい方針であることから、施行日を生産性向上特別措置法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行すると定めております。また、第2条の項ずれによる改正の施行日は平成31年4月1日と定めております。

以上が第35号議案の御説明でございました。

続きまして、第36号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案、22、23ページ、参考資料ナンバー6をごらんいただきたいと思います。

第1条の附則第15項の改正は、都市計画税の課税標準にかかわるもので、都市再生推進法人が都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定の目的となる土地を所有し、または無償で借り受けて一定の施設を管理する場合には、その用に供する土地について、都市計画税の課税標準を最初の3年間はその価格の3分の2の額とすることとされたことに伴い、第48条を加えるものでございます。この措置は平成32年3月31日までとされております。

第2条の附則第3項の改正は固定資産税等の課税標準の特例で、第3項は特定事業者内保育施設について、第4項は市民緑地についての特例で、それぞれ引用する条項の項ずれにより改正するものでございます。

附則でございます。

施行日を第1条の改正は都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日からと定めております。

第2条の改正は施行日を平成31年4月1日からと定めております。

以上が第36号議案についての御説明でございました。

以上、上程させていただきました議案4点につきまして、御説明申し上げます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、福祉課長、お願いいたします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、本定例会に上程いたしました第37号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書の24ページ、25ページ。参考資料はナンバー7をごらんください。

本議案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月22日に公布され、平成30年8月1日から施行されることに伴い、吉田町介護保険条例の一部を改正することをお認めいただくとするものでございます。

この介護保険法施行令の改正におきまして、介護保険の自己負担割合及び高額介護、予防サービス費の所得額の判定基準となる合計所得額について、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案することを第22条の2、第1項中に加え、従来、特別控除額について規定していた第38条第4項が削除されました。そして、この第38条第4項に規定されていた内容は、第22条の2第2項に統合されたことにより、吉田町介護保険条例に生ずる条ずれを修正するものであります。

改正内容でございますが、第2条第1項第6号中、第38条第4項から第22条の2第2項へ改めております。そして、附則におきまして、施行日を平成30年8月1日からと規定しております。

以上が第37号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

福祉課からの議案につきまして、説明を申し上げます。御審議をよろしく願います。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第38号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案つづり26ページ、27ページ、そして、参考資料ナンバー8をごらんいただきたいと思います。

本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布されましたことから、児童福祉法第34条の8の2に基づき、厚生労働省令で定める基準に従い定めた本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第10条第3項第4号につきまして、職員免許更新制との関係でわかりにくい規定となっていた放課後児童支援員の資格要件について、教育職員免許法に規定する免許状を有するものであれば効力は問わないことを整理させていただきました。

第10条第3項第10号につきまして、事業の経験は豊富であるが、支援員の要件に該当せず、資格を有することができない方についても、支援員として従事することができるよう追加をさせていただきます。

そして、附則につきまして、施行期日を公布の日からと規定しております。

以上が、こども未来課から上程する議案の内容でございます。御審議のほどよろしく願います。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、理事兼学校教育課長、お願いいたします。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

〔理事兼学校教育課長 栗林芳樹君登壇〕

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

学校教育課からは、本定例会に上程をさせていただきます第34号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細について、御説明を申し上げます。

資料は議案書の18ページ及び19ページ並びに参考資料4となっております。

本議案は吉田中学校における部活動の指導体制の充実を図るとともに、TCP（トリビンス・プラン）の一環として、教職員が授業に専念できる環境づくりを進めるため、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を当町でも任用すべく、部活動指導員の報酬及び費用弁償に係る内容を定めるため、条例の改正をお認めいただくとするものでございます。

資料の19ページをごらんください。

改正の内容でございますが、特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1の区分のところに、部活動指導員を追加するとともに、報酬のところに日額1万2,400円、ただし、指導時間に応じて、任命権者が定める額との文言を追記いたします。

また、附則につきましては公布の日から施行するものでございます。

参考資料4といたしまして、条例の一部改正案の新対照表を添付させていただいておりますので、あわせて御確認をお願いいたします。

以上が学校教育課からの議案についての御説明となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 以上で、説明が終わりました。

---

## ◎第1号報告の報告

○議長（藤田和寿君） 日程第18、第1号報告 平成29年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について報告を行います。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課から、第1号報告 平成29年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてといたしまして、平成29年度の一般会計繰越明許費につきまして御説明申し上げます。

議案つづりの31ページ、32ページをごらんいただきたいと存じます。

この報告は、平成29年度吉田町一般会計補正予算におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、平成30年度に繰り越して使用できる経費をお認めいただきましたものにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調製しまして、御報告させていただくものでございます。

計算書の内容でございますが、議案つづりの32ページをごらんいただきたいと存じます。

平成29年度一般会計予算において、繰越明許費を設定させていただいた事業は繰越計算書

の表内にある4事業でございます。それでは、それぞれの内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、6款3項の漁港環境整備事業費でございます。これは吉田漁港多目的広場の護岸工事に係る工事請負費として8,476万円を平成30年度に繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、県支出金の静岡空港隣接地域にぎわい空間創生事業費補助金及び漁業基盤整備事業費補助金6,357万円、町債1,900万円、そして一般財源219万円でございます。

次に、8款2項の企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費でございますが、これは“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の中で位置づけられております企業活動維持支援事業区域の橋梁下部工事に係る工事請負費3,123万1,000円を繰り越して執行するものであります。その財源につきましては、未収入特定財源として町債3,120万円、一般財源3万1,000円でございます。

次に、8款3項の大幡川改修事業費でございます。これは、大幡川の河川改修に係る工事請負費として3,300万5,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の社会資本整備総合交付金987万7,000円、町債1,770万円、そして一般財源542万8,000円でございます。

最後に、10款1項の教育振興事業費でございます。これは、町内小・中学校のトイレ洋式化に係る委託料及び工事請負費として3億3,908万8,000円を繰り越して執行するものでございます。その財源につきましては、未収入特定財源として、国庫支出金の学校施設環境改善交付金9,109万2,000円、町債2億4,790万円、そして一般財源9万6,000円でございます。

以上が平成29年度一般会計において繰越明許費を設定させていただいた事業の概要でございますが、これら事業の翌年度繰越額合計額は4億8,808万4,000円となるものでございます。また、その財源の内訳は未収入特定財源の国庫支出金1億96万9,000円、県支出金6,357万円、町債3億1,580万円、そして、一般財源が774万5,000円でございます。

以上が第1号報告 平成29年度吉田町繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わらせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 報告が終わりました。

---

## ◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時14分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。  
本日は、定例会11日目でございます。  
ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（藤田和寿君） 本日は町長から提出されました追加議案の上程を行います。  
議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎議案第41号の上程、説明

- 議長（藤田和寿君） それでは議事に入ります。  
日程第1、第41号議案 平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長、田村典彦君。  
〔町長 田村典彦君登壇〕
- 町長（田村典彦君） 平成30年第2回吉田町議会定例会に追加上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。  
今回、追加上程いたします議案は契約の締結について1件でございます。  
それでは、議案につきまして、御説明申し上げます。  
第41号議案は、平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負契約の締結についてでございます。  
本議案は住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校のトイレ改修工事につきまして、一般競争入札により契約金額2億9,052万円で、大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫と請負契約を締結することにつきまして、お認めいただくものがございます。  
以上が、追加上程いたします1議案の概要でございます。  
詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。  
それでは、御審議をよろしくお願いいたします。
- 議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。  
理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。  
〔理事兼学校教育課長 栗林芳樹君登壇〕
- 理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。



学校教育課からは追加上程いたします第41号議案 平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページから2ページをごらんください。

本議案につきましては、地方自治法第234条の規定に基づき、制限つき一般競争入札に付した平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負契約の締結につきまして、契約の金額を2億9,052万円、契約の相手方を静岡県島田市向島町4532番地、大河原建設株式会社、代表取締役社長、朝倉純夫とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー10をごらんください。1ページにつきましては、入札結果表でございます。

平成30年6月6日水曜日午後1時30分から、吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加資格委員会において資格確認がなされた2社による制限つき一般競争入札が施行されました。この入札の結果、大河原建設株式会社が2億6,900万円で落札し、6月7日、落札額に消費税及び地方消費税相当額である8%を加えた金額であります2億9,052万円で仮契約を締結しております。

なお、この工事の工期につきましては、平成30年6月18日から平成31年2月28日までと設定しております。

次に、参考資料の2ページ目、工事等概要書をごらんいただきたいと存じます。

工事名は、平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事、工事箇所は、住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校でございます。

次に、工事内容につきまして御説明申し上げます。参考資料の3ページからの図面もあわせてごらんください。

今回の工事は、住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校の校舎トイレの全面改修工事を行い、トイレの洋式化を行うものでございます。

まず、住吉小学校でございますが、図面は参考資料3ページから11ページでございます。住吉小学校校舎A棟、B棟、C棟の全12カ所のトイレを改修いたします。腰かけ洋式便器を65基、壁かけ小便器40基を新しいものに更新するとともに、床をタイル張りの湿式からシート張りの乾式にすること及びトイレブースを新調するなどの内装工事を行います。また、老朽化した給排水管の更新も同時に行いますことから、それに伴う電気設備工事と衛生設備工事を実施いたします。

次に、自彊小学校でございますが、参考資料12ページから17ページの図面をあわせてごらんください。

自彊小学校につきましては、管理棟と教室棟の全5カ所のトイレを改修いたします。腰かけ洋式便器36基、壁かけ小便器27基を設置いたします。その他の工事内容につきましては、住吉小学校と同様でございます。

次に、吉田中学校でございます。参考資料18ページから27ページの図面をあわせてごらんください。

吉田中学校につきましては、管理教室棟、特別教室棟及び技術棟の全13カ所のトイレを改修いたします。腰かけ洋式便器81基、壁かけ小便器61基を設置いたします。その他の工事内容につきましては、住吉小学校、自彊小学校と同様でございます。

なお、本工事の財源につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して実施するものでございます。

以上が、第41号議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 以上で説明が終わりました。

本案につきましては、本日、本会議終了後、全員協議会を開いて議案の内容確認を行います。議案審議は本定例会最終日15日の本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただき、ありがとうございます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時08分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会第13日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎一般質問

○議長（藤田和寿君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 大石 巖 君

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖です。

教育長の発言の真意について、質問をいたします。

3月15日付の朝日新聞に、「夏休み短縮教育現場の沈黙」と題する記事が掲載をされました。皆さんのお手元に資料として配付をした記事でございます。

この記事には、町の教育委員会が進めているTCPトリビンスプランに対し、中学校の先生の意見が紹介をされています。こうしたそれぞれの立場からの見方、考え方に立った情報発信というのは大事だというふうに思います。しかし、この記事の中では、浅井教育長の発言は事実に反する内容や、言論、表現の自由を侵害する行為がうかがえます。

以下4点について質問をいたします。

1、吉田町議会が主催をした出前会議を記事中では、会は特定政党の議員が開いたものと誤った表現で発言をしていますが、議会に対する事実誤認も甚だしいものです。発言の真意を伺います。

記事では、「出前会議」のことを「出前議会」と書かれています。恐らく記者の方がわかりやすいように書かれたものと思いますが、正式には、吉田町議会基本条例の第8条におきまして、議会は町民と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を議会活動に反映させるため、出前会議を随時開催するものというふうに規定をされています。

昨年8月9日に、吉田町の教育を語る会の皆さんから要請をいただきまして、片岡会館で開催したものであります。

2、記事中、「通信の発行をやめて」「傍聴は好ましくない」など、教員の通信、表現の自由を侵害する発言や、集会への参加、結社の自由を侵害する非民主的な発言がありますが、教育現場における発言としては、不適切ではありませんか。

3、記事中、「特定政党の議員」「特定の政党」という表現がありますが、この特定政党とはどの政党を指しているのでしょうか。また、政党の名前を出したのはどういう理由があるのでしょうか。

4、教育長の一連の行為や発言は、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」とうたっている教育基本法の精神に反すると思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点について明確な答弁を求めます。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁を求めます。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である吉田町議会が主催した出前会議の記事中では、会は特定政党の議員が開いたものと誤った表現で発言をしているが、議会に対する事実誤認も甚だしい。発言の真意を何うについて、お答えいたします。

まず、議員御指摘の平成30年3月15日の朝日新聞朝刊の記事に掲載されている記事の内容についてお答えさせていただく前に、私の議会及び出前会議についての認識について、お答えさせていただきます。

当然のことながら、議会とは、住民による選挙で選ばれたその負託を受けた住民の代表である議員によって構成される組織であるとともに、住民にとって最良の意思決定を導く責務を持った地方公共団体の二元代表制の一翼を担う議事機関と認識しております。

また、その中で、出前会議は、吉田町議会基本条例第8条に議会は町民と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を議会活動に反映させるため、出前会議を随時開催するものと定められているとおり、議会活動に反映させる目的で吉田町議会が主催する町民との意見交換の場であると認識しております。

その上で、議員御指摘の平成30年3月15日の朝日新聞朝刊において、私の発言とされている、会は特定政党の議員が開いたものとの部分についてですが、記事にもあるとおり、私が直接朝日新聞の記者に話した内容ではなく、朝日新聞の記者が取材した町外の中学校教員が、朝日新聞に対して、吉田町教育長の浅井からこうしたことを言われたという又聞きの内容です。記事では、前後の文脈が割愛されており、私としては、特定の箇所を切り取られて、報道がなされていると感じておりますので、この場でその真意をお話しさせていただきます。

まず、昨年8月9日に議会主催の出前会議が町民からの要望により実施されたと認識しておりますが、その実施後、テレビ報道を拝見しましたところ、私の知っている町外の中学校教

論が映っておりましたことから、その後、町外の中学校教諭に、議会が主催する出前会議に関連して、連絡をいたしました。

なお、本教諭は、記事には、町外の中学校教員とありますが、榛原地区内の中学校に籍を置きながら、教職員で組織される静岡県教職員組合の活動に専念するため休職して、組合活動に専従している教員であり、教職員の組合の立場から、この榛原地区を代表しているものです。

本組合には、当町の教職員も多く加入しているという現状があり、その組織を代表する者として、行動するに当たっては、他の教員よりも、一層の配慮をしてもらいたいとの思いもあったため、町外の学校に籍を置いている教員ではありますが、連絡をさせていただきました。

その際のやりとりを朝日新聞の記事では、私の発言として、「会は特定政党の議員が開いたもの」とかぎ括弧付きで抜粋して掲載してあります。

町外の中学校教諭への連絡は電話での連絡であり、電話の記録や、録音をしているわけはありませんので、発言の一言一句を確認する手だてがありませんが、記事での取り上げ方は、私が連絡をとった意図及び発言の趣旨とは全く違いますので、その意図及び趣旨を説明させていただきます。

私が町外の中学校教諭に連絡をとった意図及び発言の趣旨としては、議員の中には政党に所属している議員もいるので、見る人によっては、そういった政党や政党に所属する議員個人の応援団と捉える人もいるかもしれない。また、テレビの映し方によっては、会議の傍聴者ではなく、参加者と勘違いする人もいるかもしれない。教員という公務員としての身分もあるので、あらぬ疑いをかけられぬことがないように、行動には気をつけたほうがよいとの趣旨を伝えるためです。

さらに、私の発言の意図を申し上げれば、出前会議については、例えば、平成29年8月5日の静岡新聞や平成29年8月8日の中日新聞では、傍聴者も加わって、意見交換する時間も30分ほどあるとの報道がなされており、傍聴者であっても、意見を求められ、自身の意見を述べなければならないなど参加者と同じ扱いを受ける可能性が考えられることから、公の身分を持つ教育公務員としての立場をしっかりと踏まえた上で、行動したほうがよいのではないかという思いが強く、先ほど申し上げた趣旨の町外中学校教員にお伝えした次第です。

冒頭にも申し上げましたとおり、出前会議は議会が議会活動として行う会議であることは、重々承知しております。

次に、2点目の御質問である記事中の「通信の発行をやめて」「傍聴は好ましくない」など教員の通信、表現の自由を侵害する発言や、集会・結社の自由を侵害する非民主的な発言があるが、教育現場における発言として、不適切ではないかについてお答えします。

まず、通信の発行をやめてとの発言ですが、これは、平成30年3月15日の朝日新聞の記事にもあるとおり、吉田中学校の新聞教諭が発行した「STEP BY STEP」という教職員向けの通信について、中学校長が通信の発行をやめてと発言したことを指しての御指摘です。

私自身の発言ではないため、その発言の真意について、直接お答えすることはできませんが、校長から、「STEP BY STEP」の発行当初は生徒指導や教科指導など、これまで新聞教諭自身が培ってきた経験や技術を次の世代に伝達することを目的とする内容が主であったため、発行及びその内容について確認をしておりましたが、次第に、学校における管理職の対応の批判や、教育委員会の対応の批判と受け取れる内容と感ずることがあり、校長として、そのような内容を管理職の了解がないまま全教職員に配布することは、他の教職員の管理職へ

の不信感や、教育委員会への不信感をいたずらにあおる結果につながる。また、その結果として、学校運営に支障を来すおそれがあるとの判断から、通信の発行をやめてと依頼をし、言いたいことがあるのであれば、自分のところに直接言ってきてほしい旨を伝えたと聞いております。

校長とは、学校教育法第37条4項において、校務をつかさどり、所属職員を監督するとされているとおり、学校の教育活動を運営していく上での最終的な責任者です。

教育委員会としては、議員御指摘の校長の行為は、学校の長として、所属職員を監督する上での指導の範囲内の行動と理解をしております。

また、校長の指導内容は、新聞教諭個人の思いや考えを一切言うてはならないということではなく、学校を組織的に運営するために、組織に所属する者として、伝え方や、伝える人を考えてもらいたいという意図のもとに行われた指導です。したがって、このことが、新聞教諭の通信・表現の自由や、集会・結社の自由を侵害するとは考えておりません。

次に、朝日新聞の取材に対し、出前会議は一種の集会であり、傍聴は主催者が特定の政党と同じ主張を持っていると誤解され、好ましくないと答えたとする部分につきましてお答えさせていただきます。

まず、朝日新聞の取材を受けた際の発言についてですが、その取材を受けた内容及び発言を一言一句筆記して、記録を作成しておりませんので、自身の発言を改めて確認することはできませんが、記事の取り上げ方は、私の発言の趣旨と違います。

取材を受けた際の私の発言は、町外の中学校教諭に連絡をとった際に、私が言ったとされる発言の真意を改めて問われたものと認識しており、したがってお答えした趣旨としては、一つ目の質問でも申し上げたとおり、議員の中には政党に所属している議員もいるので、見る人によっては、そういった政党や、政党に所属する議員の個人の応援団と捉える人もいるかもしれない。また、テレビの映し方によっては、会議の傍聴者ではなく、参加者と勘違いする人もいないかもしれない。教員という公務員としての身分もあるので、あらぬ疑いをかけられぬことがないよう行動に気をつけたほうがよいとの趣旨で申し上げたところです。

以上のことから、私としては、こうした趣旨の発言が教員の通信・表現の自由や集会・結社の自由を侵害しているとは考えておりません。

次に、3点目の御質問である記事中、特定政党の議員、特定の政党という表現があるが、この特定政党とはどこか。また、政党の名前を出したのはどういう理由かについて、お答えいたします。

まず、特定の政党の議員、特定の政党という表現があるが、この特定の政党はどこかとの御質問ですが、先ほど申し上げたとおり、私の発言の意図としては、個別、具体的な政党を念頭に置いておりませんので、仮にそのような発言があったとしても、その発言は一般論として、議員の中には政党に所属している議員もいるという意味で発言をしたものです。

したがって、特定の政党を念頭に置いた発言でない以上、特定の政党がどこかということについてお答えすることはできません。

また、政党の名前を出した理由とのことですが、そもそも新聞記事に政党の名前は出ておりませんので、議員が何を指してご質問されているのか、わかりません。したがって、政党の名前が記事の中に出ていない以上、御質問にある政党の名前を出した理由をお答えすることはできません。

最後に、教育長の一連の行為や発言は、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」という教育基本法の本質に反するものではないかについてお答えします。

平成30年3月15日に、朝日新聞に掲載され、私の発言の意図や趣旨はこれまで述べてきたとおりであり、私の発言が教育基本法の本質に反するものとは考えておりません。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

再質問をさせていただきます。

今、教育長から答弁をいただきましたが、答弁の前提として、議会に対する認識、あるいは議会基本条例の8条による出前会議についての認識については、答弁いただいた前段でその認識については、十分承知をしているということを前提としての答弁だと思います。

しかし、今の答弁を聞いていますと、直接的に私の質問に対してお答えをいただけていないという認識はあります。こうした新聞記事については、町民の皆さんを初め、多くの皆さんが非常に興味を持って読まれるわけですし、当日、3月15日、新聞の発行をされた日に数人の方から、私のほうに、この新聞記事を見て、この記事について、問題があるんじゃないかというようなことで、連絡をいただきました。

議会が主催をしました出前会議を特定の政党の議員が主催する会ということ、これはやはり、議会に対する認識の違いもあります。要するに、議会、議員の活動に対して、教育長としての認識が非常に欠けているんじゃないか、そんな思いがしました。

私は早速当日、議長に対しまして、こういう認識については、非常に問題があると思うので、ぜひ、抗議をして、撤回をしていただけないかということで、議長に申し上げました。翌日、16日に正副議長で教育長に対して、抗議をしたという報告を過日いただきました。

そうした経過の中で、教育長は、出前会議についての認識は、十分あるということでありましたが、今の記事を見てみますと、とてもそういう認識には至らない、到達しないということでもあります。

改めて、議会に対して、先ほど答弁がありました。再度、こうした議会の行う活動に対して、本当にそうした正しい認識のもとにこういう新聞の記事、発言がされたのかどうか、もう一度確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今、答弁で述べたとおりです。今、議員がおっしゃったように、議長、副議長がおいでになってお話をさせていただいて、理解をしたということと、そういうふうに考えております。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この中で、私の1番の質問の中で、こうした議会に対する認識のもとで、新聞記事の中に書かれている教育長の発言が本当にそのどういう中身だったのかという真意を伺ったわけですが、その真意については、新聞報道等、発言の趣旨が違うというような答弁をいただきました。

新聞の記事を読むだけでは、とてもそこまでの発言の趣旨が違うという認識には至らない

わけでした、この新聞の記事に特に問題があったのかどうか、あるいは、その新聞社に対して、これはおかしいよというようなことで何か注文をつけたのか、そういう点がありましたら、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 3月15日の朝日新聞の新聞の内容がどうであったかというそういうふうな受けとめで答えさせていただいたんですけれども、私どもとしては、新聞社の取材に答えたことがきちんと載っているということで判断をしておりますので、私たちのほうではこれについて、新聞社に間違っている云々というふうなことは申し上げておりません。先ほどの答弁で申し上げたとおり、ここの新聞記事についても、そういう認識であります。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

新聞の記事については、これは、伝聞、教育長から見れば、伝聞の発言、あるいは、新聞記者からの問いに対する答えというふうな内容だと思いますが、この記事については、その書かれた内容については、間違いないというふうな答弁をいただきました。

それでは、この中で、先生に対して、通信の発行をやめてとか傍聴は好ましくないというようなやりとり、これは先ほど話がありました。校長先生とのやりとりということで、これも、浅井教育長が直接先生に対して言ったことではないというような答弁をいただきましたが、こうした発言についても、発言の趣旨が違ふと、自由の侵害をしていないというような発言をいただきましたが、こうしたことが、この人、記事に載っている先生だけじゃなしに、ほかの先生にも、こんなことあるんじゃないかというような推察、あるいは、そうした懸念をするわけですけれども、学校の中でこうした先生たちの活動の自由を抑えるようなそうした発言や行為、こうしたことを教育長として、どういうふうに見るのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ちょっと先ほどの質問で、この新聞記事が大石議員が言ったのはこれが事実として、我々に、新聞記者に、何というんですかね、クレームをつけたかという、そういうことじゃないんですかね。だから、私たちはそれについては、何も言っていませんよというお答えをしたと、これは正しいとか、どうこうというのは、私は認めたとかということは、それは大石議員が少し、御自分で解釈されているんじゃないかなと思いますが。

それと、今の御質問ですが……

○議長（藤田和寿君） 先ほどの答弁では、記事のとおりですと言われたと思いますので、記事のとおりですと言うとクレームをしなかったと捉えますから、正式には、この違うということを書いていただいたほうがいいと思いますが。

○教育長（浅井啓言君） 今の大石議員の御質問の中でどのように、教員にこういったことについて指導しているかという、その新聞記事にも書かれていますけれども、別に、反対意見を、プランに反対だからだめだとか、そういったことは言っておりません。ただ、そこにも書いてあるように、この新聞記事で言うなら、反対意見を保護者や子供に話せば、不安や混乱を招いたり、教員への信頼を損なったりすることにつながると、そういった指導はしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。



そうした教育長の要するに心配ごと、あるいは、行政を進めていくための中で、いわゆる教育長の立場から見れば、不都合なこと、そういうことに対して、先生方が、そうした行為を行うことが要するに、行政上、好ましくないという考えのもとに、そういう発言をされているんじゃないかと思うんですけれども、もう少し、先生方の自由といいますか、学校の活動の中で、もう少しそうした点ではいろんな意見や行動、あるいは、その表現があってもいいんじゃないかと思いますが、教育長の見方が非常に狭いんじゃないかなと思う、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 先ほど御答弁いただいて、新聞教論に関しましては、校長からの指導であるということで、御答弁いただいておりますが、それを踏まえての質問でよろしいですか。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

教育長の真意ということでありませけれども、法的な意味から事実、一般論として申し上げさせていただきたいと思いますが、教育長の答弁にもありましたように、まず、校長というものは、学校教育法37条第4項の中で、校務をつかさどり、所属職員を監督するという権限が認められております。一方で、教員は、学校という組織に所属する一員でありますので、そういった中で、校長の指導監督のもとにあるというようなつくりになっております。

ですので、教員としては、表現の自由であるとか、さまざまな自由一切が全て何をやってもいいというわけではなくて、組織を運営していく上で、学校長は組織を運営していく上で、その中でこういったことはやめてほしいよということであるとか、こういったことはこういうふうにしてほしいというような思いであるとかを伝えたり、それを指導の一環として、行うということは、当然、あり得るということだというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

それぞれの職務の中におけるやはり、いろいろ発言、それから、例えば、校長先生なら、先生、教員に対して、指導、当然それはあるわけですが、そうしたら、その今の新聞記事を見ている限りでは、そうした行為がある行政、教育方針に対して不都合な発言については、差し控えろというような発言にこの新聞記事を読めば捉えられるんじゃないかなという感じがするわけです。これも教育長のほうの発言の中から、そうした一連の流れが校長先生の発言の中に見られるんじゃないかなという気がいたします。

そうしたことと関連して、3番の質問をしましたが、特定の政党、あるいは特定政党の議員が開いたものというようなことがあります。これについて、私のほうの入っている話、関係者の話からすれば、特定政党というのはこれは直接、教育長が言った言葉じゃなしに、教育長からは、共産党の議員が開いたもの、あるいは共産党が開催をする会というようなことで、共産党という名前が明確に出てきたということをそれぞれの関係者から聞き及んでいます。

それから、なぜ特定政党かということはわかりませんが、多分、新聞記者の方が、共産党という名前を直接的に出すよりも、特定政党という名前に変えたほうが記事としては読みやすいんじゃないかと、変えたような、じゃないかなという、これは推察ですけれども、そんなことで私としては、この特定政党イコール日本共産党ということで聞き及んでいるわけです。

なぜそうした政党が主催、あるいは共産党が主催、あるいは共産党の議員が開いた。そうしたことを関係の先生方に話をしたのか、その点を明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 議員の今の御質問の設定に対する前段階で教育長の発言とされる今、御指摘のところに関しましては、そういった内容については、そういったもの自体を言っていないと、先ほど御答弁いただいておりますが、それを前提にしての御質問ということによろしいですか。

○5番（大石 巖君） はい。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほどの答弁の中で申し上げたことと同じこととなりますけれども、特定の政党の議員、特定の政党という表現があるけれども、これはどこかという、そういう御質問のところで、私の発言としては、個別に、具体的な政党を念頭には置いておりませんので、仮にそういう発言があったとしても、その発言はあくまでも、一般論として捉えていただきたいという、以上です。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 今の教育長のは、先ほどの答弁と同じ答弁ですけれども、よくわかりませんね、話が。一般論としての政党の名前をなぜ出す必要があるんですか。議会が開いたものですよ、これは。なぜそこで政党が出てくるのか、それがわかりませんので、もう少し、その真意をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほどの答弁のとおりになってしまいますけれども、当然、議員の中には、政党に所属している議員さんもいらっしゃいます。そういった意味で、発言をしたのです。

したがって、その特定の政党、あるいは、特定の政党に、何というんですかね、特定の政党に所属している議員さんもいるので、そういったところで、誤解を招くおそれがあると、そういった意味合いです。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

教育長から答弁をいただく中の前段として、議会に対する認識、あるいは出前会議に対する認識については、説明をいただきました。その説明のとおりであれば、今のような発言というのは出てこないはずなんですよ。

今、町議会議員に、議員が13名おりますが、その中で政党を名乗って立候補している議員は私ただ1人です。そのほかの議員は、12名は無所属議員になっています。ですから、ここで特定政党が開いた、あるいは特定政党の議員となれば、当然、イコール、私、共産党というふうな推察もできるわけでして、私はすぐにこの新聞記事を見て、直感的にそうだなという感じはしたんですが、改めて関係者にその点の確認をしましたところ、皆さん一様に、特定政党であるという発言ではなしに、共産党が開くもの、共産党の議員、そうした発言が教育長からされたということ聞いております。ですから、今の教育長の発言については、事実と反するというふうに思います。

これについては、また、後ほど答弁いただきたいと思います。この記事の中で、先ほど答弁の中にありました職員団体の方に対する電話で君の所属する職員団体にも協力できないというふうに言われたというふうに書いてありますが、職員団体は先ほど話ありましたように、静岡県教職員組合ということです。なぜ、こうしたことを、組合に協力できない、こんなこと

を言ったのか、明らかにこれは、不当労働行為の一つではないかと思いますが、そうした認識はおありでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 静岡県教職員組合、あるいは、その新聞記事の協力をできないという発言の意図を伺っているのかなというふうに理解をしておりますけれども、教職員組合とか、静岡県教育委員会とか、もちろん私も吉田町教育委員会も、これまでそれぞれの立場を理解し合って、お互いを尊重しながら進めてきておりますので、こういった場に行ったり、あるいはプランに対して否定的な場合には、どうだろうかというそういった思いの中で、私は言っているわけですから、御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 今、答弁については、これも納得がいきません。

職員団体、労働組合の代表者、あるいは役員の方に対して、もう協力はできないというような発言というのは、これは非常に大きな問題だと思います。

要するに、労働組合と当局との間では、交渉する権利、あるいは要求事項に対して、要求をし、回答を求める。それから、権利を主張する。そうした行為が労働組合として認められた権利でありますし、組合員の権利、あるいは生活を守ることが労働組合の役割でありますので、そうした組合の活動に対して、もう協力できないということのそういう発言は非常に組合に対して、威圧的、あるいは組合の活動を妨害する。そうしたことにもつながりかねない。

先ほど申しましたように、不当労働行為の一つに当たるんじゃないかと思いますが、もう一度、明確な答えをお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） ちょっと、議員にもお伺いしたいんですが、このプランについて、職員団体が交渉できるものというものはあるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） このTCPプランに対する是非ではないと思われるものですから、行為としての質問ですよね。

もう一度、明確な質問をお願いしたいと思います。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、教育長言われたTCPトリビンスプランの今後の進め方の中で、教職員の皆さんの協力をいただくということが、これは三者協力の中に、大事な位置づけとして入っているわけですし、私は今、それを議論はしたいと思っているわけじゃありません。

要するに、当局とそれから、教職員の皆さんの権利をどう守るかということに対して、その中に教職員組合という組織がある、その教職員組合の組織は、そうしたことで、常に当局との間でいろいろと交渉をしたり、要求書を出したり、そういうやりとりもしているはずなんです。ですから、そういう行為に対して、当局の教育長のほうが、協力できないということと言うことは、これは明らかに組合に対して、抑圧、威圧をする行為そのものではないかと思えます。

ですから、今、その教育長の言われるTCP、そういう狭い範囲でなしに、大きな意味での労使関係、これを侵害する行為じゃないかということで質問しているわけですが、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私としては、侵害をする行為だとは思っておりません。

もう一度、議員に聞きたいんですが、職員団体として交渉する権利があるのでしょうか。

さっきから議員は当局と労使の間のことをおっしゃっていると思うんですけども、そのところで、このプラン等について、交渉する権利の中にあるのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、TCPプランについてじゃなくて、行為自体に対するということで聞いていますから、TCPの是非について、組合が団体でしているということではないと思うんですが、もう一度、質問をしてもらいますね、もう少し。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この出前会議に教員の中の労働組合の役員をされている方が傍聴に見えた。私は非常にそうした点では関心が高まっていて、非常に結構なことだと思います。

しかし、このTCPという狭い意味での問題ではなしに、労働組合というのは教職員の生活や権利、労働条件を守るというのが役割ですので、そうした全般に対して、当局との交渉、要求や交渉を行う、これは当然の組合の基本的な活動だと思います。

ですから、それを教育長は、TCPという問題に矮小化をするということは、これは問題だと思いますが、そうした点で一般論として、私、教育長に申し上げていますが、なぜそういうことで、TCPに矮小化するのか、その辺がよくわかりませんが。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 私が申し上げているのは、議員が今おっしゃった労働者の権利だとか、労働条件だとか、そのことがどこに当てはまるのか、ちょっと説明していただきたいなど。

○議長（藤田和寿君） 今、教育長から、反問がありましたので、明確な答弁をお願いします。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

質問の中で君の所属する職員団体にはもう協力できないという一文があります。

その文章をもって、この所属する組合、職員団体というのは、静岡県教職員組合だということで、先ほど答弁をいただきました。そういう組合に対して、組合の役員に対して、もう協力できないということは、そういう組合の権利に対して、もう今後、そういうふうな交渉などのそういう組合の行為に対して、要するに協力できないという意味合いだと私は理解をしたんですが、違いますか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員がおっしゃっていることの中で、私がお聞きしたいのは、その議員が言う労働条件だとか何とかいろいろ労使の間の交渉することがあるというんですが、そのことが、この例えば、TCPトリビンスプランの中のどこに交渉の権利としてあるのかということの説明していただきたいです。

○議長（藤田和寿君） 教育長、TCPというよりも、この記事の中から、特定政党の議員が開いたものというのは、それはもう先ほど、そういうことはないということなんですけれども、君の所属する職員団体にはもう協力できないということでもありますので、TCP以外で、いろんなさまざまなことで、協力できないという言われ方が、先ほど大石 巖議員からは、それが圧力じゃないかといったことでもありますので、教育委員会と組合との関係の中で、そういった

ことを発言された真意というものはどういうことなのかということまで質問されていると思いますので、TCPに対する是非を述べたというようなところは言われておりませんので、TCPのことでどのような形で協力とか、協力できないとかという問題でなくて、あくまでも、教育長と、職員団体、教育長が協力できないと言われた真意に関しまして、疑問に感じ、それはおかしいではないかというような御質問だと思いますので、TCPとはちょっと切り離して御答弁を願いたいと思います。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、誤解を招いたりだとか、そういったおそれがあることから、協力をできないよということを私、言いました。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

誤解を招くから、何に対して協力できないということなんですか、具体的に。よくわかりませんが。言っている中身がよくわかりませんが。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） もう一度、議員、質問、もう少し説明していただけますか。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

何回も繰り返して言っています。

一般論としてですが、労働組合の役割であります。それに対して当局としては、それを誠意を持って受けるということも労使関係としては大事だと思います。そうした中で、この職員団体にはもう協力できないということの発言の意味は非常に大きいと思います。ですから、具体的に何に協力できないのか、そのことを当然念頭にあってそういう発言されていると思いますので、そのことについて、お答えいただきたいと思います。

もう、これ以上繰り返すはしたくありませんので、明確な答えをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） この発言の何に対して協力ができないのかということですので、ずっと流れの中で、私も説明をさせていただいていると思いますけれども、間違い、勘違いされてしまったりだとか、あるいは参加者と勘違いされてしまったりとか、いろいろ誤解を招くようなおそれがあるから、そういったことは慎んでくださいと、だから、それ以上になったら協力はできませんよということが、どういうことかということ、協力というのは今まで、先ほども言ったように、これは県の教育委員会でも吉田町の教育委員会でもみんな同じですが、パートナーシップとして労働組合でやってきているわけですから、そういうことについて、協力できないというふうに発言をしました。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

余り繰り返したくありませんが、具体的に何にパートナーシップ、大事です。それに対して、何に協力できないのか、具体的にお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） どこまで具体的に言えばいいのか、少し不明ですがけれども、例えば、いわゆる労働組合と我々の教育委員会との関係では、さまざまな分野でのこういった協力をし

ている部分があるわけですね。

だから、そういったものを僕はひっくるめてここでは、協力をできない。例えば、教育を語る会だとか、いろいろな会合を教育委員会と労働組合でやる場合もありますし、そういった活動について協力をできないという意味で、ここでは発言しました。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

抽象的な回答で十分な納得はいきませんが、話を進めます。

今の教育長のこれまでの発言を聞いていますと、自分の違う主張をする先生、あるいは労働組合の方、そういう人たちに対して、議会が開いている出前会議に、そういうところに出かけていく、あるいは、発言をするということ、それは、そういう政党の議員もいるだろうし、そういう議員と同じように、認識に捉えられるかもしれないというような回答でしたけれども、そういう仲間と一緒に見られていいのかという、そんな要するに、そういうところに発言したり、そういうことをやったりすれば、また、違うふうに見られるよというようないわゆる認識を違う、あなたとしての認識を変えますよという威圧的な行為があるんじゃないかなと、私は考えます。

そうした点で、教育長のそうしたこの新聞記事も通じて今の答弁もそうですが、やはり、本当に先生方を信頼をして、そして、それで、先生方と何でも胸襟を開いて話し合う、そういう態度でないんじゃないかなと私は感じました。

そのことについて、もう1点伺いたいんですが、この8月9日、去年の8月9日に出前会議を開催をされました。その前日に、行政報告会が行われました。この行政報告会というのは傍聴の方にも理解していただく必要があると思うんですが、町の行政が日常行っている業務に対して、その進捗状況を議会に対して報告をするという会であると私は認識をしています。

この行政報告会の議事が終わった後、時点で田村町長から出前会議についての発言がありました。田村町長は霞ヶ関が期待を持っているときに、自民党が期待をしているときに、町の自民党の議員は反対の立場にいるというような発言をいただきました。

続いて、教育長のほうから、藤田議長に対して、何点か質問をいただきました。それは、教育改革に混乱を招いている特定の団体と話をしているのかという点、あるいは何を意見交換をするのか、あるいは傍聴者参加のフリータイムとは何かというような数項目について、議長に対して質問をいたしました。やりとりがありました。

こうした流れや発言を見ていきますと、要するに、行政サイドからすれば、出前会議というのは、非常に目ざわりなもの、行為でなかったかなという私は感じがするわけですが、これは、もう最初に戻りますが、こうした発言、認識、行為は、議会活動に対して明らかな不当な介入、干渉ではないのかと私は考えますが、この点については、最初に発言をいただいた田村町長に対してお聞きしてみますけれども……

○議長（藤田和寿君） 議員、少し関連質問になりますので、その点については、内容を今、確認できましたので、発言を許しておりましたが、今の時点で、その行政報告会に対する当局側の発言について、今、これをただす一般質問ではございませんので、質問を変えて、再度質問をお願いしたいと思います。

教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 今回の発言の中で、行政報告会という発言がありましたけれども、そ

れも間違いで、その後の議員と当局の懇談会の中での発言だというふうに私は記憶しております。これ、行政報告会ということで、通してしまうと、少し、町民やいろんな方に誤解を招くおそれがありますので、そこは一旦切って、議員と行政のほうの懇談会ということで、意見交換をする場として、認められたものというふうに記憶しているんですよ。だから、あそこでのやりとりは、双方の中の意見交換で処理されていることだと思います。

だから、議会の皆さんもまだ要項もできていないと、いろんなことがあるけれども、今回はとにかく、町民から出たことなので、やるということで、いろいろ出前会議にも課題はあるということはお認めいただいたという意見の中でやりとりでやってきていると、私、記憶しているんです。その後、3月にちゃんとした要項ができて、こういう申込書を書いてやると、そういったところで、チェック機能が出てきて、出前会議がきちっと進んでいくようになるんじゃないんですかね。

ですから、ちょっとそこの発言がおかしいと思いますし、行政報告会というのは訂正していただきたいと思います。

**○議長（藤田和寿君）** 今、浅井教育長から、発言のあったとおり、私も今、再確認しましたけれども、行政報告会が終了した後、当局からの申し出に基づいて、当局との懇談会でありますので、その辺のところは御訂正願いたいと思いますが、その件に関しましては、今回の通告内容とは異なりますので、違った趣旨の発言を願いたいと思います。

まず、訂正からお願いします。

5番、大石 巖君。

**○5番（大石 巖君）** 5番、大石です。

私、先ほど、その行政報告会の議事が終了した時点でということで発言を申しました。ですから、教育長の捉え方の御認識の中で、行政報告会の中でということで認識あったら、それは間違いです。私はそういう点では、もし、そういうこと、誤解を生むような発言がありましたら、私はこの行政報告会だし、その後の懇談会ということに言葉を変えたいと思います。

ただ、この8月8日の日のこうした町長、あるいは教育長の発言が8月9日の出前会議、あるいはその後の新聞記事にも、大きくこうしたことが影響しているんじゃないかなと思います。特に、そういう点ではこうした教育行政に対して、議会としても、大きな関心を持って議論を進めているところではありますが、それに対して、町長がその霞ヶ関が大きな期待を持っているときにということで、いずれの流れの中に、議会がそれを一つ、邪魔しているんじゃないかと……

**○議長（藤田和寿君）** 大石議員、自己主張もわかるんですが、この通告内容と大分離れておりますので、大石議員の通告内容は、3月15日、朝日新聞の教育長の発言の真意を問うといったところの通告でありますので、質問内容を変えて再質問をお願いしたいと思います。

5番、大石 巖君。

**○5番（大石 巖君）** 5番、大石です。

時間もありませんので、この点については、また改めて、町長、教育長に伺いたいと思います。

ある記事を読みますと、フィンランドが学力のことが載っていました。フィンランドは学力水準が世界最高ランクだというふうに書いてありましたけれども、その中で三つの方針、政策があるそうです。

一つは、競争教育を一掃して、どの子にもわかるまで教えるようにすること、それから、二つ目に、20人学級など、少人数学級でやっていること。それから、三つ目に先生の自由を尊重すること。これが、フィンランドで学校の方針の大きな指針になっているというんですが、これが、何と日本の教育基本法をお手本にしているということが記事に書いてありました。そういう点では、本家本元の日本の学校教育の現場の中で、こうした点をもっともっと大事にする必要、あるいは先生の自由についても、もっと尊重をすべきと、そういうことじゃないかなと思います。

そうした点では、今後、教育改革を進めていく中でも、こうした現場との意思疎通、非常に大事だと思いますので、ぜひ、その点は現場の期待、あるいは町民の期待を裏切らないようなそうした信頼関係をもっと強くしていくためにも、そうした教育長の発言については、もう少し慎重にさせていただいて、誤解があれば、それについては、払拭していくような丁寧な説明を求めたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 答弁を求めますか。

○5番（大石 巖君） 結構です。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員からいろいろ質問をいただいたわけですが、理解をしていただきたいということが一つあるんですね。それは、教員の服務とか、義務というところなんですね。皆さんも御承知の方もあると思いますが、職務上の義務と、身分上の義務というものがありまして、やっぱり職務の内外、勤務時間の内外を問わず、守るべき義務とか、そういったものがあるので、どうしても、教員というのは一定程度の制限がかかるというか、それは公務員みんな同じなんですよね、そのところも、御理解をいただかないと、保護者への影響等とかそういったところもあるのではないかとこのように考えております。

それを少し、つけ足しをさせていただいておきます。

○5番（大石 巖君） 質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 通告者が終わると言っているんですから、今、教育長もあれですけども、時間も、持ち時間が60分と決まっておりますので、あと1分でありますので、通告者に、通告に基づいて、町政全般にかかわるものを議員が主体的なことでありますので、御答弁が必要などころもあるかもしれませんが、これはルールにのっとりまして、通告者が以上で終わると言った以上、これで終わりたいと思います。

これはルールの中でやっておりますので、時間も60分といった中でございますので、また、違った機会でご発言をしていただければと思いますが、あくまでも通告者の主体性に基づいてやるのが一般質問でありますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、以上で、5番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

---

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕



○12番（増田剛士君） 一般質問をさせていただきます。

日本の高齢人口は近年一貫して増加を続けており、リンダ・グラットン氏の著書「ライフシフト」によりますと、2050年までに日本の100歳以上の人口は100万人を突破し、2007年に生まれた子供の半分は107年以上生きることが予測され、現在、50歳未満の日本人は100年以上を生きる時代となると記しております。

そして、日本政府も人生100年時代構想会議を立ち上げてございます。

当町でも、平成27年に団塊の世代が65歳を迎え、高齢者人口は増加し、今後も、高齢化がさらに進行し、後期高齢者も急増していくことが予測されると第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画に示されております。

人生100年時代に向かっていく中で、不幸にも健康を害された方や、その予備軍の方々に関し、これら事業計画に示されている現状、課題及び今後の方向性について、以下質問をいたします。

1、健康づくりについて、各種の教室を実施しているが、参加者は固定化している傾向にあり、健康に関心が低い住民が関心を高めることができるよう働きかける必要があると示されておりますが、健康に関心が低いとする理由、また他の原因についての検証は。

2、地域包括ケアシステムについて、個別ケア会議、地域ケア会議、高齢者の生活を支え合う会のそれぞれの役割と課題解決への道筋は。

3、認知症高齢者支援対策の推進について、吉田町認知症初期集中支援チームを中心とする認知症が疑われる高齢者の早期発見、早期対応のための支援体制強化とはどのような施策を想定しているのか。

4、徘徊高齢者家族への支援事業、高齢者見守りオレンジシール交付について、町民への周知、PRが課題であると考えておりますが、その対策は。

5、地域における支え合い体制について、近年は個人情報保護の壁が民生委員、児童委員の方の活動に影響があると聞いております。高齢者やその家族に理解していただけるための対策は。

6、高齢者の見守りについて、高齢者同士、さわやかクラブ等の情報交換、町内会、隣組の情報交換で得られる情報が有効であると思うが、見守りネットワークに生かせないか。

7、成年後見制度利用支援事業について、制度利用の支援は、相談強化、町長申し立て、以外に制度利用に結びつくまでの支援、後見人、制度利用者の支援も含んでのものか。

以上御答弁をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画についての御質問のうち、1点目の健康づくりについて、各種の教室を実施しているが、参加者は固定している傾向にあり、健康に関心が低い住民が関心を高めることができるよう働きかける必要があると示されているが、健康に関心が低いとする理由は、また、他の原因についての検証はについて、お答えをいたします。

当町では、運動習慣の定着を目的とした健康づくり事業といたしまして、にこにこ健康体操など、八つの健康体操教室を実施する若返り貯金塾事業や、ウォーキングマップを拡張した

ウォーキングの推進、自主グループの活動支援などを実施しておりますが、このうち、若返り貯金塾事業の教室参加者の状況を見ますと、継続して参加している方が多く、参加者が固定化している傾向が見られております。

議員御質問の健康に関心が低いとする理由につきましては、第8次高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の第4章、施策の展開の1、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる町づくりの(1)健康づくりと介護予防の推進に掲げる⑤健康づくりから引用されたものと推察いたしますが、ここでいう健康に関心が低いとは、一般的に言われる健康に関心が低いという意味ではなく、町が実施する健康づくり施策に参加する意欲が希薄な方を健康に関心が低いと捉え、表現したものでございます。

健康教室に参加されない理由といたしましては、生活形態の違いや、実情として参加したくても参加できる環境にないなど、さまざまな事情があると思われそうですが、町といたしましては、健康教室に参加されている方は健康への関心が高いと認識をしており、健康教室に参加されない方がいかに健康づくりへの関心を持っていただけるのかということが、町の施策展開のかなめとなると考えております。

こうしたことから、現在、町では健康に関心が低いとされる方が、どのようにしたら健康づくりへの関心を持っていただくことができるのかを踏まえた上で、健康教室だけではなく、健康への関心を高める諸施策にも取り組んでおります。

具体的な事業を申し上げますと、まず、健康マイレージ事業がございます。これは、町民の方が、みずから決めた健康づくりの目標を達成することで、ポイントがたまり、協力店でサービスが受けられるもので、サービスが受けられるというインセンティブをもたらすことにより、健康教室に参加されない方が教室に参加されるなど、健康づくりへの意欲を高める効果があるものとして、平成27年度から開始をした事業でございます。

また、平成28年度からは、健康づくりが地域ぐるみで実践されることを目指した地区健康度アップ事業を開始いたしました。これは保健師や栄養士が町内会に出向き、町の健康課題を町民の皆様と共有することにより、個人の健康の保持、増進にとどまらず、家庭や地域の課題として認識をすることで、健康への関心を高めてもらうものでございます。

なお、高齢者の生活を支え合う会の皆様からは、健康教室の参加について、各教室に参加しても女性が多く、男性が参加しにくい状況である。移動手段がなく、参加が難しいといった御意見もいただいておりますので、今後の健康教室の運営につきましては、このような声にも留意いたしまして、高齢者の一般介護予防事業による新たな事業の創出や、移動支援の方策についても検討しているところでございます。

今後も、町民の皆様お一人お一人が主体的な健康づくりに取り組んでいただけますよう健康教室を充実させるだけではなく、健康づくり事業への関心を呼び起こす多様な施策を検討するとともに、高齢者が事業に参加しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

次に、2点目の地域包括ケアシステムについて、個別ケア会議、地域ケア会議、高齢者の生活を支え合う会のそれぞれの役割と問題解決の道筋はについてお答えをします。

初めに、本年3月31日現在の当町の高齢者の状況を申し上げますと、高齢者人口は7,204人、ひとり暮らし世帯が849世帯、高齢者夫婦のみの世帯が855世帯、高齢化率は24.3%となっており、平成29年度と比較をいたしますと、0.9%の増で、年々増加をしております。

要支援、要介護の認定者数は要支援1、2の方が228人、要介護1から要介護5までの方

が738人となっております。

また、平成29年4月1日から始まりました新しい総合事業による事業対象者の特定者が93人となっております、全体では1,059人となっております。

前年度の認定者数は要支援1、2の方が252人となっております、前年度と比較いたしますと、22人の減ですが、これは要支援者が事業対象者に移行したため、やや減少していると考えられます。要介護1から要介護5までの方は742人で前年度と比較して、4人の微減となっております、いずれも県平均を下回っております。

しかしながら、要支援及び要介護の認定者、事業対象者を含めた全体数は平成29年度と比較をいたしますと、65人の増となっております、また本計画中の将来推計人口では、平成37年の高齢化率が28.5%と、現在の高齢化率より4.2%増えていることから、介護サービスを必要とする方は今後さらに増えていくものと認識をいたしております。

このような状況の中、平成12年にスタートいたしました介護保険制度は、ことしで19年目を迎え、この間、デイサービスや、ショートステイ、ホームヘルプサービスといった在宅サービスを中心に、利用者が大幅に増加し、住民生活には欠くことのできないものとなっております。

また、重度の要介護者や医療ニーズの高い高齢者が増加をし、介護力の弱い単身世帯や高齢者のみの世帯が増加をしており、高齢者を取り巻く状況は年々変化をしております。

国では、要介護者等を支える介護人材の確保を行い、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進をいたしております。

さらに、平成27年度からは在宅医療、介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業が新たに地域支援事業に位置づけられたほか、地域ケア会議の充実も求めています。そのため、当町におきましても、地域包括ケアシステムの構築を重点施策としており、地域ケア会議の開催や、生活支援体制整備事業を積極的に取り入れております。

この地域包括ケアシステムに位置づけられているのが、個別ケア会議及び地域ケア会議でございますが、この二つの会議は相互に関連しておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

地域ケア会議には地域包括支援センターが主催となり、担当の介護支援専門員や、サービスを提供する介護保険サービス事業者などが集まって、個別ケースの支援内容を検討する個別ケア会議と、町が主催となり町内の地域課題を抽出をし、地域の課題から町の施策へとつなげる地域ケア会議がございます。

これまでの個別ケア会議では、認知症の悪化から、近隣住民とのトラブルに発展するケースや、身寄りがいない方の介護サービスの調整と、それに伴う権利擁護の必要性などが取り上げられており、平成29年度には、7回開催をしております。

また、地域ケア会議では、町内の介護サービス事業者にお集まりいただき、町の介護保険給付状況、介護サービス事業所におけるBCPの作成状況、通所型サービスA、いわゆる緩和した基準によるデイサービスの実施の可否について、情報交換を行っております。

このほかにも、福祉避難所施設として協定を結んでいる介護サービス事業所における災害時の具体的な対応方法が課題として上げられたために、今後は事業所の皆様に御意見をお伺いしながら、検討してまいります。

このように、個別ケースと課題解決を積み重ねることで、地域に共通した課題が発見をされ、その課題に対する取り組みを地域ケア会議で検討し、施策に反映させるとともに、個別支援にフィードバックされる体制を築いております。

また、平成28年度の法改正により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化といった国の方針が示されたことを受けまして、町では平成29年度に国の介護予防活動普及展開事業を活用し、モデル市町村として介護予防のためのケア会議の立ち上げを行っており、県内でも早期の取り組みとなっております。

この会議は当町における医療機関や、介護保険施設に勤めている理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士の方々に参加していただき、具体的なケースについて協議をするもので、介護予防のための地域ケア個別会議として、年に2回開催いたしました。

会議では、運動、口腔、栄養などに関して、幅広い知識を持つリハビリの専門家からの助言を受けながら、要支援及び事業対象者の生活の課題などを明確化し、介護予防に資するケアプランに即したサービスの提供を行うことで、自立支援につなげていくものでございます。

今年度は、6月21日に第1回目の会議を予定をしており、薬剤師の方にも新たに参加していただきながら、介護支援専門員が利用者の抱える課題を速やかに解決するための後方支援を行ってまいります。

次に、高齢者の生活を支え合う会ですが、これは町が主体となり、地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター、地縁組織、NPO、民間団体、協働組織、ボランティア、社会福祉法人などの生活支援サービスを担う事業を行う団体や、個人で構成をされております。

この会では、高齢者の日常生活上の支援体制を充実をさせるため、地域のニーズを把握して、新しいサービスを創出することを目指しており、多様な主体によるサービス提供体制の構築を図っております。

また、構成員である生活支援コーディネーターは平成28年4月から社会福祉協議会の職員1名が配置をされており、NPO、民間企業、ボランティアなどの多様な機関を訪問する中で不足するサービスや、支援を抽出する作業を行っております。

その中でサービス及び支援の担い手の養成についての講座などを実施し、元気な高齢者が担い手として活躍する場を確保することができますようネットワークの構築や、ニーズと取り組みのマッチングを実施をしております。

高齢者の生活を支え合う会の意見を踏まえて、新たに創出した事業といたしましては、買い物、掃除、衣類の洗濯など、軽度な日常生活の援助を安価に提供するワンコインサービスがございます。

また、通いの場やボランティア活動などに関係するネットワークの構築のため、地域の支え合い活動応援ブックを作成をいたしました。

この冊子を利用して、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉協議会など、多様な関係主体間の情報共有を図っております。

本年2月に開催をいたしました高齢者の生活を支え合う会では地域の課題の一つとして、高齢者の外出が困難になったときの移動支援について、御意見をいただきました。

そのほかにも、高齢者が生きがいを持って通える事業として、ボランティアなどのスタッフの見守りや、指導によって、花の栽培や、野菜づくり、または内職作業などを行うことができるデイサービスに似た通いの場の創出について、意見交換を行いました。これらにつきまし

ては、今後新たなサービスを創出するために、有効に生かしてまいりたいと考えております。

また、生活支援コーディネーターが本年1月に福祉の町づくりボランティア講座、ボランティア交流会を開催をし、男性が地域参加しやすい居場所づくりについて、情報交換を行った内容を参考に、本年9月から、男性の居場所づくりとして、健康マージャン教室を開催する予定でございます。

今後も、生活支援サービスの充実に向けて取り組むとともに、地域の実情に応じて、多様な主体が活躍できるよう新たな事業展開を図ってまいります。

次に、3点目の認知症高齢者支援対策の推進について、吉田町認知症初期集中支援チームを中心とする認知症が疑われる高齢者の早期発見、早期対応のための支援体制強化とはどのような施策を想定しているかについてお答えをいたします。

厚生労働省では平成27年1月に認知症の方の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症施策推進総合戦略、別名新オレンジプランを策定しております。

その中で示されている認知症初期集中支援チームは、医療や介護の専門職が家族の相談などによって、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を直接訪問して、必要な医療や、介護サービスの導入について調整を行うことで、初期の支援を包括的に約半年間かけて集中して行いながら、自立生活サポートを行うものでございます。

この新オレンジプランの具体的な柱の一つとして、認知症の様態に応じた適時適切な医療、介護などの提供が掲げられており、認知症初期集中支援チームを本年度までに全ての市町村において設置をし、事業を実施することが盛り込まれております。

これを受けまして、町では平成28年12月に吉田町認知症対策委員会において検討を行った上で、翌年2月には吉田町認知症初期集中支援チームを発足をさせました。

実施体制といたしましては、訪問支援対象者をいかに把握するかが極めて重要であることから、さまざまなルートにより情報が集約される地域包括支援センターに支援チームを配置しております。

訪問支援は、町内に在住し、在宅で生活する40歳以上の認知症が疑われる方、または認知症の方の中で、医療や介護サービスを受けていない方や、中断している方、各種サービスは受けてはおりますが、認知症の行動及び心理症状が顕著なため、家族などが対応に苦慮している方を対象としており、チーム員は専門職として、看護師が2名、精神保健福祉士が1名、保健師が1名、社会福祉士が2名、専門医として国が定める認知症サポート医療養成研修を受講した認知症サポート医が4名の計10名で構成されております。

専門職が訪問対象者を訪問し、専門医が指導や助言などを行っており、必要によっては、他のチーム医とともに訪問して、相談者に寄り添った支援を実施しております。

支援チームでは、認知症高齢者を早期に発見し、対応する支援体制を強化するため、医療や介護サービスによる安定的な支援に移行するまでのおおむね6カ月の間に、訪問支援対象者や、その家族に関しまして、7項目の初期集中支援を行っております。

7項目の支援内容は、医療機関への受診が必要な場合の動機づけ、継続的な医療サービスの利用に至るまでの支援、介護サービス利用の勧奨及び誘導、認知症の重症度に応じた助言、身体を整えるケア、生活環境等の改善などでございます。

終了後には、同行訪問などにより、支援チームから介護支援専門員に円滑に引き継ぐとと

もに、引き継ぎの2カ月後には、訪問支援対象者に係る医療や介護サービスの利用状況などを評価しております。

その後、支援の必要性を判断した上で、随時モニタリングを行っていくことで、認知症が重症化しないような支援を実施しております。

認知症初期集中支援チームは、認知症の方の在宅生活の継続と、地域ケア会議の向上に極めて有効な手段であると考えており、今後も認知症初期集中支援チームの活用を前提としながら、認知症の方や御家族への早期支援及び危機回避支援に努めてまいります。

次に、4点目の徘徊高齢者家族への支援事業の高齢者見守りオレンジシール交付について、町民への周知、PRが課題であるが、対策はについてお答えをいたします。

高齢者見守りオレンジシールは認知症により、徘徊のおそれがある方の靴やかばんに貼付する反射シールであり、地域包括支援センターに相談の上、見守りリストに事前に登録することで交付をされます。

これは同報無線や、よしポケNEWSと併用し、行方がわからなくなった方の早期発見につなげるために、本年2月から導入をしており、導入時には、広報よしだに特集記事を掲載し、町民への周知を図っております。

また、事業につきましては、マスコミにも大きく取り上げていただき、町内外に広くPRさせていただきます。

高齢者見守りオレンジシールを交付している地域包括支援センターでは、認知症に関する個別相談時に、見守りリストへの登録と並行して、シールの配布を行っております。今後は地域包括支援センター主催の事業所連絡会などで、シールの有効性を示しながら、さらなる普及に努めてまいりたいと思います。

また、自治会単位で開催を予定している高齢者見守り声かけ訓練などを活用し、地域全体を巻き込むことで、シールの存在をより多くの皆様に周知するよう努めてまいります。

次に、5点目の地域における支え合い体制について、近年は個人情報保護の壁が民生委員、児童委員の方の活動に影響があると聞く、高齢者やその家族に理解していただけるための対策はについてお答えします。

民生委員、児童委員は、地域における高齢者の見守り活動の中で、各家庭を訪問しながら、高齢者の実情を把握するための聞き取りなどを実施をしており、高齢者の皆様にも御協力をいただいているところですが、中には調査や聞き取りに応じない高齢者の方や、その家族もおられると聞いております。

委員の活動といたしましては、それぞれが担当されている地域において、要援助者の困ったことや、不安な気持ちを酌み取ることが活動の一つとなっており、私生活に立ち入り、一身上の問題に介入しなければならないことも想定をされております。

また、民生委員法の中で職務を遂行するに当たり守らなければならないものとして、守秘義務が課せられております。

地域住民の個人情報について、知り得る機会がある中で、民生委員、児童委員の役割は、高齢者が抱える問題を解消するために、住民と行政及び福祉団体などの橋渡しを担うことであり、町民の皆様にもその活動について、御理解いただきたいと考えております。

今後も、広報よしだやホームページ、ふれあい広場や高齢者が集まる場において、守秘義務や活動内容について情報提供していくことで、委員それぞれの活動がしやすい環境を整えて

いくよう努めてまいります。

次に、6点目の高齢者の見守りについて、高齢者同士（さわやかクラブ等）の情報交換、町内会、隣組の情報交換で得られる情報が有効であると思うが、見守りネットワークに生かさないかについて、お答えいたします。

吉田町高齢者見守りネットワーク事業は高齢者が地域社会から孤立することの防止や、高齢者の異変を早期に発見して、必要援助を行うために、町、関係団体、協力事業所が相互に連携して高齢者に対する日常的な見守りを行うネットワーク体制の構築を目的として、平成24年度から事業を開始しております。

この事業では、事業開始当初から、吉田町さわやかクラブ連合会、吉田町自治会連合会によるネットワークの関係団体として参画していただいていることから、さわやかクラブでの情報交換や、町内会や、隣組で得られる情報につきましては、既に有効に活用をさせていただいているところでございます。

今後引き続き、定期的に連絡会を開催し、情報共有を図るとともに、有事に備えてのさらなる強固なネットワーク構築に努めてまいります。

最後に、7点目の成年後見制度利用支援事業について、制度利用の支援は、相談強化、町長申し立て以外に、制度利用に結びつくまでの支援、後見人（制度利用者）の支援も含んでいるものかについて、お答えをいたします。

吉田町成年後見制度利用支援事業は、町内に居住する判断能力が不十分な高齢者の方や、知的障害者及び精神障害者の方の福祉の向上を図るため、平成26年3月から実施をしているものでございます。

支援の内容といたしましては、町長が行う審判の申し立て、審判請求費用の助成、成年後見人、補佐人及び補助人の報酬に要する費用の助成がでございます。

御質問のありました相談強化、町長申し立て以外に制度利用に結びつくまでの支援、後見人（制度利用者）の支援も含んでいるものかにつきましては、そのとおりでございます。

現在、地域の中で、支援の必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげられるよう多職種間での連携の強化を図っております。

また、本年度から吉田町社会福祉協議会ではリーガルサポート静岡支部の御協力のもと、司法書士権利擁護相談を完全予約制で月1回開催をしております。

まだ実績にはつながっておりませんが、今後社会福祉協議会が主体となり、法人後見の運営につなげていけるよう検討しているところでございます。

町といたしましては、これまでも成年後見制度を利用しやすい体制を構築してまいりましたが、今後さらに、国や県の動向を見据えながら、適切に対応してまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回は非常に細かく、七つもの設問をさせていただきまして、御答弁のほうも非常に細かくいただきましてありがとうございます。

そうした中で、今回はこの計画についてということでありましたが、このいろんな用語で

あるとか、使い方、計画の中に示されているものが、実際高齢者の方や、その御家族の方になかなか理解されていないというところが全般的に見られると思うんですよ。そうした中の対策というものは、どのようなものをお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） もう少し具体的じゃないと、計画、それこそ広いもんですから、具体例をもしあるようでしたら、御提示いただいて、御質問されたほうが担当課が答えやすいと思いますので、もう少し具体的にお願いします。

○12番（増田剛士君） 例えば、いろんな健康づくりの教室がありますよというの、広報紙を見れば、いろいろ出ています。それも理解している中で、その一般町民の方、高齢者の方、その御家族の方が、我々の発行する議会だよりもそうなんだけれども、余り見ていない中で、そうした中で、じゃ町としてはいろんなそうしたものでPRはしているんだけど、実際のところ、浸透していないよというところが現実あると思うんですよ。

そういったことに関して、もっと、具体的に、PRしていけたら、もっと、利用者も増えるんじゃないかという観点でお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員が今、御質問いただいたPRについてなんですが、平成28年度に高齢者の生活と意識に関する調査というものを実施させていただきました。

その中で、町の情報につきまして、高齢者や障害者の方も含めまして、弱者につきまして、どのようにして、町の情報を集めていますかといったアンケートもとらせていただいたんですが、その中には広報や、ホームページといったものが一番多かったところです。

ですので、主体的、主には広報のほうを活用させていただいて、細かい事業につきましても周知をさせていただいているんですが、そのほかにも、口コミであるとか、そういったところも、情報としては届くことが多いですよということを伺っておりますので、各教室につきましても、利用者、固定されている利用者から、新しい利用者様への周知というものも図っていきたくて考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） はい、わかりました。

一つ目の質問の中で課題として町のほうで把握されているのが、男性の参加者が少ないということと、あと、移動手段、移動手段に関しましては、この後やる方もいますので、多くは触れませんが、そうした中で、本当、いろんな健康教室とかというのものもあるし、居場所づくりという面でもあるんですが、そういうところを見にいくと、本当に女性の方はいっぱいいるんですよ。男性の方はいないと、いないというか、非常に少ない。根本的に、じゃ、何で男性の方はそういうところに参加しないのかなというのがあります。

そうした中で、男性の方はずっと会社、今、女性もかなり会社勤めをされているんですが、ちょっと古い考え方もかもしれないんですが、定年までずっと会社に、ある一定の組織の中にずっといて、組織の中でずっときた中で定年を迎えて、ほっとして、これから自由だみたいな感じになって、何とか教室というと、また、その何かの組織に入っていかなきゃいけないのかなというような、そういった考えがあるということも、何かの文献で読んだことあるんですが、そうしたことに対して、男性は本当にそういう考えがあるのかなというのを、自分でも思うんですが、そういったものに対する対策というようなことは何かお考えでしょうか。



○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

私たちもいろんな教室を見に行つてとか、教室でのお話なんかを聞かせていただきますと、男性の参加者が少ないよといった意見をいただいておりますので、高齢者の生活を支え合う会であるとか、そういったところで、地域の方からの御意見なんかも伺ったところです。

その中でいただいた意見は余り女性がい過ぎると行きにくいよといった意見もありましたので、新しい事業を起こしたときに、男性が入る事業といったものをつくってみたらどうだという意見もありましたので、町長の行政報告の中にもちょっと話もありましたし、今回にもありましたように、健康マージャンといった教室であれば、男性が来やすいのではないかという意見もありましたので、今、少し、企画をしているところです。

こちらの事業は女性が入りたいと言ったら入れる事業にするかどうかといった議論もあつたんですが、男性が出やすい事業ということを前提にしているものですから、今、検討の中では、男性に特化した教室ということを検討しているところです。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

先ほど答弁にあつた健康マージャン、マージャンが男性が来るというの、ちょっとわからないですが、一方、グラウンドゴルフとか見ますと、結構男性が多い。逆に女性が余りいないのかなというようなものも見受けられます。

そうした中で、じゃ、男性の特性、特性といったらおかしいけれども、そういったものを利用したそうしたものを考えていけば、出やすいのかな。マージャン、男性みんなマージャンやるよというのもおかしいし、自分、やったことないし、そういった中で、一つの策としてはよろしいかと思うんですが、もっと、マージャンは頭も使うということで、いいのかもしれないんですが、もっとほかの面でも何か考えていただければなと思います。それはそれでよろしいです。

次に、オレンジシールに関しまして、1点、お聞きしたいんですが、PRはされて、どういったもんだよというのは、多少皆さん、理解しているのかなとも思うんですが、そうした中で、じゃ、そういった方を見たときに、どういった対応をするんだというような広報がどこまでされているのかなというのがあります。

この仮にそういった痴呆でもうどっか行っちゃったような方が、そのシールをつけていた。でも、それを見ても、見た方が、何のシールかもわからないとか、じゃ、どういった対応をしたらいいんだというの、なかなかわからないと思います。

そういったことに関して、どういった対策をされているのかというのが、まず1点、お願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

PRのほうをさせてはいただいているんですが、まだまだということも今御意見で伺いましたが、昨年、ちょっと、住吉地区をモデル地区に高齢者の見守り声かけ訓練といったものを開催させていただきました。自治会の方に、かなり御協力をいただきまして、町内会の方が大勢来ていただいた事業です。

その中でも、こういったシールを配布を始めますのでということで、シールの説明をさせ

ていただいたのが1点と、あと、どのように声をかけたらいいのかといったところが、課題だということも今、ありましたが、そのときも、声かけの練習をやってみたところ、先に、ちょっと、講師がこのようにするといいいよと言ったところを紹介させていただきまして、じゃ実際にやってもらいましょうということで、去年は住吉地区でやっていただきました。

今年度はそのほかの地区、あと3地区ですね、川尻、片岡、北区で、また、自治会にお願いしまして、この声かけ訓練のほうをやっていくような計画を立てております。

ほかに、声かけを、その会場に来た方だけではなくて、もっと若い世代の方にも、声かけのところをちょっと覚えていただきたいなということもありまして、小学生に対しまして、サポーター養成講座のほうを開催させていただいております。

こちらのほうは、小学生の意見の中にもどのように、こんなふうにしつけられるかなといったような感想もいただいておりまして、声をかけるという方法とか、声をかけなくても、ちょっと気になる人があそこにいるよと家族に言ってくれるということで、大丈夫だよという説明のほうもさせていただいているものですから、1人で声をかけるのが不安な方についても、ちょっと、家族に気になった人いたよということで、情報提供いただければ、この徘徊されている方についても、迷うことなく、家に帰れるのではないかなということで、講演会のほうをさせていただいているところです。

実際に、昨年、町内でちょっと徘徊された方が、藤枝のほうにいらっしゃったんですが、そのときも小学生がちょっと何かお母さん、何かちょっと違う人がいるということで、声をかけてくれて、御家族の方がおばあちゃん、どこから見えたのということで、声をかけてくれて、警察が保護してという形で帰られたこともありますので、今やっている事業も実を結んできているのではないかなということを感じております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その声かけに関しては、そういった形で、どうなのということでもろしいかと思えます。

その後のこと、その後のどういった対応をするのかというようなことについての知ろうというか、そういったものが必要ではないかなと思えます。

既に、もう行方不明だよという同報無線なり何なりで発せられている方に関しては、そういう形で警察であるとか、消防であるとか、町であるとかということで、通報すればいいよというのはわかると思うんですが、まだ、そこまで行っていないというのか、まだ、通報がされていない状況で徘徊されちゃっている方を見つけたときのその対応というのは、まだ、公表されていない中で、この人、本当に徘徊しちゃってわからなくなっちゃだかやと、その判断があったりすると思えます。

そうした中で、先走っちゃって、警察なり、何なり、連絡して、いや、大丈夫だったのにというようなことになってまた、いけないかなというのがあるんですが、そういった対応というのはどのようにされるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

ただいま御質問2点あったかなと思ったんですが、1点目は最後におっしゃった判断、この人徘徊しているのかな、どうなのかといったところのときなんですけど、それこそ、去年やりました住吉区での声かけ訓練なんですけど、見守り声かけ訓練になっております。

当初は、徘徊の方の声かけ訓練というような言い方だったんですが、そうではなくて、見守ること、いつも同じコースを散歩しているお年寄りの方もいらっしゃると思います。その中で、コースをちょっと外れると迷ってしまって、どうしようかなて悩んでいるものもあるものですから、この人はもう迷っているという形で声をかけるのではなくて、お婆さん、いつも、この道通っていらっしゃるけれども、きょうはどこへ行かれるんですかといったような、声をかけるところから、皆さんで見守ってもらって、また、正常ルートに戻るような声かけの仕方をお願いしたい。地域で見守っていただきたいよといった訓練になっております。

あと、最初のほうに、徘徊が起こって通報されて、また、その後、どういう対応があるのかといった御質問があったかと思えます。地域包括支援センターのほうでは、一度、同報無線等流れた方に対しまして、町のほうで訪問をお願いしまして、見守りリストというものに登録していただけるように、ちょっと声をかけさせていただいています。

1回徘徊した方は、ほかの手だてを打たないままでおりますと、また、家に帰ってこれなくて困ってしまう方もありますので、それを防ぐための施策としまして、見守りリスト、徘徊リストのほうに登録をしていただきながら、じゃ、散歩が安心してできるためにはどうしたらいいのか、あと、昼間の時間に家族の目が行き届かないときにどうしても出かけてしまうんだということがあれば、デイサービスを利用してもらうだとか、ボランティアさんの協力がどのように得られるかといったコーディネートもしていただくようなことをしておりますので、地域包括支援センターにも御協力いただきまして、認知症の対策について、活動しております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

大体理解いたしました。そうした中で、PR、周知ということで、自治体であるとか、そういったところでされているというのは理解したんですが、一般社会の中で、かえって、商店であるとか、そういったところの事業者の方にもこういったものがあるんでということで御指導いただければ、認知症で徘徊する中で、商店に寄ったりとかということもあると思うし、商店の方は、結構外見しているんですね、常に。そういう中で、結構、いろんな早くに察知するのがあると思いますので、そういった事業者の方にも、そういったようなことで御紹介いただければ、よりこの制度というか、オレンジシールがいい方向に行くのではないかと思いますので、そのようなことも御検討いただけますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 地域見守りネットワーク事業というものが町にも存在しております。自治会の方も含めまして、こちらのほうに参加をさせていただいております。

商工会の方、代表の方にも、こちらのほう、参加させていただいておりますので、こういったシールができましたということと、声かけ訓練をやっていますよということは、周知をしているんですが、商工会の会長さんには周知はさせていただいておりますが、もし、商店の方ということで、御要望がありましたら、サポーター養成講座というのも開催しておりますので、商工会という大きなくくりでなくても、事業所からお声いただければ、このようなこともさせていただけますので、また、ぜひ、私たちも周知、商工会の方々にも、周知図りながら、養成講座の御要望のほうもいただけたらと思っておりますので、また、声をかけさせていただきたいと思っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） だから、こういう制度がありますので使っていただければじゃなくて、行政側から、出ていくということが必要なのかなと思うんですよ。いろんなものが全部、行政としても備えてありますよ。でも、あなた方、使わないだけでしようというような形だと、なかなかうまくいかないというところで思っております。

今の答弁だと何か、もう私はこういうもの、制度をちゃんとつくってございます。それ、なかなか利用していただかないだけですみたいに聞こえちゃったのね、今。だから、そうじゃなくて、こういうもの、あるんでということで、外に出ていくということが必要な。特に、こういった包括ケア含めて、高齢者の対策というのは、そういうところが一番かなというのがあります。だから、最初に言ったPR云々というのは、そこなんです、多分。

行政側はこういう教室、こういう教室、全部持っています。でも、使わないのはあなた方でしょうというような形だと、なかなか広がらないよと、そういったところの対策と課題というのが、あるのかな、今、答弁を聞いていて思ったんですが、その点についていかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

サポーター養成講座につきましては、町が出ていく事業になりますので、事業所の方のところへ伺って養成講座行わせていただいているところもあります。

そういった事業がなくても、例えば、ヤクルトさんが、最近このうちの人の配達に行くんだけど、ちょっとやりとりが気になるよといったことも、個別のケースでも相談を受けながら、こうやって相談をしてもいいんですかということをお伺いしますので、ありがとうございますということで、その後、こういうふうによく解決しましたよということも、報告させていただきながら、実際に踏まえていただきながら、見守りネットワーク連絡会というものがうまく機能してきているところであるんですが、こういったうまくいきましたよといったケースをこの連絡会、年に一度、最近で開催しているんですが、そこでも紹介をさせていただいて、こういった連絡をしていいのですかという不安感ではなくて、安心していただけていいですよといった好事例などをちょっと紹介させていただいての活動もさせていただいておりますので、ぜひ、私たちも外に出ていく活動を続けていきますので、連絡会もうまく活用していきたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

わかりました。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、成年後見制度利用事業、支援事業ということで、お聞きしたいと思います。答弁の中で、これからは、社協さんを主体に広めていきますよというふうなお話をいただいております。そうした中で、現状、司法書士さんとか、そうした方々が非常に強力にやっておられるというのが、今、現状あると思うんですが、そちらとの行政書士さんのグループ、リーガル何とかとあるようなんですが、そのような方々との連携というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 司法書士さんとの連携になると思いますが、うちの町には司法書士事務所が1件ということになります。そうですね、直接司法書士の先生、町にあります司法書士の先生とお話することも多いんですが、それ以外でも、大井川の流域に関する島田、

川根の吉田町を含めまして、勉強会というものも開催をさせていただきまして、司法書士の先生から、町でできることであるとか、うまくいっていることとか、このようにしていただいたら、うまくいきますよといった情報交換の場も設けさせていただいて、私たちも勉強不足の部分も多いものですから、先生から教えていただいているというような活動を行っております。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

了解しました。

最後となりますが、これ、国の資料にあったんですが、地域包括ケアの見える化システムデータというのがあるそうなんです、そのようなものは吉田町は利用しているということでよろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 今回策定させていただきましたこちらの高齢者保健福祉計画と、介護保険事業計画なんです、こちらを見る化のシステムを利用しまして、数値の計算等させていただいたところです。

○議長（藤田和寿君） 残り1分です。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 了解しました。

今回、本当に、この事業計画の結びのほうに、90年代時代となっておりますが、一般的には100年時代というように言われております。そうした中で、健康に100年以上生きると、不健康というか、介護が必要な状態になっての100年、えらい違いがあると思います。

そういう中で、なるだけ、そういった状況にならないで、100年の人生をいくという中で、こういった計画を立てられて、もしものときにはこういうことがあるよということで、されておるかと思えます。

ぜひ、もっと、皆さんに利用されやすい、また、こういうときにはこういうところと、すぐわかるようなPRということをお願いして一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 以上で、12番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を11時10分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

4番、蒔田昌代君。

〔4番 蒔田昌代君登壇〕

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

私は平成30年第2回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおり、二つの質問を町長に質問いたします。

質問1、産みやすく、育てやすい環境の整備について。

町長は平成27年第2回吉田町議会定例会の所信表明において、四つの柱からなるマニフェストを示されました。四つの柱の三つ目は「福祉社会の建設」であります。

その中でさらに「産みやすく、育てやすい環境の整備」「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」及び「悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備」の三つのテーマに分け、掲げております。

私はその中でも二つのテーマの「産みやすく、育てやすい環境の整備」と「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」についての活動の進捗状況をお伺いします。

1、子供を産みやすく、育てやすい町として、よしにこパッケージの創設などがありますが、利用者の状況及び妊産婦への今後の事業展開は考えていますか。

2、今年度から始まった乳房ケアの助成がありますが、利用者の状況は。

次に、二つ目の質問、健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備のテーマで社会に参加しやすい町民の移動手段についてです。

平成30年3月に第3期吉田町地域福祉計画、第3期吉田町地域福祉活動計画が策定し、「ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念と掲げられました。

施策の展開の中に、四つの基本目標があり、その中の「基本目標4 地域で安心して暮らせるまちづくり」があります。その中の一つ目に、高齢者が免許を返納しても安心して地域で暮らせるよう、生活環境を整えるために外出・移動支援の充実があります。今後、高齢化率が進み、身体に障害のある方や運転のできなくなる高齢者の方が増え、外出や移動が困難な人が多くなると思います。

また、最近の新聞報道においても、高齢ドライバーの事故や、免許更新時などの認知機能検査で認知症のおそれがある第1分類と判定された75歳以上の免許保有者に、医師の診断を受けるよう義務づけた改正道交法もあるように、免許証返納後の外出や移動が困難な人たちの移動支援について、町として、どのような考えを持っているのか、お伺いします。

1、社会に参加しやすい町として、身体に障害のある方や運転のできなくなる高齢者の方のための、現在、町民の移動手段をどのように支援していますか。

2、町として、今後高齢化が進み、町民の移動手段や支援をどのように具体化していくのか考えていますか。

以上が私の一般質問の要旨であります。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 産みやすく、育てやすい環境整備についての御質問のうち、1点目の子供を産みやすく、育てやすい町として、よしにこパッケージの創設などがありますが、利用者の状況及び妊産婦への今後の事業展開は考えていますかについてお答えをいたします。

町では、妊娠期から、子育て期の切れ目のない支援体制の充実を図りながら、御質問にありますよしにこパッケージ助成事業を初め、さまざまな支援や、サービスの提供に取り組み、子供を産みやすく、育てやすい環境の整備を図っております。

まず、平成27年度には保健センターの一部改修を行い、妊産婦健康相談や、不妊治療に関する相談、お子様の心理相談など、プライバシーに配慮した個別の相談にも応じることができるよう母子保健室を設置し、相談環境の整備を図るとともに、助産師による妊産婦健康相談を開所をし、妊娠から出産に向けて、より専門的な相談ができる体制を整えました。

また、同年度には、妊娠、出産の希望をかなえるため、特定不妊治療費への助成上限額を15万円から30万円に拡大をいたしました。

平成29年度の特定不妊治療費助成事業の申請件数は、延べ50件で平成28年度の延べ申請件数の29件と比べてみますと、治療に取り組む御夫婦が大きく増えている状況がうかがわれ、このうち、約4割の方が妊娠に至っております。

さらに、平成29年度からは、不育症治療費に対する助成制度も導入するなど、不妊だけではなく、不育症に悩む方への支援も拡充をいたしました。

平成28年度からは、全ての妊産婦さんの状況を継続的に把握をし、総合的な相談支援を実施するためのワンストップ窓口として、子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置をし、母子保健コーディネーターと連携をしながら支援を進めており、特に出産後の養育面において、何らかの支援が必要と思われる方や、身体的な既往歴がある方で妊娠、出産時期における医療的な経過観察が必要な方などに対しましては、お一人お一人に沿った個別支援プランを作成をしております。

平成29年度は母子健康手帳交付や、転入により妊娠を確認できた方のうち、約25%の方へ支援プランを作成し、妊娠期から早期支援を実施しているところでございます。

妊娠期から、子育て期の切れ目のない支援体制のさらなる強化を図るため、平成29年度からは三つのメニューで構成する吉田にこにこ子育て保健サービスの展開を開始をいたしました。

まず一つ目として、子育て世代包括支援センターをより身近な存在として感じていただけるよう、愛称をよしにここといたしました。

二つ目といたしましては、従来の母子健康手帳を補完し、妊娠、出産、子育てに関する情報や子育て記録ページなどを提供する専用アプリ、よしにこダイアリーを導入いたしました。

三つ目といたしましては、よしにこパッケージ助成を解消し、出産等支援交通費助成事業で行ってございました妊婦健康診査や、出産時の通院に係る交通費助成に加え、新生児聴覚スクリーニング検査など、産後間もない時期に行う検査費用の自己負担分についても補完できるよう助成額を5万円に拡充をいたしました。

よしにこパッケージの助成の利用状況でございますが、平成29年度は203人の方から申請があり、198人の方へ助成をいたしました。また、本年度に入りましてからは、新たに47人の方から申請をいただいている状況でございます。

加えて、育児期のさらなる経済的負担の軽減を図り、御夫婦に第2子以降の出産をお考えいただけるよう第2子を御出産されたお母さんに5万円、第3子以降のお子さんを御出産されたお母さんに10万円のお祝い金を差し上げる事業も開始し、合計100人の方に、出産お祝い金を差し上げることもできました。

助成を受けた方からは、産後はミルクやおむつなど、何かといろいろ必要になるため、こ

んなにも助成してもらえるのは、とてもうれしい。妊娠、出産を応援してもらえ、温かな気持ちで育児ができる。吉田町は子育て支援が手厚く、この町で今後も子育てをしていきたいなどの声が届けられております。

また、産後のケア事業といたしまして、日々育児を頑張っているお母さん自身の健やかな生活を応援するため、平成29年度から、リフレッシュママ産後クラスを実施しております。

この事業では、産後2カ月から4カ月の方を対象に、助産師を初め、管理栄養士や理学療法士による産後の身体ケアや食事のとり方についての講話、骨盤体操などの実技を行っており、お母さんの心身のリフレッシュを図り、自分自身の健康管理についても振り返っていただく機会としております。

平成29年度は、延べ249の方が参加され、参加者の皆様からは、リフレッシュできた、母親のための教室でうれしかった。同じように、育児をしているほかのお母さん方と話ができてよかった。日ごろ疑問に思っていたことを直接聞いてよかったなどの声が寄せられており、産後における身体的な相談や、悩み事について、直接専門家に相談できる場として御利用いただいております。

そのほか、保護者の方が子育ての不安を1人で抱えることのないよう、育児相談ができる場といたしまして、地域子育て支援センターや、児童館において、サポートできる体制を整備しており、役場庁舎、中央公民館、総合体育館、保健センター、子育て支援センター、オアシス館には、キッズサークルを、役場庁舎、図書館、保健センター、子育て支援センター、オアシス館などには、授乳室を設置するなど、小さなお子さんを連れて出かける際にも、安心してストレスなく、さまざまな手続きが行える環境を整えております。

就園後の環境整備といたしましては、国の動きに合わせ、保育園等を同時に利用する最年長の子供から、順に2人目は半額、3人目以降は無料となる保護者負担金を設定し、利用者負担の軽減を図るとともに、町内4カ所の保育園で未満児からの受け入れや、延長保育を行っており、中でもすみれ保育園におきましては、多様化する保護者の事情に応じたサービスが提供できるよう土曜保育、病後児保育、一時預かり保育も実施をしております。

さらに、平成28年度からは、ファミリーサポートセンターを開設をし、地域全体で子育てを応援していく体制も整えたところでございます。

ファミリーサポートセンターでは、子供を預かってほしい、送迎を手伝ってほしい、援助を受けたい方と、援助をしたい方と、援助をしたいと希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行っており、平成29年度の実績といたしましては、援助を受けたいと希望した28件全ての方の調整を行った状況でございます。

また、ゼロ歳から15歳までのお子さんが医療機関へ受診、入院した際に係る保険診療分の費用につきは、当町ではこども医療費助成事業において、自己負担なしで実施をしております、医療機関に安心して受診しやすい体制を整備しております。

さらに、本年10月からは、その対象年齢を18歳までに拡大するよう準備を進めているところでございます。

このように、平成27年度から、産みやすく、育てやすい環境の整備を進め、特に、妊娠期から、母親の身体と心が大きく変化をし、これから始まる育児に対するきめ細やかな支援が必要な時期である産後1年未満の間の支援やサービス体制を強化してまいりましたが、御質問にございます妊産婦さんへの今後の事業展開につきましては、本年度から、産後おおむね8週間



までの産婦さんを対象に、心と体の健康状態を確認す産婦健康診査を開始をし、産後の初期段階におけるお母さんや、お子さんに対する支援を強化したところでございます。

この事業を通して、医療機関や関係機関との連携体制を整えるとともに、妊産婦さんお一人お一人の新たなニーズにも対応しながら、よりよいサービスを提供してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今年度から始まった乳房ケアの助成がありますが、利用者の状況はについてお答えします。

産後は授乳に対する不安が育児に対する不安を助長する一つの要因であると言われていたため、医療機関や、助産院で専門的な助言や手技指導を早期に受け、安心して育児ができるよう本年度から、産後4カ月間未満の乳房マッサージ及び指導を受けた方を対象に、乳房ケア費助成事業を開始をいたしました。

現在、母子健康手帳交付時や、妊産婦新生児訪問指導時、電子親子手帳アプリよしにこダアイリーでお知らせを通じて、町民の皆様にも周知を図っているところでございます。

また、乳房ケアを行う近隣市町の医療機関や助産院へも制度内容をお知らせし、連携しやすい体制を整えているところでございます。

利用状況といたしましては、事業を開始してから日もまだ浅いこともあり、現在のところ、御利用者は1名ですが、利用された方からは、初めは母乳の出方が心配で子供の発育への不安があったが、医療機関で助言や手技指導を受けたことで、その後、スムーズな授乳ができるようになり、不安が減ったと聞いております。

このような声を授乳に不安や悩みをお持ちの妊産婦さんへお伝えしながら、今後、多くの方に利用していただけるよう事業の普及に努め、タイムリーな支援を実施してまいりたいと考えております。

今後も妊娠期から、子育て期の切れ目のない支援体制の充実を図り、この町で子供を産んでよかった。この町で子育てをしていきたいと思っただけの町となるよう引き続き、生みやすく、育てやすい環境の整備を進めてまいります。

続きまして、社会に参加しやすい町民の移動手段についての御質問のうち、1点目の社会に参加しやすい町として、身体に障害のある方や運転できなくなる高齢者の方のための、現在、町民の移動手段をどのように支援していますかについてお答えをします。

現在、障害をお持ちの方や、高齢者の方の移動支援に係る主な事業は四つでございます。

一つ目は、障害者移動支援事業でございます。屋外での移動が困難な障害をお持ちの方を対象に、個々の利用者に合わせて、ヘルパーが外出のための支援を行うものでございます。この事業につきましては、社会福祉協議会などの訪問介護事業所に業務を委託しており、障害をお持ちの方は、社会生活を送る上で必要不可欠な外出や、社会参加のための余暇活動において、公共交通機関などを利用する際に、ヘルパーが介助を行うもので、障害をお持ちの方の日常生活に浸透したサービスとなっております。

利用者へのアンケートによりますと、利用することで、体力、能力が維持される。本人も調子がよいので満足している。ヘルパーと一緒に楽しく歩いており、感謝している。買い物ができるようになっているという御感想をいただいております。

二つ目は、高齢者移動支援事業でございます。自力で外出することが困難な高齢者の方を対象に、送迎支援ボランティアにより、目的地まで送迎を行うものでございます。

この事業につきましても、吉田町社会福祉協議会に業務を委託しており、町内にお住まいの介護保険の事業対象者、または要支援、要介護認定者が主に病院の送迎や、役場への申請などを行う際に利用をされています。

また、高齢者の閉じこもり予防や、社会参加を促すことを目的として、町に登録した方が社会福祉協議会の行事や、さわやかクラブに参加する際に、送迎を利用することも可能となっております。

利用者へのアンケートによりますと、おおむね満足しているとの回答をいただいております。ボランティアの方がとても親切で病院への通院などが便利という御感想もいただいております。

この事業は地域で支え合う事業として、有効なサービスでございますが、送迎を担うボランティアの確保が課題となっており、生活支援体制整備事業の中で、ボランティアを担う方の発掘と育成に努めております。

三つ目は、新しい事業として始めました介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービスDでございます。町では平成29年12月に通所型サービスB、いわゆる住民主体のデイサービスを利用する高齢者の方の送迎を行う社会福祉法人、NPO、ボランティアなどを対象とした補助制度を創設いたしました。

この制度は住民主体の活動を支援するとともに、デイサービス等を利用されている方が、送迎に困らないような環境を整えるものでございます。

この補助制度を活用し、本年1月から社会福祉法人が住民ボランティア団体がかがやきが提供するデイサービスを利用する方の送迎を行っております。かがやきを利用する高齢者の方からは、移動手段が確保でき、気軽に参加が可能となり、ボランティアの方との交流が楽しみというような、好意的な御意見を多数いただいております。

そして、四つ目は、重度心身障害者移送費助成事業でございます。この事業は重度心身障害者の方を対象に、医療または機能回復訓練を行う場合に要するタクシー料金の2分の1を助成するものでございます。

対象者につきましては、視覚障害者及び肢体障害者1級、2級の方、特別児童扶養手当を支給されている児童、療育手帳が交付されている知的障害者となっており、対象の重度心身障害者の方にとりましては、病院や機能回復訓練の施設への送迎は必要不可欠であることから、タクシー料金として、1回3,000円未満、1カ月当たり上限1万円の助成の中で、御活用をいただいております。

御利用に関するアンケートでは、家族などの助けが得られないときに利用している、病院への通院が多いため、役立っているとの回答をいただいております。

このほか、障害をお持ちの方や、高齢者の方の移動支援に係る事業といたしまして、福祉有償運送、介護タクシー、通院等介助がございます。

福祉有償運送は、NPOや広域法人などが実施主体となっており、国が定める自家用福祉有償運送制度の中で、身体障害者、要支援及び要介護認定者の方を対象として、実施主体が営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものでございます。

この事業につきましては、町が設置する吉田町福祉有償運送運営協議会におきまして、自家用有償旅客運送の必要性や、対価などについて協議をしており、実施主体は3年に1度の協議による合意や、運輸支局への申請を経て、自家用車による有償運送が可能となっております。

町といたしましても、協議会の運営を通じてこの事業を支援をしており、障害をお持ちの方が、町内や牧之原市、島田市、藤枝市の区域を自由に利用できるサービスとして、御利用いただいております。

介護タクシーは介護保険制度の訪問介護サービスの一つとして実施されているものでございます。要介護1から要介護5までの認定を受けており、バスや電車などの公共交通機関に1人で乗ることができない方のうち、ケアプランに介護タクシー利用について明記されている方が対象となっており、介護タクシーとして県に指定された業者が通院などの乗降介助を行うものでございます。

この事業につきましては、タクシー移送料金と介護保険自己負担額は利用者負担となっており、介助に限定されたサービスとなっております。

通院等介助は、自宅で暮らしを支援するための居宅介護サービスの一つとして実施されているものでございます。これは障害支援区分2以上の障害をお持ちの方が対象で、病院等への通院のための移動介助や、屋内外における移動介助、通院先での受診手続などをヘルパーが行うものでございます。

次に、2点目の町として、今後高齢化が進み、町民の移動手段や支援をどのように具体化していくのか考えていますかについてお答えをします。

初めに、本年3月31日現在の高齢者の状況を申し上げますと、町の高齢者人口は7,204人、そのうち、65歳から74歳までの前期高齢者は3,758人、75歳以上の後期高齢者は3,446人となっております。

また、総務省が公表いたしました本年3月1日時点の人口推計によりますと、後期高齢者は1,770万人で、前期高齢者のうち、前期高齢者の1,764万人を上回り、高齢者の高年齢化がさらに進行している状況にあります。

平成28年度に当町が実施いたしました高齢者の生活と意識に関するアンケート調査によりますと、ひとり暮らし高齢者424人のうち、外出手段は自分の運転での自家用車が57.5%、自転車14.9%、徒歩のみが10.6%、親族の送迎、タクシー、別居の家族の送迎、バスが9.2%、その他無回答が7.8%となっております。

これらを考えますと、現在、自力での移動が困難な高齢者の方は1割程度ですが、先ほど申し上げましたとおり、今後高齢化の波がさらに進行し、後期高齢者の人数が増えてくることを考えますと、自力での移動が困難な高齢者の方の割合はさらに高くなると予想され、高齢者の皆様が地域で安心して生活するためには、より利用しやすい移動支援サービスを提供していく必要があると考えております。

町といたしましては、現在実施しております移動支援サービスを継続しながら、利用者の皆様が安心して気兼ねなく利用することができるサービスについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

最初の質問の1、子供を産みやすく、育てやすい町として、よしにこパッケージの創設ということですが、町民の声をお聞きして、皆さん満足されているということなんですが、その

次の2の今年度から始まった乳房ケアの助成があるんですが、まだ、始まったばかりで実質的な数というのは多分まだ出ていないと思いますが、その乳房ケアの助成回数は今、1回なんですけど、1回の助成は有効だと思うんですけども、データ上では、2回マッサージすることで、再治療になることが防げるということがあるんですけども、それに対してはどうでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

町長の答弁にもありましたように、まだ助成をさせていただいた方は1名ということになっております。その方の状況から推察されますと、今のところ、その方につきましては、産後2週間で乳房ケアを受けていらっしゃるということで、1回乳房ケアを受けまして、2回目に確認に行ったところ、子供さんの体重が増えていたし、母乳分泌もよくなり、母乳育児の確立が図られたというような効果があったということ聞いております。

何分にも、まだ1名の助成ですので、私どももどういった効果があるかというのは、もう少し研究をしてみないとわからないところではございますが、今後、申請があった方につきましては、状況を確認をさせていただきまして、より有効なサービスということで、検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

ちょっとこれは聞いた話なんですけど、ちょうど、平成30年度から、この乳房ケアが助成されたんですけども、3月末にケアを受けて、30年度、4月の初めにまた再びケアを受けたという方をちょっと聞いたことがあるんです。その年度の境でやっぱり、その前は助成なかったけれども、新たに、年度が変わったら助成が始まったということであるんですけど、そういった助成のための情報というんですかね、こういう乳房ケアが、助成が始まりましたというのは、電子手帳のよしにこダイアリーですということなんですけど、そのよしにこダイアリーというのは、ほとんどの人が利用されているんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

よしにこダイアリーにつきましては、現在、ユーザー数が250名ほどということで、確認がとれておりますけれども、周知に、使用についての周知ですね、そういったサービスがございますといった周知につきましては、母子手帳の交付時でありますとか、パパママ教室でありますとか、妊産婦新生児訪問等、お母様方とお会いする機会を捉えまして、周知を図っております。

その250名ほどという人数をどのように捉えるかということは、1年経過してみて、もう少し経過を見ていかないといけないとは思っておりますが、乳房ケアの周知につきましては、そのほか、よしだポケットニュース、ホームページ等にも、載せさせていただいております。あとは、その対象者、対象者そのものとなる妊産婦の方々にも、そういった個別のお会いする機会を通じて、周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

現在、250人が利用されているということなので、昨年、当初予算で乳房ケアの助成金の算定の中で、大体年間250人ぐらい吉田町は出産して、その中の4割が母乳育児をやるということで、30万円という助成がついたということをお聞きしたんですけども、やはり、250人というのはほぼ、1年間の出産数、妊婦さんが、出産する妊婦さんの数とほぼ一致しているのかなというふうに思いました。

やはり、乳房ケアの助成回数、現在、1回なんですけれども、この近隣の市町の静岡市では1回、7回までというふうに助成をしています。やはり、助産師さんの判断で1回で1人しかいないんですけども、その1人の方は1回ですぐ可能だったんですが、やっぱり体質的に、そのお母さんの子育てしている環境的にも、どうしても、助産師さんの経験上2回必要であるという方もいらっしゃるの、やはり、7回とまでは言いませんが、もう少し乳房ケアの助成に対して、回数を増やす、拡大してもらいたいというのが、私の意見なんですけど、これから、まだ、どのぐらい、今、まだ1名ということなんですけど、今後、今からだと、助成もせっかくできたところなので、これからの人たちのためにも、やはり、今、そういった乳房ケアの助成をちょっと拡大するのをちょっと考えていただけたらなと思っはいるんですけども、本当に、乳房ケアは子育てしていく上に、本当に、産んでお母さんの体もまだ整わない、育児に対して不安なこともある。自分の生活も一変してかわることなので、いろいろストレスとかかかかったりとか、やっぱり、母乳の、おっぱいが出るのが心配とかと、いろんなストレスがかかってくるので、そういった状況を改善するためにも、保健師さんが行ったりとかしてますけれども、実際、そういったトラブルったときの対処、対応をもう少し考えていただけたらなということ、まだ、1人ということなので、これから考えていただけたらと思います。

次に、二つ目の質問なんですけど、社会に参加しやすい町としてですが、いろんな四つの支援があるということがわかりました。

その中で、手厚い、いろんな新しく行った事業もあります。その中で、特に、この間、町民の移動手段についてなんですけれども、第16回報告会、議会報告会がありまして、その中でやはり、そういう障害のある方、いろいろ移動支援事業ありますけれども、やはり、健康でいるという人、吉田町は割と健康でいる人が多いというのを聞きました。介護度も低いという方もいらっしゃるの、そういった方、元気でいらっしゃる方もやはりいると思います。

先日、ちょっと聞いたのは、いきいきサロンみたいところに行って、送っていくよと言ったんですけども、いや、私は歩いて帰るからといって、歩いて帰る方、その方、90歳ということをちょっと聞きました。

やはり、年齢が多くても、歩いて帰るということは、その人の健康にもなるんですけど、こっちとしては、送って行ってあげるのに、あげられるのに、どうしてなんだろうという思う気持ちもあるんですけど、やはり、健康で過ごしているという方がいらっしゃいます。また、免許の返納とか、そういった年齢に来たから行かなきゃねという声もあって、でも、免許返納しちゃうとどうなんだろう、でも、まだ、自分は歩けるし、近くのスーパーがあるから、そこまで歩いていけるし、荷物持って帰ってこれるし、だけれども、ちょっと出かけるときには免許が欲しいという人もいます。

町民の16回議会報告会でも本当に、バスを出してもらいたいとか、デマンドタクシーがいいとか、セニアカーがいいとかと色々な意見がありますけれども、地域ごとの何か、年齢

とか、調査をしたほうがいい時期にきているんじゃないかなというふうに私は考えます。

やはり、皆さん心配するのは、免許も返した後の移動手段がない。移動手段がなくなっちゃったら、おうちにこもる。おうちにこもっちゃうと、人との接触がないから、買い物は歩いていけるとしても、人との接触がないと認知症になってしまうんじゃないかという不安があって、返したいけれども、返せないという人もいるし、返せと言われたらどうしようというふうに悩んでいる方もいらっしゃるの、16回議会報告会で4地区回ったんですが、4地区、いろんな話が本当に出てきました。その中でも、やっぱり地区ごとや年齢とか調査をしたほうがよいと思うんですけども、調査についてはするとか、そういったことというのは考えているのでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 健康で、町民の高齢者の方々の移動支援について、調査はどのように考えているかという質問でよろしいですか。どうでしょうか。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 調査につきましては、平成28年度に高齢者の生活と意識に関する調査というものをさせていただきました。こちらにつきましては、介護認定を受けている方と、ひとり暮らしの方と、そして一般の方の高齢者の方にアンケートをとらせていただきました。その中で、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、自力で歩ける方、運転のできる方、自転車で出かけられることができるという方がほとんどなんですが、1割程度の方が自力での移動が困難になっているよというふうな調査がされております。

今の状況については、調査ができていますが、どうしていったらいいのかといった調査のほうは、まだ至っておりません。ただ、高齢者の生活を支え合う会におきまして、どうしたら一番いいんだろうというような意見は出ましたが、先ほど議員がおっしゃってくれたように、自力で歩ける間は自力で移動したいんだよ、余り、手厚いものドア・ツー・ドアのものができると、自力で移動ができなくなってしまうよといった方もありますし、いろんな意見が出ている中で、ちょっと集約ができていないような状況にあります。

地域福祉計画を策定しました折には、意見のほうが少し出たところです。障害のあるお母さんからの意見としまして、お年寄りだけではなくて、障害のある子供についても、何らかの安心した交通手段があるといいなといった意見はあったんですが、それ以上のこういったものが一番いいよといったものは、ちょっと難しいですねといった御意見のほうをいただいているところです。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

全般の生活交通に関します調査の関係につきまして、これは総合計画の関係がございますので、私どものほうでも一つお答えさせていただきますが、本年度、後期基本計画に向けました住民意識調査を実施するというので、予算のほうお認めいただいているところでございます。

ですので、今年度、町づくりに関します住民意識調査、経年の経過がわかるような形でその公共交通も含めた項目をアンケート調査を実施する予定でございますので、これによって、これは高齢者とかという年代は無作為で行いますので、全体的な若い方から、お年寄り、高齢者の方々含めて、また地区別、そうしたことでの傾向というのは今後の調査によって、回答のほう出てくるかというふうに思いますので、一応、今年度実施するというので御理解いただ

ければと思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

ちょっと戻ってしまいますけれども、移動手段のためにいろいろ事業があって、高齢者移動支援事業、重度心身障害者移送費助成事業と、さまざまな事業がありますが、その中で、協議体、いろいろ移動に関して話し合いをされたと思うんです。協議体があると思います。その中の出た協議体の中で出たこと、話、内容についてはどういったことがあったんですか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

高齢者の生活を支え合う会といった協議体がございます。そちらの中で、高齢者の外出が困難になったときに、どのような移動手段が便利なのかといった意見を交わしていただきました。

ざっくり最初の意見では、タクシー助成がいいのではないかとといった意見が最初、上がったんですが、いろんな意見をしている中で、家族が受診に対しての送迎を行っていますよといったお宅がありまして、ふだんはいろんなところは送ってはいかないんですけども、ふだんの買い物とかは自分で自由に行けるようになっているんですけども、そういった受診については、家族がかかわってますよといった御意見がありました。利点としては、受診のときの回数やら、症状やらといったところが、家族がわかることができるので、家族の送迎は大事ですよといったところと、あと、こういったときに、家族で話ができるので、家族の送迎は、同居であっても、別居であっても、家族がいる方については、家族での送迎というのはすごくいいものですよねといった意見がありまして、タクシー助成を年齢で区切って、ばっと配ってしまうのは、こういった家族の会話の場も減ってしまうため、余り皆さんにばらまくようなタクシー助成といったものは、余り賛成できないかなといった御意見のほうもいただいたところです。

何がいいかといった結論までは至っていないと思います。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

その話し合いの中で、いろんな意見が、タクシー助成がいいとか、家族が送迎しているからということで、いろんな話が出て何がいいか、結論までは至っていないということなんですが、今後、やはり、もうそういった移動支援に対して、どういったものでもいいのか考えていかなきゃいけない、もう本当に、喫緊の課題になっていると思います。

それに対して、今後、どういうふうにしていくのかという考えというのは、さらに、そういった何がいいか結論までは至っていないということなんですが、その結論を出すというか、そういった話し合いの場を持つということというのは考えているんでしょうか。例えば具体的にどうするかということですね。

タクシー助成金がいいのかとかいろんな方向があって、まとまって結論が出ていないという、その結論を出すための話し合いとか、そういったのをというのは考えていらっしゃるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま御質問なんですけれども、一応全体的な町の公共交通も含めた施策ということの観点から、私のほうから御回答したいと思いますが、まず、協議体としましては、当町、公共交通におきましては、公共交通会議というのを立ち上げさせていただきました。これはバス事業者も含めまして、タクシーの会社の方、また、住民の方、それから、利用者代表の方、老人、さわやかクラブの方々等々の代表者の方々に、いろんなどういった施策がいいのかという高齢者の方も含めて、公共交通のあり方というのを今、毎年お話をさせていただきながら、これ、ホームページ等でも、会議のほうは公表させていただいているわけですが、そうした会議の中でも、今後、特に高齢化、当町の場合、今現在、高齢化がまだ低い段階ですけれども、今後、高齢化がさらに進んでいく中で、こうしたバスであるとか、デマンドであるとか、それだけに固執せずに、タクシー、また、健康も含めた中で、どういったあり方がいいのかというのを今後検討していくということで今、課題となっております。

それにつきましては、やはり、データというものが必要となってまいります。今年度は総合計画の後期の基本計画の施策を今後立案していく中で、今年度、アンケート調査を実施いたします。そうした中で今後の施策というのをどう展開していくかというのをまた、アンケート結果を見据え、また、公共交通会議等にもこちらのアンケート調査結果の内容を踏まえながら、一番吉田町に合った形の公共交通も含めた、また、福祉サイド、弱者の、交通弱者と言われる方々の対応をどうしていくかというのを総合的に考えていきたいというふうに思います。会議の方向を活用しながら、その会議にとらわれずに、いろんな皆様からの御意見をいただきながら、よりよいものの施策を展開していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

先ほど、今回、今年度、吉田町地域福祉計画、第3期吉田町地域福祉活動計画の中に、福祉有償運送制度の検討というのがあります。今後、これもされていくと思いますが、今現在、社会福祉協議会で、さわやかクラブの集まりのときに、バスを出していただいておりますが、そのバスが、これも、私、第16回議会報告会で聞いたんですが、週2回出ているというふうに聞きました。そのボランティアさんを配送、運転士さんがいて、各地域を回って社会福祉協議会、さわやかクラブの会合のときとか、イベントがあるときには回って拾ってくださるんですが、そのボランティアさんの数が、やはり、ちょっと少ないということを知っています。そのなぜボランティアさんが増えないのかということに対して、どのように、ちょっと考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなとは思っていますが、どうでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉有償のサービスのボランティアですか、じゃないですね。

○4番（蒔田昌代君） でもあるんですが。

○議長（藤田和寿君） 移動支援のボランティアの。

○4番（蒔田昌代君） ボランティア、そういう、また、ちょっと出したのがあれですけども、ボランティアの移動支援のことですね。

○議長（藤田和寿君） 移動支援ボランティアの確保策ということで御答弁願います。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

ただいま御質問があったのは、高齢者の移動支援事業のボランティアさんの数が少ないと



いう御意見だと思えます。

先ほどの答弁の中にも、とてもいい事業なんですけど、ボランティアさんの数が少なくて稼働がなかなかといった御意見もあったものですから、コーディネーターが開催をしておりますボランティア養成講座等で御意見をいただいたり、また、ボランティアでの送迎の数が少ないので、御協力をいただきたいよといった旨も説明をさせていただいているところです。

人を乗せて運転するのはとてもボランティアでは心配だよといった御意見もあったものですから、心配を拭うためにはどのようにしたらいいですかといったことも話し合いをしていただきまして、自動車学校での教習のようなものを補助していただくと安心するといった御意見をいただいておりますので、そういったものも社会福祉協議会に委託を出すに当たりまして、ボランティアをやってくださるという方には、教習所への案内ができるような補助のほうもさせていただき始めたところです。

こちらはまだ十分ではないので、さらに、ボランティアを束ねることのできるコーディネーターさんをお願いしまして、ボランティアの必要性というところをまた皆さんに周知していくというような予定しております。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

そのコーディネーターさんは、今現在、何人いらっしゃるんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 社会福祉協議会に1名設置をさせていただいております。

○議長（藤田和寿君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

では、最後になりますが、町長にお伺いしたいと思います。

町長は、公約として福祉社会の建設をうたわれていますが、その柱として、まず、住みやすく育てやすい環境の整備と次いで、次に、健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備、最後に、悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備を挙げています。私の2番目の質問にある社会に参加しやすい町民の移動手段についてですが、福祉社会建設の二つ目の柱でもある健康を維持しやすく、維持したままで社会に参加しやすい環境の整備を具現化するために、極めて重要な要素であると考えています。

このごろ、私は今回質問で具体化というふうに表現したんですが、具体化というのは、やっぱりはっきりした形や、内容を備えるようにするという表現であって、調べていくと、やはり具現化という言葉がすごく大事なのではないかと思います。

具現化というのは、目標や理想を具体的に実現することです。実現していくことなので、アイデアや構想などを実際の商品や製品、サービスなどに、具体的な形のあるものにする、備えるだけじゃなくて、形のあるものにするものにしていくのが具現化というふうに書いてあるので、まさに、今、そういった移動支援、町民のための移動支援を具現化するための行動に入らなければならないのじゃないかと思います。その具現化するために、今後、町長は健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備について、具現化をどのように考えているのか、実際に、もう本当にお供え物ではなくて、はっきりした目標や理想を具体的に実現するために、どういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の皆さんも御存じだと思いますけれども、日本の人口構造というものが、今後、物すごい勢いで変わってまいります。これまで考えられたことのないような構造になってまいります。

まず、子供が単純な話、子供の出生数がべらぼうに減ってまいります。2016年が単純な話、97万6,979人、100万人を切りました。2017年も94万1,000人、さらに減っています。片方、お年寄りのほうにつきましては、これまでは前期高齢者の方が、後期高齢者の方よりも人数多かったわけですが、ことし3月1日に総務省が発表した数字で言いますと、前期高齢者が1,764万人、後期高齢者が1,770万人、大体、1カ月で5万人のペースで増えていると、こういうふうなことになっています。

いわば、人口構造としては、超少産超高齢社会がこれから始まると言われております。その中で、昔、トイレの3Kという言葉がございましたよね。汚い、暗い、それから臭いです。高齢者は、不安を、関心事ですかね、それも3Kでこのごろよく表現されるんですけども、健康、経済、これお金のことでですけども、健康、経済、孤独、これがいわゆる高齢者が自分が持っている最大の関心事、不安の関心事であると、そうしたときに、当然、健康づくりは非常にこれ、健康と孤独というのは非常に密接しておりますので、普通に考えると人が集えば、会話が生まれます。会話が弾めば、笑顔が生まれます。笑顔が広がれば、また、人が集まります。こういうふうな一つのサイクルというものがいわば、高齢者の方の健康づくりの基本パターンではないかと私は考えています。

そうしたときに、そういうのが非常に当たり前のことなんですけれども、それがまだ社会の中で一つのシステムとしてつくられていないというのが吉田町もそうでございますし、基本的には全国各地もそうであると私は思っています。

高齢者の問題というのが、団塊の世代が全て75歳以上になる、これは2025年問題ですね。もう一つは2040問題ってあるんですね。これ、2040年問題って何かというと、人口減少、不足して……

○議長（藤田和寿君） 残り1分です。

○町長（田村典彦君） いいじゃないですか。

○議長（藤田和寿君） 限られておりますので、御協力願います。

○町長（田村典彦君） それで、今言ったように、2040年、人口減少が加速化して、いわば高齢者がピークになるのが2040問題です。もう総務省ではその対策がもう始まっています。だから、移動媒体を実際に研究しているのが、経済産業省、移動媒体、現実の移動媒体で考えるのが国土交通省、それから、2040年問題を考え始めたのが総務省、また内閣府、そうなりますと、私もしょっちゅう東京へ行くもんですから、そういう方々と話をしているんですけども、基本的にやっぱり健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境整備というのはこれから焦眉の急となってくると、私は思っています。

そのためにも、霞ヶ関の人間の知恵をかりて、また、そのような研究しているところがございますので、そういうところの人々の知恵をかりながら、それを具体化していく作業をしなければならぬと、それについては、来年度当初予算で調査費を計上します。そして、具現化について、うちの町の包括的な政策として……

○議長（藤田和寿君） 町長、御答弁中で恐縮でございますが、時間となりましたので。

○町長（田村典彦君） 終わった。

○議長（藤田和寿君） 御協力ありがとうございます。

蒔田議員の質問時間は終わりました。はい、どうぞ。

○4番（蒔田昌代君） ありがとうございます。

時間となりましたので、これで私の一般質問を終わります。

○議長（藤田和寿君） 以上で、4番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 1 時 0 7 分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 遠 藤 孝 子 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

3番、遠藤孝子君。

〔3番 遠藤孝子君登壇〕

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。

私は、平成30年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。

6月の定例会での町長の行政報告において、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語、TCP・トリビンス・プランの主な事業について、それぞれの事業の進捗状況の報告がありました。その中で、一つ子供の豊かな学力を保障する環境づくりでは、新学習指導要領が先行実施されています。町民は特にALTの配置については、児童・生徒の外国語教育や国際理解教育に期待するところが大きいと思います。

二つ目、幼・保・小・中一貫教育において、平成28年度から具体的取り組みをし、今年度から新学習指導要領と幼・保、それと小の実践が始まりました。また、吉田町幼児教育カリキュラム、教師・保育士用指導書の実践が始まっています。また、小1プロブレムの解消を図るため、スタートカリキュラムの検討も始まっています。小・中一貫教育についても本年3月に第1回の会合が開催されました。

三つです。このプランを各学校の教職員との意識の共有化を図りながら進めることとし、TCP・トリビンス・プラン、車座対話を開催しております。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、幼児カリキュラムの実践状況とスタートカリキュラムへのつなぎ方の具体的方法についてお聞かせください。

二つ、小・中一貫教育の第1回会議の内容と今後の計画についてお聞きします。

3番、TCP・トリビンス・プランの効果的な実践のため、教職員との車座対話が開かれ

ました。今後の計画と期待することについてお聞きいたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 最初に、1点目の御質問である幼児教育カリキュラムの実践状況と、スタートカリキュラムへのつなぎ方の具体的方策はについてお答えします。

まず、幼児教育カリキュラムの実践状況及びスタートカリキュラムへのつなぎ方をお答えさせていただく前に、当町の幼児教育の充実及び、それを小学校へとつないでいこうとする取り組みの背景について説明させていただきます。

幼児期は、向上心や忍耐力といった、いわゆる非認知能力を育む上で非常に大切な時期であると認識しており、海外の研究では質の高い幼児教育がその後の人生に大きな影響を及ぼすとの結果が示されています。また、平成29年3月に幼稚園の指導の基準となる幼稚園教育要領及び保育所の指導の基準となる保育所保育指針が改定され、本年度より全面実施となっておりますが、当町においてもこの新しい基準に基づいた質の高い幼児教育が求められているところです。さらに、平成27年に策定された当町の教育の方針である吉田町教育大綱においては、切れ目のない効果的なつながりのある教育の推進が掲げられており、当町において幼児教育の推進とともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が検討課題となりました。加えて、TCP・トリビンス・プランにおいて、幼・保・小・中一貫教育の推進として、幼児教育と小学校教育の一環した教育を掲げており、それを推進することとしています。

以上が、実施の背景の説明となりますが、こうした状況を踏まえ、教育委員会では幼児教育の充実を幼児教育カリキュラムの作成及び実施により、小学校低学年における学びの充実を小学校低学年における教育課程の工夫、いわゆるスタートカリキュラムの作成及び実施により進めているところです。その上で議員の御質問にあります幼児教育カリキュラムの実践状況とスタートカリキュラムのつなぎ方の具体的方法について、平成28年度の取り組み、平成29年度の取り組み、そして本年度の進捗状況と年度ごとに御説明させていただきます。

まずは、平成28年度の取り組みについて御説明させていただきます。

教育委員会では、まず取り組みの大きな方向性の確認やその具体的な手だてを検討するため、平成28年9月千葉大学教授の松寄洋子先生を座長とし、町内の保育士、幼稚園教諭、小学校の校長及び教諭、保護者を構成員とする吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会を設置いたしました。その後、本委員会を全6回開催して、幼稚園教育要領及び新保育所保育指針を踏まえつつ、吉田町なりの幼児教育カリキュラムのあり方やその内容について協議を重ね、平成29年3月に幼児教育関係者の指導の共通の指針となる吉田町幼児教育カリキュラムを作成しております。

本カリキュラムは、国が示す幼児教育の終わりまでに育てほしい姿の10項目のそれぞれに対して、三つのステップを町独自に設定したところに特徴があり、ステップごとの構造としてはステップが上がるごとに自己から友達へ、友達からより多くの人々へとといったように、子供たちの人間関係が広まり深まっていくように、またステップが上がるごとに子供の思いや願いがよりクリアになったり、活動がより具体的になったりするといった発達段階に応じた幼児の姿を的確に捉えられるようにできています。また、本カリキュラムは、幼児教育関係者によ

る実践をもとに作成していることから、実践者にとってより使いやすいものとなっていると考えています。さらに、平成29年5月には、本カリキュラムを各家庭にも配布しており、このことが町内の幼児教育機関と家庭とが協力して子供の成長を見守ることにつながり、子供の成長によりよい相乗効果を及ぼすことを期待しています。

次に、平成29年度の取り組みについて御説明させていただきます。

平成29年度は、平成28年度の取り組みをさらに進化させるため、5月に吉田町幼児教育カリキュラム実施委員会を設置し、幼児教育カリキュラムに基づく実践を重ねるとともに、関係者でその実践を見合っ、その内容を協議することなどを通してカリキュラムの目的や活用方法について共有を図ってまいりました。

こうした取り組みをもとに、平成29年度末には指導者の経験年数等にかかわらず、吉田町幼児教育カリキュラムに基づいた質の高い指導ができるようカリキュラムに解説を加え、指導上の留意点を整理し、さらに実践事例を集約したものを吉田町幼児教育カリキュラム教師・保育士用指導書として取りまとめました。また、昨年度末には、吉田町幼児教育カリキュラムを小学校教育へと円滑に引き継ぐことができるよう小学校教諭が中心となり、小学校低学年の教育課程において効果的、関連的な指導を取り入れるなど工夫を施した教育課程、いわゆるスタートカリキュラムの試案を作成しました。

本年度は、これまでの取り組みを踏まえ、幼児教育については引き続き吉田町幼児教育カリキュラム及び指導書に基づく指導の充実を図ること、また小学校においては幼児期の学びを円滑に小学校に引き継ぐとともに、さらにそれを伸ばしていくことができるように作成したスタートカリキュラムの試行及びその試行を踏まえたさらなる検討を進めていくこととしております。本年度も千葉大学の松寄洋子教授、また研究指定を受けている国立教育政策研究所の調査官の御指導をいただきながら幼児教育の充実及びスタートカリキュラムを軸とする幼・保・小のつながりのある教育を推進してまいります。

次に、2点目の御質問にある小・中一貫教育の第1回会議の内容と今後の計画はについてお答えいたします。

1点目の質問への回答の冒頭で述べたとおり、吉田町教育大綱において切れ目のないつながりのある教育が掲げられており、また当町においては、中学校になるといじめの認知件数がふえたり、授業の理解度が下がったりするといった、いわゆる中1ギャップと捉えられるような状況が見られることもあり、小学校と中学校のつながりのある教育も大変重要であると考えております。こうしたことを踏まえ、TCP・トリビンス・プランにおいても小・中の一貫した教育の推進ということを施策の一つとしてかかげております。

教育委員会では、小・中の一貫した教育を推進するため、國學院大學の田村学教授を座長にお迎えし、本年3月に小中学校の教員や保護者、自治会関係者を構成員とする小・中学校のつながりのある教育検討委員会を立ち上げ、3月23日に第1回会議を開催したところです。会議においては、現在の小学校及び中学校の状況や小学校と中学校とのつながりの現状、先進地事例を事務局から説明させていただき、それを共有し、その後小学校と中学校を通じて育成を目指す子供像について、また吉田町としてどのような小・中のつながりを目指すかという二つを議題として議論を行いました。

その中で、一つ目の議題である小学校と中学校を通じて育成を目指す子供像については、町内の子供たちは理解はしているが行動に移せないという姿が見られるため、行動力や主体性

ということを身につけてほしいという意見や自分で判断する力、問題を発見する力を身につけてほしいという意見、また吉田町に生まれたことに誇りを持ってほしいということから、郷土愛を大切に育てる子供に育ててほしいといった意見がありました。

二つ目の議題、吉田町としてどのような小・中のつながりを目指すのかといったことについては、小学校と中学校とで異なる生活のルールや学習のルールのうち、障害となっているものを取り除き、統一することも必要であるといった意見や小・中連携だけでなく、小・小連携も必要といった意見、また総合的な学習の時間を核として、小学校と中学校でカリキュラムを意図的に編成し、つなげていくことも大切であるといった意見がありました。第1回会議の概要としては以上となりますが、今年度さらに議論を深め、小学校と中学校を通じて育成すべき目指す子供像を明確にし、そうした子供を育てるために小学校と中学校とのつながりをどのように確保していくことが求められるのかということをも具体的に考えてまいります。

最後に、3点目の御質問であるTCP・トリビンス・プランの効果的実践を目指し、教職員との車座対話が開始されました。今後の計画と期待することについてはお答えいたします。

TCP・トリビンス・プランについては、議員御承知のとおり、平成29年2月の総合教育会議の合意の後、教職員への説明やアンケート、保護者説明会や意見募集等を経て、平成29年9月より再度教育委員会において検討を重ね、平成29年10月23日に教育委員会としての取りまとめをし、その後10月29日に総合教育会議において一部修正及び追加の上、再度合意をしております。その中で、昨年9月から教育委員会における検討では、教職員や保護者等から出されたさまざまな論点について計6回の会議を開催し、議論をいたしました。その議論の取りまとめとして、今後のTCP・トリビンス・プランの方向性についてを作成し、公表しております。

本取りまとめでは、本プランを進めるに当たっては、まずは教職員との意識の共有を図ることが重要であると結論づけていただいております。このことを受け、その手だてとして町内の教職員との直接対話の機会を設けることを検討してまいりました。検討する中で、平成30年3月には各学校の校長に、教職員との直接対話の方法を提案させていただいたところ、校長からも賛同をいただき、それも踏まえ再度教育委員会で検討した結果、本年度から実施する運びとなりました。具体的には、教職員と教育委員会とが意識の共有を図りながら、TCP・トリビンス・プランを実施することで町の教育の一層の充実を図ることを目的としており、本目的を達成するためにプランについて教育委員会事務局と事務局の担当者等と教職員との直接対話による率直な意見交換をすることで、TCP・トリビンス・プラン車座対話との名称で行うものです。

車座対話は、教育委員会事務局から栗林芳樹学校教育課長及び三輪洋士主席指導主事、またTCP・トリビンス・プランは、町長部局にかかわる施策も含まれていることから、総合調整ということで私から町長部局の塚本昭二理事にお願いをし、参加いただいております。教育委員会事務局及び町からは3名体制で、また教職員からは1回当たり各校2から3名の合計8名から12名程度の参加を想定しており、10月までをめどに全10回を予定しております。10月を車座対話実施のめどとさせていただいておりますのは、車座対話の内容を来年度の予算や教育課程に反映させるためであり、また全10回程度を予定しておりますが、先生が参加しやすい夏休み期間の8月を中心として行い、各回管理職や研修主任、事務職員、養護教諭といった役職ごとに行ったり、希望を募って実施したりすることを予定しております。さらに希望者が

多い場合は、実施回数をふやすことを予定しており、希望する先生方とは全員と直接対話の機会を設けさせていただきます。

こうした方針のもと、先月7日に各学校の校長を初めとする管理職等8名を対象とする第1回TCP・トリビンス・プラン車座対話を実施いたしました。その概要ですが、当日は一つ目としてTCP・トリビンス・プランのうち、授業の平準化以外の施策の現状と課題について。二つ目として、TCP・トリビンス・プランのうち授業の平準化の現状と課題について。三つ目として、新学習指導要領への対応や働き方改革を進める上で学校としての課題や要望についてという大きく三つの課題について意見交換を行いました。

その中で出た主な内容について紹介させていただきます。

一つ目の議題であるTCP・トリビンス・プランのうち、授業日の平準化以外の施策の現状と課題については、プランに取り組んでいく中で具体的な指標を今後検討していく必要があること。学力調査の点数も一つの指標であるが、それ以外の指標も含め全体として考える必要があること。指標設定の際には主観指標でなく、客観指標で設定する必要があることといった成果指標に関する意見が出たところです。また、教員でなくてもできる仕事をする者として、今年度から配置している校務アシスタントは効果が見られること、住吉小学校で先行実施している留守番電話を他の学校でも購入してもらいたいといったことなど、プランに関する成果や課題や要望がありました。

次に、二つ目の議題であるTCP・トリビンス・プランのうち、授業日の平準化の現状と課題については、新学習指導要領への対応が考えられれば、授業日の平準化は必要だと考えられること。業務時間内の職員会議や学年会などの設定には、一定の効果が見られることが意見として出されました。一方、夏休みも子供にとっては大切な期間であるため、授業日と長期休業日のバランスは重要であること。平準化を考えるに当たっては、小学校と中学校という校種の違いによる行事や発達段階の違いもあるため、そうした違いも踏まえる必要があることが意見として出されました。

最後に、三つ目の課題である新学習指導要領への対応や働き方改革を進める上で、学校としての課題や要望については、外国籍の児童・生徒がふえているため、例えば民間企業の通訳と連携するなど町として日本語指導のあり方を検討してほしい、学力向上のための講師招聘の予算を各校のニーズに応じて、学校裁量で研修に使える予算としてほしいといった要望をいただきました。

第1回TCP・トリビンス・プラン車座対話の概要は以上ですが、教育委員会では、教職員との意識の共有を図るため、引き続き車座対話を実施し、先生方と意見交換を重ね、先生方の思いを酌み取り、それを来年度の予算及び教育課程の編成に生かしてまいりたいと考えております。こうした取り組みを通じて、教職員との意識の共有化を図りながら、TCP・トリビンス・プランを進めることで教員の働きやすい環境を整え、子供に確かな学力を保障する町となるよう、教育委員会としてしっかりその役割を果たしてまいります。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 御丁寧な説明、ありがとうございました。

それでは、順番に質問させていただきたいと思います。

まず、最初のところ、1番目のところですけども、スタートカリキュラムの試行というふうなことで、既に始まっていると思います。そのところで、昨年度のカリキュラムの実施委員の中の小学校の教諭の方が、たしかことし1年生を担当しているというふうなことで、うまいつながりができているということを期待するわけですけども、特に10項目のところは生活課の中で生かしているんじゃないかと思うんですけども、そのところどのようにしてやっているのかということを知りたいんですけども、現在のところで言うと、もう4月のところに個から友達、集団というところが済みまして、次の段階というところについていると思うんですけども、その辺のところの委員であった担任の感想であるとか、またつながりをどのようにして展開されているのかということを知りたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今、議員の御指摘がありましたように、今年度から各小学校でスタートカリキュラムというものを作成をして試行しております。その中で、どのようにということでございますけれども、基本的には小学校の一、二年生の生活科という教科がありますので、生活科を中心としながら幼児期に相当し10の姿を組み合わせるような形で教育課程を組んでいます。具体的に申し上げますと、例えば4月の第1週で申し上げますと、「初めまして学校」というようなテーマのもとに4月、すぐに本来ならば教科の学習みたいな話になっていくわけですけども、そういったことをせずに、生活科を中心として生活科と国語と音楽、体育を組み合わせる仲よしタイムというような形でペアをつかって、歌ったり踊ったりというようなことを4月の第1週に重点的に行ったり、あとは、5月になりますと、45分の授業になれていくというような段階かなというふうに思いますので、少し教科ごとに分けていくような形で、そういった小学校の教科ではない遊びや生活の中から学ぶ学び方を円滑につなぐために、4月では効果的、関連的に指導しながら、5月、6月と少しずつ教科に分化していくというような指導のあり方を本年度試行的に実施をしているということになっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。教員が継続してという御質問ありましたけれども、その答弁なかったですけどもいいですか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） そうすると、小1ギャップというのが全国的に問題になっていまして、我が町はそれを解消するためにこのような試みをして、全国的にも珍しいと思いますけれども、そのときに私立の幼稚園の先生、それから小学校の先生が入っていたことはとても大きいと思うんですけども、今お聞きすると、ギャップはないというところとちょっと極端かもしれないけれども、余り見受けられないというようにお聞きしましたけれども、どんなぐあいといいますか、感想で結構ですけども、やっぱりこんなふうにしてつなげるんだなというようなムードがあれば、そのことだけお聞かせください。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今年度取り組みを行うことによって、かなり小学校で子供たちも受け取る側の意識が大きく変わっているのではないかなというようなことを感じております。例えば、先生方がつくる指導案というのがありますけれども、指導案の中にも幼稚園、保育園から送られてきたさまざ



まなピーナッツプロフィールをということで、こちらも試行的に行っていますけれども、そういったプロフィールを踏まえて、この子にはこういった指導上の配慮が必要だというようなことを、指導案上にそれぞれ整理して明記をして、各授業の指導の際により個に応じた指導というようなことも報告の中からできているのではないかなというふうに教育委員会としては考えておまして、まだ試行段階ではありますけれども、学校としては学校なりに考えて、うまく進んでいるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今のところというか、まさにうまいスタートが切れたというような感じですけども、そのところで小学校1年生というと保護者がやっぱりかなり神経質になっていると思うんですね。子供の特徴であるとか、それから教科のことであるとか、その辺のところのもし保護者の感想とか意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

直接、教育委員会事務局のほうで保護者とどういうふうにしたということはまだ確認ができていないものですから、明確に申し上げることはできないんですけども、ただこの幼児教育カリキュラムができたときには、全校配布を、その内容を回しておりますし、また今年度の小学校1年生の入学説明会といって、保護者の方々が各学校に行く機会がある、入学する前にこういった学用品をそろえてくださいとか説明をする会があるんですけども、その中でも学校のほうから皆さんが入学するときには、スタートカリキュラムといってこういったカリキュラムを組んで行っていくですよという概要説明を学校のほうから行ってもらっていますので、保護者としても安心して4月を迎えられたのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今、私としては、スタートを切れたなという、特に保護者のことがちょっと心配だったんですけども、いい話を聞きました。そこで、この間の5月のときにスタートした第1回の委員会でお聞きしましたけれども、このときに松寄先生が吉田町のこれが全国的にモデルになっていると、特に横浜などは目指せ吉田町、追い越せ吉田町というふうに言っているということをお聞きしましたけれども、ここのところ吉田町のスタートカリキュラムがそういうふうに全国的に注目され、認識されているということはわかったんですけども、子供たちも保護者も幼・保が進んでいるということもわかったわけですけども、さらに、意欲的な取り組みが、子供たちがこれから今ちょうど勉強のときに入っていますよね。学習のときに、要するに指導要領のところに入っていると思うんですけども、そのところの10項目を背景に置きながら強化への意欲を高めると思うんですけども、ちょっと細かいところ申しわけないんですけども、そういうところでもし10項目を生かしつつ、評価への反映のさせ方なんていうのはあればお聞かせください。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

細かい話になってしまいますけれども、先ほど申し上げた指導案、指導案の中で今年度、これも試行的にということですけども、例えば算数の授業の中では、その指導案の中に今回

この授業は10項目とのこの関係でいくと、こういったところが関係していますよというような整理を行った上で、指導案を作成しております。ですので、しっかりと10項目を背景としながら、教科にどうつなげていくのかというようなことを考えて指導がなされているものというふうに考えています。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 今の特に評価の中で10項目がうまく生きているというふうなことをお聞きして、とてもうれしく思います。

次のところですけれども、小・中一貫についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

第1回目が開かれまして、小・中の育成、それからつながりをというふうなことなんですけれども、小学校から中学校に結ぶのは、教科ごとに分かれています。このところはすごく難しいと思うんですね。小学校は教科ごとに分かれていませんけれども、中学校は教科ごとに分かれているので、目的が中1ギャップをなくすということが小・中一貫の教育の大きな目標であるということですから、今、第1回目が終わったときですから、なかなか難しいところがあると思いますけれども、行く行くは今、幼・保のところでもうまくつなげたように、小からの中をつなぎというのは、なかなか難しいと思います。そのポイントというのは、教科があるものから、ポイントというのはどういうふうにして考えていますか、小から中への。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現在、3月23日に1回目を開催したところで、議論自体も半ばでありますので、明確な答えができるかどうかわかりませんが、現在小学校と中学校でそれぞれの違いを乗り越えたときに、どういうあり方がいいのかということなんですけれども、一つは小学校と中学校でどういう子供を育てたいのかというような育てたい子供像を共有をしたいというふうに思っております。その上で、そういったことを共有したときに、じゃ今どういったギャップがあって、それをどう解消していこうかというようなことでありますが、第1回目の議論の中では小学校から中学校になるときに、知らない仲間と初めて会うというようなことであるとか、生活ルールが変わってくるであるとか、学習方法が違うでありますとか、あとは先生方の児童・生徒への関与の度合いが違うんじゃないかというようなギャップが存在するんじゃないかというような意見が出されました。

ただ、一方でそれを全て解消するのがいいのかどうかというような話もありまして、それぞれどんどん成長していけば、当然のことながら初めて会う人とも仲よくやっていかないといけないし、新しい生活のルールも当然さまざまな生活の中では出てくるでしょうし、なのでもしかしたら中学校に上がる時には、そういったギャップに触れる初めての機会であって、そこを乗り越えるという経験をしないと、大人になったときに逆にそこでつまづいてしまうということもあるんじゃないかというような話もありまして、その中で、じゃ本当に小学校と中学校のギャップを見たときに、どういったギャップは解消しなきゃいけないのかというようなことで、議論を今進めているところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） そういうふうなギャップを超える力というのも必要かと思うんですけ

れども、一貫した教育ということになると9年を見通して、例えば初期、中期、後期といますか、そういうふうにしてもし区切ってカリキュラムをそこまでやるというのは、ちょっと想像つかないんですけども、そういうふうなことはお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現在、小・中学校のつながりのある教育検討委員会のほうで議論をしていただいておりますので、まだ明確に申し上げることはできませんけれども、当然小・中一貫といたときにはさまざまなスタイルがありまして、例えば小学校高学年から専科指導するとか、例えば先ほど言ったギャップをなくすであるとか、あとは教育課程の特例を活用して中学校で学ぶ内容を小学校で学ぶ、逆に小学校で学ぶ内容を中学校で学ぶというような学習指導要領の内容を移行させるであるとか、さまざまな小・中一貫といってもスタイルがありますので、それを当町の課題であるとか、当町なりの考え方に照らし合わせたときに、どういった小・中一貫のあり方がいいのかというのを今後この委員会の中で検討していくというようなことですので、今、議員の御質問に明確にお答えすることはできませんけれども、そういった過渡期にあるというか、検討の段階にあるということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） すみません、まだ1回目始まったばかりで、しつこくいろいろとお聞きして申しわけないですけども、一つ、前回は聞いたかもしれませんが、小・中一貫教育について、今いろんなパターンがあって、それを今から検討していくということなんですけれども、もう既に静岡県で義務教育学校というのができているわけですけども、将来そういう考えはありますでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

小学校、中学校と並ぶ新たな学校種ということで、9年間を見通した学校、義務教育学校というのが制度上あるわけですけども、先ほど申し上げましたように、吉田町なりにどういった小・中一貫、小・中のつながりのあり方がいいのかというようなことを検討していく中で、もしそういう結論になるということであれば、考えられるかもしれませんが、現在義務教育学校ありきで議論しているということではありません。また、9年間を見通して1年生から9年生というようなことに義務教育学校の場合なろうかと思っておりますけれども、そうしたときには、乗り越えなければならない課題もいろいろございまして、例えば教員免許の問題、基本的には小学校の免許と中学校の免許を持った教員でなければその学校の教員になれない、なることが難しいということでもありますとか、今の6・3制の分けというんでしょうか、そういったところにも一つメリットがあるのかなと思っております、それは例えば小学校6年生になりますと、その学校の最上級生ということで、ある意味リーダーシップを発揮する場がたくさん出てきて、そこで培われるリーダーシップというものもあろうかと思っておりますけれども、義務教育になった場合には9年生にならないと最上級生にならないということで、1年生からずっとなかなか今の小学校6年生のように学校の最上級生としてリーダーシップを発揮できる場が少ないというようなデメリットと申しますか、そういったこともあろうかと思っておりますので、そういったことも総合的に考えながら進めていくことであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

すみません、次の質問をさせていただきたいと思います。

車座対話についてですけれども、先ほど教育長さんから細かい話がいろいろとあって聞かれたわけですが、あと全部で10回というふうなことで、平準化以外と平準化についてとしっかり対応したというふうなことでしたけれども、メンバーとしては第1回目が管理職の皆さんだったと、それからこれから希望とそれぞれの例えば研修課とか事務の方たちということなんですけれども、学校は多分分掌ごとになっていると思うんですけれども、そうするとこのTCPの中で、各公文書の関係するところというのもあるというふうに思うんですけれども、そこで分掌ごととかそういうふうなことはお考えでしょうか。例えば、生徒課だとか教務だとか、それから進路、そういうふうな分掌の先生方ですかね。そこについて質問します。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今後のTCP・トリビンス・プラン車座対話の進め方ということですが、その対象としては当然分掌ごとにとということもあるかもしれませんが、例えば今後研修主任でありますとか、そういったそれぞれのある意味分掌といいますか、そういったことにやっていくということも考えておりますし、先ほどおっしゃったように希望者を募るといようなことでやっていくことも考えておりますので、また近くなりましたらとか、明確に決まりましたらその都度お知らせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

このTCPの車座の目的は、共通理解をするということと、それからTCPが円滑に理解し合いながら、そして円滑に実践できるというふうなことが大きな目的ではあると思うんですけれども、そういうことを考えたときに、より多くの先生方と車座ですから、当然膝を交えてということがあると思うんですよ。そういうことまで考え合わせますと、私たちとすると1人でも多くの先生方にその場に遭遇してもらいたいと思うんですけれども、そのところは強制するわけじゃないですし、なかなか難しいところですが、働きかけなんかというのは、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃられたとおり、今回の目的というのは、まず教員との意識の共有というところにありますので、より多くの先生方と膝をつき合せてお話をさせていただきたいという思いはそのとおりでございます。その上で、働きかけということですが、基本的には先生方が、当然来月からまた再開をしていくような形で考えておりますが、先生方がその中でも出やすいというか、夏休みの時期に多く開催をしたいと思っておりますし、また希望される先生方とは10回という回数にこだわらず、全ての先生方とお話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） そうすると、1人でも多くの先生方とまさに膝を交えて話をし、信頼関係を築くという。信頼関係を築いたときに、初めてこのTCPが生まれたものになるというふうにして考えるわけですが、何か抽象的な言い方で申しわけないですが、先生方と会って話をすることで信頼関係はなかなかこうできてくると思うんですが、やはりいろんな配慮が必要だと思うんですが、その辺のところはどんなふうにお考えですか、ちょっと細かくて申しわけないんですが。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

もちろん会って直接対面というか、顔と顔を合わせて膝と膝をつき合せてお話をするというのが、信頼構築の第一歩かなというふうに思っておりますし、またその中でも先生方にいろいろと話しやすい環境ということで、今回はその対話の場面自体は非公開ということにさせていただいておりますけれども、そういった中で先生方がより話しやすい雰囲気であるとか、よりその自分の考えを伝えやすい雰囲気というのを我々としては考えて、今も実際そうやっているつもりではありますけれども、心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

より多くの意見が出て、そしてそれぞれの先生方がTCPが自分たちのものになって、そういう展開をされることを期待するわけですが、まさに教育委員会と先生方が一体となって、いわゆる仲間といいますか、そういう形になればありがたいなというふうにして思います。

そこで、車座については今お聞きしたところで、とにかく信頼関係を築きながら新しいものを進めるということで、これは進めていただいて、途中もし報告していただければ報告していただければありがたいと思います。

それでは、私のほうの一般質問としては、今回の町長さんの行政報告のところでも、教育に係るところが、TCPに係るところが15項目ぐらいあったわけですが、それだけやっぱり我が町はこれから一つ教育の中では人づくりということに重点を置くということで、期待するところが大きいわけです。ぜひ、このプランがうまくいくようにしていただきたいと思っております。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で、3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

---

◇ 八 木 栄 君

○議長（藤田和寿君） 続きまして、9番、八木 栄君。

〔9番 八木 栄君登壇〕

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

私は、平成30年第2回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますよう

に中学校の部活動について質問をいたします。

中学校教育において、大きな意義や役割を果たしていると言われている教育課程外の部活動、部活動を通じてスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであります。近年は少子化に伴い生徒数も減少し、部活動運営が難しくなっている学校もあると聞いています。

吉田中学校においては、運動部、文化部ともによく頑張っていると聞いていましたが、部活動の運営には学校教育の一貫として教育課程との連携が必要であると考えられるので、以下質問をいたします。

1、最近授業終了後中学校の周辺でたむろしている生徒を見かけます。これまで、全校生徒が部活動に所属するものであったと思いますが、本年度からそれが変わったと聞きました。変更になるまでの過程、理由及び内容は。

2、本年度変更があり、今後の部活動と学校教育との関係について、どのように考えているのか。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは答弁をお願いいたします。

教育長、浅井啓言君。

〔教育長 浅井啓言君登壇〕

○教育長（浅井啓言君） 議員の御質問にお答えする前に、その前提となる学校教育における部活動の位置づけやその意義についてお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、部活動の歴史からひもといてお話しさせていただきますが、そもそも部活動は明治18年に東京府中学校、これは現在の東京都立日比谷高等学校ですが、ここでアスレチックスポーツ会という親睦団体が発足し、活動を始めたことが起源と言われている。その後、現在の部活動に相当する活動は全国に広がりを見せながら行われてきましたが、昭和22年に当時の文部省が作成した学校における教育課程の基準である学習指導要領試案では、部活動に関する記述はなく、教育課程外の活動と整理されています。

また、昭和33年に文部大臣の告示として初めて出された中学校学習指導要領においても部活動に関する記述はなく、引き続き教育課程外の活動とされ、その後の昭和44年の改訂、昭和52年の改訂、平成元年の改訂、平成10年の改訂と4回にわたる中学校学習指導要領の改訂でも部活動に関する記述はなされてきませんでした。そして、平成20年の中学校学習指導要領において、初めて学習指導要領上に部活動に関して生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一貫として教育課程との連携が図られるよう留意すること、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと記述がなされました。

このことは、これまで長年部活動が実施されてきた事実や学校教育において果たしてきた役割に鑑み、その趣旨が明記されたものと理解しておりますが、その活動の位置づけは発足当時と同様、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとされており、依然として教育課程外の活動という位置づけに変わりはありません。そして、平成29年3月の改訂においても同趣旨の記述がなされているところです。

したがって、部活動は親睦団体から始まったという発足当初より一貫して教育課程外の活

動という位置づけがなされており、そのため、活動においても生徒の自主的、自発的な活動ということが前提となっております。さらに、部活動は教育課程外の活動であるため、設置は法令上の義務はなく、学校の責任と裁量で設置するものです。また、公立の教員はその職務と勤務の業態の特殊性から正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないことになっており、正規の勤務時間を超えて勤務させる場合についても、法律や県の条例に基づいて郊外実習、その他の生徒の実習に関する業務、修学旅行、その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童または生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要業務の四つの業務に限定されています。

部活動は、そもそも教育課程外の活動であるということもありますが、このことからわかるように、部活動に関して校長は時間外勤務を命令することはできないこととなっております。しかし、部活動の実態に目を向けてみますと、当町も含めた我が国の部活動は、教員がその指導に当たることを前提とした仕組みになっており、さらに勤務時間外に職務の一貫として意識を持って指導に当たっている教員も多くいるものと考えています。したがって、現在こうした法令上の整理と実態とが乖離している状況が生じていると言えると思います。こうした状態を解消するという事は、当町のみでできることではなく、現在文部科学省やスポーツ庁で議論が行われているため、その結果に期待したいと思いますが、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の活動であり、ゆえに管理職が時間外勤務を命ずることのできない活動という部活動の位置づけを踏まえ、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

それでは、最初に1点目の御質問である、最近授業終了後中学校の周辺でたむろしている生徒を見かけます。これまで全校生徒が部活動に所属するものであったと思いますが、本年度からそれが変わったと聞きました。変更になるまでの過程、理由及び内容はについてお答えします。

まず、御質問のうち、変更の理由及び内容についてお答えさせていただきます。

先ほど申し上げたように、部活動は教育課程外の活動であり、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものではありませんが、これまで吉田中学校においては、余暇の全容と趣味、個性の伸長を図ること、身体的及び精神的にも強い意志のある生徒を育てること、規則を守り、礼儀正しい生徒を育てること、お互いが協力して助け合い、社会にも豊かな人間性を育むこと、一人一人が励まし合いすばらしい伝統と校風をつくり上げることを目的として部活動を全員加入制としておりました。

このことは、過去の学校教育を取り巻く状況に照らして考えれば、生徒にとって自身の興味、関心に基づき、選択した活動について、学年の垣根を越えた集団の中で互いに協力して問題を解決しあったり、技術を磨いたりすることのできる数少ない場であり、このためさきに述べた目的の上で、学校の判断で部活動を全員加入制にすることは妥当な判断であると考えており、これまでも部活動が学校教育において大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

しかし一方で、現在の生徒を取り巻く状況に照らして考えれば、社会の変化に伴って生徒の身の回りには、クラブチームなど部活動以外にも部活動と同等のさまざまな活動を行える場所が増えてきており、実際吉田中学校の生徒も約80名がクラブチームなどに加入しています。その上で、学校における部活動の全員加入ということと、クラブチームの活動ということを含

わせて考えてみますと、例えばサッカーや野球などのクラブチームに加入しているものであっても、学校の部活動への加入が強制されることとなりますが、その場合、クラブチームの練習への参加により学校の部活動への参加は困難であることから、陸上部や園芸部といった実際自身が取り組んでいる競技以外の競技や活動内容の部活に籍だけを置き、部活動の活動自体には参加しないという状況が生じておりました。こうした状況は、部活動の全員加入制が形骸化しているという問題のみならず、部活動に籍を置いているという実態から活動費を支払わなければならないという好ましくない状況が生じておりました。

中学校では、こうした状況に素直に向き合い、冒頭申し上げたそもそもの部活動の性格や意義を踏まえたときに、部活動自体の意義や価値は重要ではあるが、その加入のあり方については見直す時期に来ているのではないかと結論に至り、昨年度末に加入のルールを見直しを行いました。具体的には、これまでの部活動への全員加入制をやめ、今年度よりクラブチーム等部活動と同等の活動を行っているとして学校が認める場合に限り、部活動に加入しなくてもよいとする変更を行っております。このことにより、部活動の全員加入制の形骸化及びそれに伴う活動実態のない生徒の活動費の支払いという問題を解決できるのではないかと考えています。なお、部活動と同等の活動については、中学校における部活動の目的に照らし、部活動と同等の活動か否かを学校で判断することとなりますが、今年度は活動日数や活動時間、また個人対個人で行われるいわゆる個人レッスンではなく、野球やサッカー、体操など、集団の中で行われる活動を前提として、学校が判断したものと聞いています。

次に、変更になるまでの過程についてお答えさせていただきます。

中学校では、先ほど御説明させていただいた部活動の全員加入制による課題については、これまでも解決すべき事柄として学校内で認識されておりましたが、校内で部活動のあり方を整理しなければならないという機運が高まり、昨年12月から校長をトップとした管理職等による会議等で、全員加入をやめる方向で検討を始めております。この平成30年1月に体育主任、この方は部活動担当も兼ねている者ですが、その者も含めた検討の場を設け、同じく1月には学年主任者会で検討及びPTA会長に相談をさせていただいたと聞いています。

また、こうした検討と同時並行で1月から2月にかけて教育課程編成部会の生徒指導部において検討を重ねており、最終的には3月に部活動の全員加入制をやめ、部活動と同等の活動を行っているとして学校が認める場合に限り、部活動に加入しなくてもよいとする、これまでの検討結果を教職員全員による教育課程編成全体会でも検討し、了解を得、最終的に学校として決定したとのことです。

教育委員会としては、本加入ルールの変更について報告を受けておりますが、本加入ルールは中学校学習指導要領の趣旨に反するものではなく、また県内や志太榛原地区においても同様の形で部活動を運用している学校もあり、妥当なものであると考えています。なお、学校では本決定を踏まえ、3月に保護者宛てに新年度の部活動加入についてという文書を発出するとともに、教頭が1、2年生の生徒に対し、新年度の部活動の所属について説明を行うことにより、保護者や生徒への周知を図り本年4月より新しいルールのもとで部活動の運用をしております。

次に、御質問の中で授業終了後中学校周辺でたむろしている生徒を見かけますとのことですが、これまでもクラブチーム等に参加している生徒の多くは学校の部活動に加入していても、実際に練習には参加しておりませんでしたので、このたびのルール変更が御指摘の内容に大き



く影響しているとは考えておりません。ただし、部活動とクラブチームとの休養日の違いやクラブチームの中には活動時間が夕方からというクラブチームもあり、授業終了後活動までの間に時間があることから、すぐに帰宅せず、友達等と話をしながら時間を費やしているという実態も多くはありませんがあるようです。

なお、このたびのルール変更とは関係ありませんが、中学校の部活動の活動日は、これまでも平日は火曜日、木曜日、金曜日の3日間を基本としており、月曜と水曜は休養日となっておりますので、議員の御指摘はこうした月曜日や水曜日の休養日における出来事であることも考えられます。

いずれにせよ、議員御指摘のたむろしているという状況がどの程度、どういった状況なのかはわかりませんが、授業終了後に学校の周辺で友人と集まって会話することが直ちに悪いこととは思いませんし、万が一そのことが周囲に迷惑をかけているなどという実態があるのであれば、このたびの中学校における部活動加入ルールの変更との関係で捉える問題ではなく、学校における生徒指導上の問題として対応すべき問題でありますので、個々のケースに応じて学校において生徒に対して必要な指導をすることとなりますし、状況に応じて教育委員会としてもしっかりと対応してまいります。

次に、二つ目の御質問である本年度変更があり、今後も部活動と学校教育との関係について、どのように考えているのかについてお答えいたします。

学校教育の歴史の中で、部活動が果たしてきた意義や役割は大きく、そうした意義や役割は当然これまでも認識されてきましたし、これからも社会の変化に応じながらその実態に応じて引き継がれていくものと考えておりますが、部活動と学校教育の関係ということについては、冒頭申し上げたとおり、そもそも部活動とは学校教育の歴史の中で生徒的に裏づけされ設置を義務づけられている活動ではなく、学校の責任と裁量の中で設置され、中学校学習指導要領にも記述されているとおり、生徒の自主的、自発的な参加により行われる教育課程外の活動です。ただ、他方で学校施設が使用される場合も多く、実態として教員が指導していることやこれまで部活動が果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程との関連を図りながら学校教育の一環として行われるものであると捉えております。

最後になりますが、議員の御質問にあるこうした部活動と学校教育との関係の今後についての考えについてお答えしたいと思います。

さきに述べた部活動と学校教育との関係については、今年度から吉田中学校における部活動の加入ルールの変更にも左右されるものではありませんので、今後の部活動と学校教育との関係についての考えは、さきに述べたこれまでの考えと変わるものではありません。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

ある程度、再質問を自分で考えていたところまで答弁をいただいたものですから、余り再質問するようなのはないんですけども、ですがちょっと話ささせていただくと、自分が中学校時代、教育長もバスケット部でキャプテンをたしかやっていると思うんですけども、それでそのときやっぱり自分たちは全ての部活に入ることによってやってきたと思うんです。それが今まで続いてきて本年度からなったということで、最初説明があった部活動というものはと

いう生徒が自主的にというのを、それも自分も調べてそれも理解しております。そういった中で、ことしからそうなったということで、ちょっと自分からしたら突然だったものですから、何か特別な理由があるかなというふうに思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。

それで、結局今の話の部活と学校の指導とは別なんだよという最終的に御答弁ありましたが、それでは学校を一步出てもあくまでも生徒の行動に対する責任というは、どこにあるかという一つ伺いたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 部活動、クラブ活動、帰宅するまでの間の責任ですか。もう少し具体的にしてください。

○9番（八木 栄君） いろんな意味で学校を一步出てからですね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

責任ということですが、基本的に例えば学校に来る、通学、あとは帰るとき、家に着くまで、ここについては基本的には学校教育の範囲内ということにはなろうかと思いますが、家に帰ってからまたそこからどこかへ出かけるであるとか、例えば土日に何か起こったとか、そういうことについてはもちろん学校の管理下の中で活動が行われる場合は別です、例えば土曜日に運動会が行われているとか、土曜日に部活の大会があるとか、そういった体制で行われている場合は別ですが、それ以外については、基本的には家庭の責任の範囲内になろうかとは思いますが、ただ一方で、そういったときに、いろいろなことが起きたとしても、学校としては対応できる範囲で対応させていただいているというのが現状であります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

今、責任というのを聞いたのは、やっぱり学校の風紀の問題といいいますか、以前浅井教育長が中学校校長を勤めていたときかなり学校のほうも荒れているような感じでした。やっと今落ちついているような形になっているんですけれども、これで部活動のほうで、今自由になったということで、またその辺でなると、例えばほかのクラブ活動に入っていて、学校終わってすぐそっちのクラブ活動行かないかんよという人は時間が、すぐ行くものですから、時間的余裕がないと思いますけれども、ですけれども、始まる時間が例えば夜の部でやるとか、もしもそういうものがあるとしたら、ナイターとか、それでその間時間があるのでその間に、自分がたまたま見た子供がそういう関係の子か、それとも先ほど話があったように月曜日と水曜日、曜日そこまで覚えてないわ。月曜と水曜日で部活動がない日で、皆さん帰る途中のところを見たかも、それはわかりませんが、そういう中で、結局風紀の乱れということで、この間何だかパトカーが来たということを伺ったものですから、中学校で。

そういうのもあると、やっぱり自分としては自分の母校でありますし、そういうことちょっと気になって、そういうことにならないかなという思いから、こういう質問をさせてもらったもので、それについては、2番目の質問に後で関係してきますが、そういうことが起こらないよということが確実に言えるかどうかというのも一つありますけれども、それは、指導によるものだと思いますけれど、その辺でそうならないためにはどうしたことがあるかというのは、その辺のことをちょっとお伺いします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

議員がおっしゃられたように、これまで部活動というのは、生徒指導的な役割を果たしてきた面も大きくあるのではないかというふうに、学校教育課としても理解をしております。そういった中で、今回全員加入制をやめたことによって、その生徒指導的な意味合いから外れる子供たちが出てきて、そういったことで風紀が乱れるのではないかというような御懸念かと思えますけれども、ただ、一つは部活動、そもそもの役割に立ち返って考えてみる必要があるかなということが一つと、今回全員加入制ということをやめましたけれども、必ず何かの活動には、さらに申し上げると、部活動と同等の活動と校長が認める活動には必ず参加しないとけないというようなことになっておりますので、部活動に入っていないくても、ほかのクラブチームには必ず入っているというような状況ですので、放課後何もやることがないとか、そういった子はいるわけではありません。

なので、そういったことも考えつつ、あとは学校が終わって活動が夜と、夕方からということの間があいてしまうということについては、部活動ということではなくて、それぞれの個々のケースに応じて生徒指導の中で対応していくものかと思えますので、必ずそういったことが起こらないという約束はここですることは難しいですけれども、起こらないように学校、また教育委員会等連携をしながら、そういった生徒指導で対応していくというのが現在の考え方です。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

昼間やるクラブとか、部活動と同等な活動、それと少し時間があいて夜にやると、そういうお話ありましたが、例えば、時間があいて夜やるというのは、どのような部活動に似たような、類するものがあるか、ちょっとその辺お伺いします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

恐らく、多くのクラブチームが移動の時間等々もありますので、終わってすぐ、例えば学校が4時に終わって、4時10分から始めますとかという通常の部活動と同じようにはできないと思いますので、そこに必ずタイムラグといいますか、間の時間があくのではないかというふうには思っておりますが、一つ例として挙げるとダンスなんかは、今回今年度から同等の活動ということで学校のほうで認めているというふうに聞いておりますけれども、その場合には夕方からということでお伺いしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

夕方からというか、時間があいて始まるというのはダンスだけなんですか。ほかにはないですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

すみません。全て正確に把握をしているわけではないですから、申しわけありませんけれ

ども、ほかの当然クラブチームの中でも当然吉田町内で行われるものだけではありませんので、島田のほうに行ったりだとか、サッカーであれば町外に出て、野球でも焼津のほうに行ったりだとかということはあるので、活動時間としては、そもそも終わるのが夕方ですので、いつから夕方いつから夜かというのは難しいですけども、学校が終わって時間があいて活動が始まるというのは、多くのクラブチームはそうだというふうに予想はしております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

今回、そういうふうに部活動、全てが自由じゃなくてほかでやっている方は学校の部活に入らなくていいよというものの、そういう決まりになるきっかけというのは、ダンスがあったから、それがそういうふうに決まったということなんでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

ダンスがきっかけというわけではありません。先ほど教育長から答弁をさせていただいたとおり、これまでクラブチームに入ってる子供たち、野球もサッカーもそうですけれども、クラブチームに入っても学校の部活動に加入しなければいけないという、そういったある意味全員加入制と言っておきながら、全員加入制が形骸化しているというような状況がありましたので、今回のルールの変更を行ったということで、学校のほうから聞いております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

ダンスと、ダンスの話になるのはあれですけどね、自分たちが若いころはディスコ、ソウルダンスかそういうものが流行って、それから結局サタデーナイトフィーバー、あれがあって、それからフラッシュダンスがあって、それで今ヒップホップですか、そういう形で今、町内でやっているダンスはヒップホップダンスというような形でやっているじゃないですか。この間体育館のリニューアルのときもそういうふうにやってくれたし、別に自分もそういうのをやっていたもんで好きなわけですよ。最近では、テレビで女子高生がOLの格好して、テレビなんかよく宣伝も出ますよね。ああいうのも一つのダンスで、もう文化というような形で言うしかないと思うんですよ。

だから、できればもし今それがきっかけではないよと言われたもんであれですけど、もしそれがきっかけだとしたら吉田中学校にダンス部でもつくってやれば外部指導者呼ばばいいだけのことなんですけど、そうしてやればまた吉田町の中学校の部活動というのも一つ、自分が思うところのちょっと周りもいいところ行くんじゃないかと思ったわけですから、ですからダンスがきっかけじゃないよと言ったもんで、部活動をつくったらどうかということも言えないような感じになったんですけども、なので、とにかくそういうものを何か結局部活動をやるということは、学校の教育とも関係をしていて、要は自分が好きなこととか、興味があることをやることによって、ほかのことも精神的に集中力が増したりとか、それとかいろんな関係で学力のほうも同時に行くんじゃないかなという私の考えですけども、そういうものがあつたもんですから、ダンス部でもつくったらどうかと思ったわけですけどもね。

過去において、柔道とダンスだかが中学校の教科の中に含まれるよということ、それが

突然消えちゃったというんですけれども、今もあるんですか、ちょっと順番申しわけないですけれども。指導者のほうが、大変だということであれですけれど、そういうのがあつた以上は、ダンス部もつくつてもいいんじゃないかなと思うんですけれども、思い切つてそこでやっちゃたらどうかなと思うんですけれども、いかがですかね、その辺は。

○議長（藤田和寿君） 八木議員、少し質問が完全に関連質問になっておりますので、通告どおりの部活動……

○9番（八木 栄君） いやいや、中学校の部活動についてですよ。

○議長（藤田和寿君） 新たな新設となりますと、話は少し違つてくると思つたので。

○9番（八木 栄君） いや、ここだけ。新設も現在とは書いてありませんよ。中学校の部活動についてということでもありますので、一応部活動としてそういうものがあり得ないかということであつているものから。

○議長（藤田和寿君） わかりました。

○9番（八木 栄君） すみません、お願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、ダンスのこと、学習指導要領の位置づけでまずは御説明させていただきますと、中学校の保健体育の体育分野の中で、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスの中から一つ以上を選択して行うということで、選択必修というような形で行われております。もちろん、全てもいいわけですので、体育の中でダンスが行われている例というのも多くあるのではないかとこのように思つております。

その中で、部活動の設置ということで御提案というか、御意見をいただきましたけれども、先ほど教育長の答弁の中で申し上げさせていただきましたとおり、そもそも部活動というのは、学校の校長の責任において、責任と裁量の中で設置をされるものでありますので、お話としては承りたいと思つたけれども、最終的には校長の判断ということになろうかと思つたし、また部活動については今回、別の議案で大変恐縮ですけれども、部活動指導員ということで上程をさせていただいておりますけれども、教員の一つの多忙化の原因というふうなことも言われておりますので、そういったことから部活動を新設するということであるとか、部活動を今後どうしていくかということは慎重に考えてまいりたいというふうに思つております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

自分が今回、風紀といいますか、学校の生徒たちが乱れないかということで本当にそれが一番気になって質問させてもらったんですけれども、一つお伺いしますが、確かに中学校の部活動へ所属しないでもかに行つているよというのは、それはちゃんと証明書とかきちんと調べた上で本当に何もしない子がぶらぶら、宙ぶらの人はいないということで、その辺はちゃんと調べてあるということによろしいでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

学校のほうでは、外部活動参加届というものを出してもらつたことによって、そういったしつかりと部活動以外の活動に参加しているというものを確認することとしております。その中

では、保護者氏名、保護者の名前と印鑑、さらにその所属をしている団体名と代表者の氏名というように、その参加団体の代表にも確認をとった上で学校のほうに提出をしてもらうということをしておりますので、基本的には今議員が御心配されたようなことは起こらないような形で運用をしていっている状況かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

先ほど、学校終わってから次の学校外のクラブ活動に行くに当たっての時間があるから、ふらふらしているように見えたよということでありましたが、そういうものを何とかなくすというんですか、もしそういうところの相手の団体があれば、そういうところだとちゃんと指導していただく、あるいは学校のほうは何かそういったのはちょっと無理だと思いますけれども、自分の所属しているそういうところから、もう少し何とかそういうものをするということで、やはり本当はどうかはつきりわかりませんが、私の目にはそういうふうに見えたものですから、最初にお話ししたとおりですけれども、そういうのはやっぱり余りいい気持ちがないものですから、それはないようにするためにも、そういう方策というか、そういうものは考えられませんか。

○議長（藤田和寿君） 教育長、浅井啓言君。

○教育長（浅井啓言君） 議員おっしゃっているとおり、部活動の歴史的な意義だとか役割も十分理解していただいていると思います。今、議員がおっしゃっていることも一番大事なことで、いわゆる外部活というか、学校帰りに入ったときのそこの連携をどういうふうにとっていくのかということだと思いますが、吉田中学校の場合では、吉田中学校健全育成会という会合がありまして、そこにクラブチームの責任者というか、コーチというか、代表の方にも入っていただいて、学校での子供たちの自分のクラブの子供の授業の様子を見ていただいたり、あるいは後の懇談会で意見を述べていただいたりとか、そういった形で今やっているところですので、御承知おきください。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

やはり少子高齢化というものの影響で、中学校の部活をやる子供も実際全員がかかわっていたとしてもニーズが減って、学校によっては二つの学校が共同で1チームつくって、その大会出るとか、そういうことになっているところもあるものですから、そういうのを思うと吉田町も例外なくだんだん子供が少なくならないための施策を町としてやっているわけですが、実際町長の話しによると将来的には必要とかという話もあるものですから、そういうことを考えると部活動まで成り立たなくなっちゃうんじゃないかというふうに思います。そういった場合、何か地域総合型スポーツクラブというのが、私、大分昔、何年か前にそういう一般質問したことあるんですけれども、そういうものに移行するというのも考えられますけれども、今、部活動の質問であります、将来的にはそういう形で変わるとかという、そういうような考えというのはいかがでしょうか。今現在、陸上なんかはちゃんと陸上のアスリートとかやったりしていますけれども、アスリートクラブですか。そういうのを考えると、将来的にはそういうふうに変わっていても仕方ないんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺いかがですかね。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

現時点においてでございますけれども、そういった部活動の地域の移行というんでしょうか、事態を具体的に検討しているということは実態としてはありませんので、そうしますともそうしませんとも申し上げることは難しいんですけれども、ただ、全国的な流れから申し上げますと、やはり部活動というのが先ほども申し上げたように位置づけであるとか、そういったところを明確に、率直に向き合ったときに、本来の先生ないし学校がやらなければいけない業務なのかというような議論は、全国といいますか、文部科学省やスポーツ庁のほうでなされているというふうに認識をしております。

その中では、今後部活動は学校と切り離して、そういった地域で部活動に類する活動を行っていくというふうに移行していくようなことも、一つの方策として議論の俎上には上がっているものでございますので、そういった流れも踏まえながら、当町としてもどういった部活動のあり方がいいのかというのをしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木 栄です。

今の私の質問にちょっと反対のこと言うかもしれませんが、やっぱり先ほど遠藤議員の一般質問の中でも町長の答弁で、郷土愛というようなことがありました。自分はやっぱりここで生まれ育った人間だもんですから、十分郷土愛持っているもんで、そういうスポーツクラブよりもやはり自分が通っている中学校の例えば自分は野球部だったもんですから、野球でその中学校の名前を全国的に知らしめたいとか、そういう気持ちあるんですよ、もう過ぎちゃったですけれども。そういうことを思うとやっぱり私の考えですけれども、やはり郷土愛を持って、そういうよそのところへ行くんじゃないくて、できれば地元の自分の通っている学校の中で出て行って活躍してほしいというのがあるもんですから、これからますます子供の数が減っていくと思いますけれども、何とかそういうことで自由になっちゃってということで、最初自由になっちゃったもんで自分は全然フリーな人がいるかなと思ったら、その答弁の中でそうじゃなくて、どっちかに所属しているということで安心はしました。ので、そういう中でもやはり郷土愛を持って中学校の名前を上げるような形で、また教育というか指導というか、そういうこともしていただければなと思いますけれどもね。

それとあと、そういうことになった以上、今後風紀とか学校の乱れが、乱れになっては困るもんですから、そういうことのないように、しっかりと指導していただくということで、そのことは要望になりますが、そういうことで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤田和寿君） 以上で、9番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開を午後2時55分といたします

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時54分

○議長（藤田和寿君） 会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（藤田和寿君） 引き続き一般質問を行います。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 6番、山内でございます。

私は、通告してありますとおり、公共下水道工事に関して質問させていただきます。

質問の趣旨です。

平成30年度の吉田町公共下水道事業特別会計は12億181万円が予算計上されており、これは一般会計当初予算の約1割強の予算であります。また、平成30年度の一般会計税収入からの公共下水道事業特別会計の繰入金は6億6,000万円、約5割強となっています。そんな大規模な大規模過ぎるプロジェクト、私は今まで経験としてはありませんので、この件に関しては、しっかりと聞いていきたいと思っています。形が大きい分だけ、どこかにリスクがあると感じていますので、これからそれに対して質問させていただきます。

その吉田町公共下水道事業は、平成29年度変更事業計画を策定した。今回の変更区域は、浜田土地区画整理事業対象区域の37.0ヘクタール及びしらさぎ団地2.0ヘクタールを足した39.0ヘクタールを既存計画の340ヘクタールに加えた事業計画区域面積は、379ヘクタールとなる。

事業計画選定理由は、浜田土地区画整理事業対象区域については、道路整備と下水道管路整備工事を同時に行うことで、コストを抑えた効率的な整備が可能であること、しらさぎ団地については、人口密度が高く、浜田地区からの接続道路の計画があり、下水道の接続が可能となったことから選定されたとしている。なお、事業計画の変更については、吉田町公共下水道建設委員会に諮問し、適当である旨の答申を得ている。しかし、この公共下水道事業の計画変更は、全体計画の期間及び事業費に影響を及ぼすことになるかと考える。

そこで質問をします。

1、なぜ今、浜田土地区画整理事業対象区域の計画変更なのか、その理由は何か。

2、浜田土地区画整理事業対象区域の施工期間と事業費の算定は。

3、しらさぎ団地での施工期間と事業費の算定は。

4、計画変更による全体計画での公共下水道事業供用への影響は。

5、神戸1号汚水幹線の供用開始時期は具体的に何年ころか。

6、吉田町公共下水道建設事業委員会では、公共下水道建設委員会資料と環境省の浄化槽市町村整備推進事業の比較検討はなされたのか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（藤田和寿君） それでは、答弁をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕



○町長（田村典彦君） 公共下水道事業計画区域の変更についての御質問のうち、1点目のなぜ今、浜田土地区画整理事業対象区域の計画変更なのか、その理由は何かについて、お答えをいたします。

公共下水道の整備に当たりましては、下水道法第4条第1項におきまして、あらかじめ事業計画を定めなければならないことが規定をされております。また、同条第2項におきまして、事業計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議しなければならないことが規定をされており、同条第6項におきまして、事業計画の変更につきましても協議しなければならないこととされております。

町では、平成2年1月に吉田町公共下水道として95ヘクタールの事業計画について認可を取得し、公共下水道の整備に着手をいたしました。その後事業の進捗にあわせて、平成9年3月に183ヘクタール、平成11年10月に216ヘクタール、平成16年3月に299ヘクタール、平成23年3月に340ヘクタールと県の認可を受けて事業計画を変更し、公共下水道整備を進めてまいりました。この四たびの事業計画の変更を経て、公共下水道の整備を進めてきた結果、平成29年度末までに全事業計画区域内の整備面積は271.9ヘクタール、整備率は約80%に達する状況となりましたことから、県との協議を経て、本年3月に5回目の事業計画区域の変更を実施したところでございます。変更の内容につきましては、事業計画の区域を39ヘクタール拡大し、379ヘクタールとするとともに、平成29年度は事業期間の終了年度でもあったことから、残事業区域及び今回拡大区域の整備の必要となる期間を確保するため、事業期間を平成37年3月まで延伸することといたしました。

事業計画変更区域の選定につきましては、全体計画区域内のどの区域を優先して整備すべきかを選定するものでございますが、このたびの事業計画変更区域の選定におきましては、平成27年度に策定をしました吉田町汚水処理施設整備構想における検討単位区域を一つの単位として、整備優先順位が上位とされた複数区域を選出した上で、延伸予定の7年間の事業計画期間内に整備が可能と考えられる区域の組み合わせを3件想定し、比較検討を行いました。そして三つの組み合わせのケースを経済性、将来性及び施工性などに留意して比較検討をした結果、拡大区域の人口密度が1ヘクタール当たり38.87人と最も高く、また下水道への接続に必要な河川が既に完成していることに加えて、区画整理事業と同時に工事を行うことで、掘削や舗装といった施工費用が大幅に抑えられることから、浜田土地区画整理事業地区及び当地区に囲まれたしらさぎ団地を組み合わせた区域を事業計画変更区域として選定をいたしました。

浜田土地区画整理事業区域におきましては、同区画整理事業による道路整備が進み、区域内の道路計画、現道との接続場所及び排水路の位置が明確になってきておりますので、公共下水道整備につきましては、浜田土地区画整理組合の実施する事業との調整を図りながら、より効率的に実施してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の浜田土地区画整理事業対象区域の施工期間と事業費の算定は及び3点目のしらさぎ団地での施工期間と事業費の算定はについて、あわせてお答えをいたします。

初めに、施工期間についてでございますが、このたび事業計画変更につきましては、整備に要する期間として、今回拡大区域及び残事業区域を合わせて7年間として事業計画を延伸しております。このうち、浜田土地区画整理事業対象区域としらさぎ団地を合わせた施工期間は4年間を計画しており、平成31年度に詳細設計、平成32年度から工事の実施を予定をしてお

ります。残事業区域の整備及び国庫補助金額との関係もあり、このとおりの進捗とならないこともございますが、計画に沿った事業展開を目指してまいります。

事業費の算定につきましては、浜田土地区画整理事業対象区域における管渠工事費を9億2,700万円、しらさぎ団地における管渠工事費を1億4,400万円と算定しており、両区域を合わせて10億7,100万円と算定をしております。ただし、これらの工事費等は図面上で算定をしたものであり、現地調査による詳細設計を行い、算定をしたものではございませんので、あくまで概算の数字となります。

続きまして、4点目の計画変更による全体計画での公共下水道供用への影響はについてお答えをいたします。

吉田町公共下水道につきましては、平成元年3月に基本計画書を策定をし、吉田町公共下水道全体計画区域を826ヘクタールとして、平成2年度から管渠工事に着手をしております。公共下水道整備は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全という大きな役割に加えまして有限の資源の一つである水の再利用や循環、雨水排水の役割もあり、社会状態や環境の変化などを勘案し、時代の要請に応じた対応であることが求められます。このため、吉田町公共下水道全体計画につきましては、平成14年3月及び平成29年3月に見直しを行い、現在の全体計画区域は920ヘクタールとなっております。

さきに申し上げましたとおり、公共下水道の整備に当たりましては、下水道法第4条第1項におきまして、あらかじめ事業計画を定めなければならないことが適用されておりますが、この事業計画につきましては、下水道全体計画に定められた施設と段階的に進めるための具体的な整備計画となります。本年3月の事業計画の変更は、さらなる下水道施設の整備のため、下水道全体計画における下水道計画区域内の整備面積を拡大しようとするものでありますので、全体計画での公共下水道供用に影響を及ぼすものではございません。

続きまして、5点目の神戸1号汚水幹線の供用開始時期は具体的に何年ごろかについてお答えをいたします。

吉田町公共下水道全体計画につきましては、平成元年3月に策定をし、直近では平成29年3月に内容の見直しを行っておりますが、下水道管渠にありましては、下水量の増加にあわせて、段階的に排水能力を増大させることが困難であり、長期的な見通しの上で計画する必要があることから、おおむね20年後を目標として計画を策定するものとされており、現計画の目標年次は平成47年度としております。

今後の公共下水道整備につきましては、全体計画を進めるために昨年度と同様に整備優先区域を選定し、事業計画の変更を行いながら事業を進めていくこととなりますが、次の事業計画拡大の区域も現段階では決まっておらず、経済性、将来性などの社会情勢の変化に応じて、県との協議を経て決定していくこととなります。また、公共下水道は国庫補助事業により整備を行うことを基本としておりますので、国の補助金施策による影響も大きく、町の計画どおりに公共下水道の整備が進捗しないことも考えられます。このようなことから、神戸1号汚水幹線の供用時期につきましては、現時点でお示しすることが難しい状況でございます。

続きまして、6点目の吉田町公共下水道建設委員会では、公共下水道建設委員会資料と環境省の浄化槽市町村整備推進事業（資料）との比較検討はされたのかについて、お答えをいたします。

さきの3月議会におきましても御説明させていただきましたが、環境省では市町村が循環

型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付をしております。この循環型社会形成推進交付金の交付対象事業のうち、浄化槽市町村整備事業推進事業といたしまして、市町村が整備主体となって浄化槽を整備し、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする事業がございます。この事業は、市町村が公営企業として合併処理浄化槽を設置を実施をし、この浄化槽の保守点検、清掃及び法定計算につきましても市町村で行うものであり、市町村の収入は御利用された使用料と浄化槽設置費用の一部に対する負担金を見込むものでございます。

静岡県内の状況といたしましては、現在浄化槽市町村整備推進事業を実施をし、浄化槽の設置を進めている市町は御殿場市の1市のみであり、平成25年度から特定地域に限定して事業を実施をしております。また、掛川市につきましては、事業実施期間を平成17年度から平成28年度までとして、この12年間で1,702基の合併処理浄化槽を設置をしましたが、維持管理費が年々増加する状況がうかがえます。浄化槽市町村整備推進事業につきましては、平成6年度に創設されたにもかかわらず、全国的に事業者数がそれほど伸びていない実情がありますことから、他市町の事例などをよく研究し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

公共下水道建設委員会は、都市の健全な発展と生活環境の整備を図り、もって町民の福祉の向上を期するために、吉田町公共下水道を建設するに当たり、広く町民の意見を集約し、合理的かつ円滑に事業を推進することを目的として設置されるものでございます。昨年度開催いたしました建設委員会におきましては、吉田町汚水処理施設整備構想におきまして、浄化槽整備と比較して下水道の整備が有利とされた区域のうち、特に整備優先度が高いと判断された区域の組み合わせから事業区域を選定をしております。このため、浄化槽市町村整備推進事業との比較検討を行っておりませんが、今後開催される建設委員会におきましては、必要に応じて比較検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤田和寿君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、説明をいただきました。その中で、一つ一つちょっとやっていきたいと、いろいろありますので、聞かせていただきます。

まず、大前提ですけれども、先ほど町の予算、それと下水道の繰入金金額は、割合でちょっと出してもらいましたけれども、ちょっと正確な数字をもしちょっと教えていただければと思いますがどうでしょうか。あと重要なことですので、当局から返事をいただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 質問の意味、わかりますね。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 議員のおっしゃられているものは、下水道の繰入金額と当町の一般会計の財産の割合ということで言いますと、割合としては繰入金額が6億6,000万円に対して、一般会計の予算が106億3,700万円なんで、約6%になると思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

30年度における公共下水道事業特別会計の一般会計の金額との比較、それをちょっと一つ教えてください。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 下水道事業費の予算としましては、12億181万円に対しまして、一般会計が106億3,700万円なんで、11%になると思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） なぜ、ちょっと今聞かせていただいたかといいますと、先ほど冒頭で述べました予算の1割強のプロジェクト、今まで国家プロジェクトもそうでしょうけれども、とにかく見たことない。要するに見たことのないお化けのようなどでかいプロジェクトがそれは今、町長の答弁からありましたけれども、比較検討されながら、一番何が経済的か、大きくすることは経済的かどうか、常に自分の中では今までやらせてもらったんですけども、それが一つの大前提になっていますので、そうしていきます。

その中で、今、町長の答弁からいただいた浜田の区画整理の変更、それが一番全体にやったのがですね、一番最初にやられた工事が非常に安価にできる、安くできると。これは行政報告の資料をいただいたものですね。この辺が、大きなプロジェクトの中に、一つ一つの公共下水道が安くできるというのが非常にわからなくて、後で、阿部理事にもお願いしますけれども、片や公共下水道にかかった費用が今までは300億円ぐらい近いですよ。3月の一般質問で教えていただいたのは、平成29年度の試算の中で340ヘクタール、それにかかった費用が管渠建設費用、浄化槽建設費用、それが214億5,400万円、浄化センターの維持管理費が24億9,100万円、それから未整備区域の計画区域、340の中の未整備区域の整備にかかる費用が残り155億8,400万円、これは私はとてもじゃないけれど安いとは思えないもんですから、聞かせていただいているわけです。

その中で、質問にいきますけれども、それが先ほどの答弁の中で理由がありましたけれども、なぜ今、浜田なのか、浜田がなぜそこでやるのか、それは一つの予想としてはあるんですけども、その区画整理事業そのものが富士見を見てもとおり、要するに清算をしたときまでが期間が区画整理事業の事業期間ですよ。そうすると、それが先ほど聞いた、浜田が4年間でそれができると、それがちょっと非常にわからなかったんですけども、この4年間というのは、どういう形の試算で出てきたんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 4年間というものにつきましては、浜田区画整理区域内の整備ができていると想定した場合、全て道路等できている場合として、うちの事業として進める場合です。あくまでも、区画整理事業と同調でやるんで、そちらの期間と、あと国の補助との調整もありますけれども、うちが単独でというか、浜田区画整理ができたのを前提にした場合は4年間で下水道が整備できるということで、4年間というふうに書いてあります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、施工期間に関する組合の、要するに清算年月日と私は考えていたもんですから、そ

の4年間で本当に4年でできるわという話ですか。現実的には今言われたとおり、できていることを前提に考えたときには、そういう可能性としてはあると、その可能性も少ないと思いませんけれどもあるでしょう。

ただし、やっぱりこれから浜田そのものが、全部行き渡っているわけでもないし、それがどこまで完成するか全く計算もできていない、多分できていないでしょう。そうなってくると、このところ下水道を今も言われた金額が10億7,100万円かかりますよと。これは多分、今町長の話では、回答の中では、管渠だけですから、管渠の話ですよ。そうすると、これに対して維持管理費とか浄化センターにする影響とか、そういうのはまたこれから1割、2割、3割ぐらい上がってくると思うんですけれども、その中で、今、もし行くとしてもそれは当局側で出してくれた回答ですから、それに対して違うとは言いませんけれども、ただその中で、今かかっている10億7,100万円をちょっと記憶に置いておいてもらいたいですけれども、あとその中で今浜田の区画整理事業区域内で、これから宅地造成をして、そうして精算の日を迎える、いつになるかわからないけれども、それまでにどのぐらいの建物、住宅、工場、それ等はそう思って想定はしていますか。想定はしているんですか。

○議長（藤田和寿君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この事業計画を広げるに当たりましては、平成26年度当時の現況の宅地及び吉田町の人口推移を見込んだ数値として算定してありまして、新たに道路ができて家ができる、どのぐらいできるかというところの算定はしてありません、現状では。現在、そういう形になっております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それが一番重要なことであるし、文書の中には経済的、経済性とか将来性とか、それがうたってある。その経済性を考えたときに、それがその経済性そのものが今言った億と、それから先ほちょっと浄化槽の話がありましたけれども、その浄化槽に関してはこれがあるとおり、1基が大体100万円くらいで済むわけですね。そうすると、確かに維持管理費はかかってくるでしょう。でも、もし仮にその掛川市のように、下水を切りかえたと考えたときに、もし切りかえと考えたときに、400億円かかるものに関しては、年間1億円の維持費がかかったとしても、400年間大丈夫です。そういう計算が、私は一生懸命そういう計算するんですけれども、そうやっていったときに、これが何十年先になるか、それをもし計算ができずにやったとしたら、これはやっぱりある意味怖いもんじゃないかと。そこは一つの大きな大プロジェクトのリスクなんですね。それを考えています。

要するに会社更生法でいうと会社倒産したときに、それ会社更生法で使うとか、そういう資料というものじゃないですかね。その辺で、やっぱり慎重にしていっていただきたいと、掛川市なんかではそういう形もいろいろ検討されたと思うんですけれども、推測ですからわかりませんが、そういう意味で、今回はこの広くすることに関して、拡大に関してお聞きをしたんですけれども、私の中では、今言ったいろんなものを集めていくと、事業変更の縮小はやっぱり考えないといけないんじゃないかと、それが一番私の中ではあります。そのために、今回はこういういろんなものを聞きながら、最終的に神戸の下水管路、下水幹線1号線、2号線、それと3号線とありますけれども、要するにその全体をフォローしていただけることがい

つですかという話をここに持っていきたいわけです。

ずっと今までやってきて、非常にありますので、その辺でこんな大きなプロジェクトなんですから、できれば今先ほどの本当に20年後、それが間に合うかどうか、本当にそんな数字でいけるんですかという話なんですけれどもね。私はそうは思っていませんので、その155億円かかるやつが、中の間にね、その辺はどうなんですか。実際のところというのは、そういう試算は出ているんですか。どのぐらいまでだと。前回3月のときには、理事長からかなり先という話がきたもんですから、ああいった感じではちょっとかちんときたもんですから、要するにこれだけでっかいプロジェクトで、我々は年間毎年6億5,000万円の公共下水道事業に税収入から入ってきたとなると、それはやっぱりそんな中途半端な数字、ビジョンではだめじゃないかと、そういうイメージがあるもんですから、その辺はちょっと現実的にはどうなんですか。もしわかれば。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員から先ほど来、財政に及ぼすこの事業規模というようなお話がございましたが、先ほどお伺いしていた認識として、私どもとちょっと違うというのがございまして、そこから話をさせていただきますが、予算ベースで一般会計の106億3,700万円に対して、ストレートで公共下水道事業特別会計の予算規模の12億181万円、これを比較をして11%というふうに言われましたけれども、これが一般会計の1割を超える事業規模だということでおっしゃられましたけれども、そもそも比べているものが合っていないです。

あくまでも特別会計の12億181万円に対して、一般会計が影響を受ける部分というのは、御質問にもありましたとおり5億6,000万円程度の繰入金という部分でございます。これが一般会計から出ているものでございまして、大体この繰り入れの用途というのは、もともと整備をした管渠整備とか、4条の特別会計ですので、4条はございませんが、資本的な支出として形成されたものに対する償還金の原資になるものでございます。その償還金に充てる部分の繰り出し、一般会計からいくと繰り出しになるわけですが、その繰り出し金額をどうしていくかというのは、一般会計として全体の特別会計も含めた中で、実質公債費比率の算定をしています。その実質公債費比率が18%を超すとか、そういうことにならないように、全体の繰り入れ額と繰り出し額とか、そういうものを決めていますので、そういう中で、公共下水道の事業規模というのもおのずから決まっています。

したがって、ずっとごらんいただければ大体そうなっていると思うんですが、大体10億円から12億円程度の予算規模になっているというふうに思っておりますが、それは一般会計からの繰り出しの規模で決まっているという状況です。それと補助金の額とか、そういうのにも左右されますけれども、そういう中で、全体の事業規模というのは決めておりますので、余り過大に事業規模を大きくしているとか、そういうふうには我々としては思っていない状況で、しっかりとコントロールされた中で、今のところは事業が推移できているというふうに思っています。

これに対して今後どうあるかという部分については、3月議会でもございましたけれども、国が補助金の行方とか、それから今後の整備のためのコストがどうなっていくかというさまざまな要因がございまして、現在、算定できる範囲での事業費というのは、整備費については155億円強というようなところで申し上げたとおりでございまして、その範囲の中で事業計画は今のところはつくっているという状況でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど、まず6億6,000万円です、入ったのが、30年度で。その辺なもんですから、それはさっき言われた5.5%、約6%、これ物すごい金額です、本当はね、6%というね。ところが、実際なぜそこへいくかと、北区にとって我々にとって負担だけなんです、それはわかってくれますよね、非常に苦しい頭の中のあれはね。そこで考えていただきたいのが、やっぱり公平とかいろんな考えていくと、もっといろんな方法を考えてほしいなと。それで、さっき言われた、環境省の出したやつに関していろいろしゃべっていくと、それは簡単にいくわけじゃないですね。すばんといくわけじゃなくて、非常に小刻みに、やっぱり国からの補助ですから、どんと出してくれるわけではなくて、順番にというなかなか予算大変な思いはしています。その中でどうしてもその比較の中でやっていっているということじゃないですか。

僕はなぜ6%、それはやっぱりすごいでかい金ですよということを言いたかったんだね。それが本音です。そして、その中で、できれば本音言うと、平成2年、3年に工事始まったでしょう。そして、今28年、29年、そうすると、あともう少しでもとへ戻りますよね。要するに修理のサイクルが始まりますよね。恐らくそのサイクルというのは、その今の浄化センターのキャパの85から90くらいでとめないで、それが回っていかないと思うんですけれども、それと同時に、神戸1号幹線ね、汚水幹線と、プラス新設がいくわけですね。この金額はひよっとしたら物すごい金額になるんじゃないかと。それはちょっと心配しているもんですから、そのときにもし何かがあっても、例えば突然のことがあったときに、どこかでプロジェクトとまる可能性があるんですよ、これはあると思います。私はどこかで限界迎えると思います。

浄化槽も浄化センターもまた一つ二つ使えないとか、いろんな状況で、突然の災害もあるでしょうから、そこで考えていくと、きょうはそういう意味で質問させてもらっているんです。特に浜田に関しては、これはちょっと40年、50年かかるんじゃないかという気がしているんですから、その辺もちょっと今の町長の答弁と私が考えるギャップを、どこかで浮き彫りにせないかと、そういう意味でちょっと今話しているんですからね。

○議長（藤田和寿君） 質問を明確にお願いします。

○6番（山内 均君） さっき言われた、浜田のどのぐらいの計画があるかは全然わかりません。建物、どのぐらいのものがどのぐらい建つかと全然わかりませんか。それ、わかっているんであればありがたい。そこで初めて比較検討ができるんですけれどもね。できるかなと思っていたんですけれども。方針なければ。

○議長（藤田和寿君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、浜田の計画ということで御質問だと思いますが、今、浜田の事業計画の中では、ヘクトール当たり80人ということで、事業計画のほうは進めております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

建物に関しては、どういうものができるとは構想はしていないということですね。構想自体はないですね。ありますか。例えば住宅が当然全部、最終清算するときに全部売ってし

よう。そのときのイメージとしての建物の状況、戸数の状況。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 浜田土地区画整理事業につきましても、まだ換地が確定をしている状況でもございませんので、ただ仮換地の状況にございまして、その中で一部商業施設が立地をするということも、部分的には決まっていると。ただ、それ以外のところでまだ仮換地をした後でも、まだ状況を動かすような状況も出てまいっておりますので、何戸あそこに最終的に建つかということについては、まだ動いている状況で把握できていないというものであります。ただし、浜田土地区画整理事業自体が優良宅地を生み出す事業でございますので、換地後においては、あそこに住宅地ができていくという想定のもとで、基盤整備を行っておりますので、その一環として公共下水道の整備をあわせて行っていくという選択を行っておりますので、そういう意味では必要な基盤整備が行われるという中の一つというふうにお考えいただきたいというふうに思います。

あと先ほどの、ちょっとあわせてお答えさせていただきますが、そこで浄化槽市町村整備推進事業、これを検討し、そこに浜田地区に、検討することをしないのかというような御質問もいただいたというふうに認識しておりますので、それもあわせてお答えさせていただきますが、現在のところは公共下水道浄化センターそのものをまだ水処理等もキャパいっぱいになっている状態ではございませんので、その浜田、それからしらさぎ団地のその変更した地域を取り込んでも、まだ水処置等まで影響を及ぼすという状況ではないというふうに、そこは判断しております。

そうした中で、施設の余裕を、稼働部分を余したままで、市町村整備浄化槽に切りかえると、こういうような、そういう選択も余り現実的ではないというふうに思っておりますので、今回のところ町長も答弁をしておりましたけれども、今回の中では比較検討していないけれども、今後においては必要に応じて検討していくというような答弁だったと思っておりますが、そういうスタンスで今後進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 本当はそこに、議決するのはそこにいくんですけどもね、私の中ではね。ここに国交省からの阿部理事もいますので、ちょっと意見をお聞きしたいんですけども、公共下水道事業に関しては国交省の管轄ですよ。それで、今回新しく出た平成6年から環境省のこういう浄化槽市町村整備推進事業、この中に先ほど町長の答弁のあった合併浄化槽の設置を個人でしましょうということですよ。そして管理もやると。そこに金額出ているわけですよ。この金額が例えば何人槽で、大体100万円ですよ、およそ100万円。それと10億円かけるとなると1万件ぐらい、100万円。10億円を100万円で割ると、1,000件、1,000件かもね。10億を100でしょう。要するにその金額ができちゃうわけですよ、今言われた。その中で、ぜひそれを踏まえて私自身ちょっとお願いをしたいのは、下水の目的が同じ、浄化をしながら、下水の目的は同じですよ。そのときに、これは下水のふりというものを、これに関して、環境省に関して、そういうものの見解というのは、やっぱり国のほうにもあるんですか、あれは。比較検討とかそういうあれは。

○議長（藤田和寿君） 理事、阿部 聡君。

○理事（阿部 聡君） 阿部でございます。



今の御質問ですけれども、公共下水道と浄化槽について例えば東京のほうでどういった議論がされているのかというようなお話でございます。

一応汚水処理というものは、当初日本の場合には、下水道が浄化槽よりも早くスタートしています。早くには明治33年、そこで下水道法というのが最初初期のができて、その後戦争があったりして、また新たな下水道法というのが昭和33年にできたわけでございますけれども、全国的に下水道を進めていくというような、そういう機運になったと、そういうふうに理解しています。その後、昭和50年代ですか、もうちょっと前からかもしれません。今の合併浄化槽ではなくて単独浄化槽、そちらのほう徐徐に出てきて、ただ合併浄化槽のほうやはり水質がいいということもあって、徐々にそのように変わってくるような、合併浄化槽に変わってくるようなそういうことになったと思っています。

それに従って、環境省のほうも法律をやっぱりつくろうというようなことで、昭和58年に浄化槽法という法律をつくりました。それが施行されて、合併浄化槽がどんどん進んでいったわけですけれども、平成に入って平成12年、単独浄化槽というのはやはり水質上まずいということで、基本は全部合併浄化槽にもうかえておこうというような、そういうふうになりました。

それと環境省なんかで言っている見解では、基本的には合併浄化槽の水質、放流する水質、こちらについてはBODという生物学的酸素要求量が決められていて、法律で決まっている数値より申し上げると、20ミリグラムパーリットルということで、それより以下にしない、あるいは放流する水質は入ってくる水の水質よりも9割以上の除去をしないというような、そういう決まりになっているわけです。なので、それに基づいて合併浄化槽はつくられてあるわけでございますけれども、一方で下水道はどうかということですが、下水道は吉田町の場合は、そのBODについては15ミリグラムパーリットル以下ということで、20よりはもうちょっと厳しい値を使っていますということで、水質についてはBODだけで申し上げると下水道のほう有利だろうというようなことが言えると思います。

環境省はほぼ同等だと申し上げているようですけれども、厳密なそういう水質のルールを見ますと、BODだけではなくて、例えばSSというものですとか、大腸菌群とか、そういうものも下水道の放流水にはちゃんと定めてあるものですから、そこら辺でも浄化槽との違いがあって、水質の観点、公共用水域への影響をどれだけ悪影響を与えるかという観点では、下水道のほう有利だろうということは言えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 実は、以前、3年か4年ぐらい前に、吉田町の公共下水道のppm、聞いたらたしか6ppm。我々が下水でやっているのは、合併浄化槽は20ppmですね。20ppmが最上位ですね。それで、それをちょっと科学者に聞いたら、きれい過ぎることによってバクテリアがという問題もあるんですって。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、大分本題から外れておりますので戻してください。

○6番（山内 均君） そういう問題があって、やっぱりどっちが有利かというやつを金額だけじゃなくて、経済性、将来性を考えたときに、何が重要かというやつをやっぱり私は考えてほしいと思います。要するに、言いたいことは、今回も浜田のところを広げて7年間でできると言っているけれども、とてもじゃないけれどもできないだろうと。そのときに縮小をする選択肢はないんですかという話です。縮小していく話。要するに縮小して、こういうものに変え

ていく話。私はそういう必要なときが必ず来ると思っているものですから、もし反論がありましたらお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回の変更事業区域を計画で7年ということ掲げさせていただいて、県にも了解をいただいているし、国からもそれで事業認可をいただけるようになっていて、このままです。それを目指して事業を展開してまいりますけれども、仮にこれが延びてもここまでは認可ももらっていますので、しっかりと整備を進めてまいりたいというふうに思っておりますし、またここまで資産を積み上げてきたものを有効に利活用を図っていかねばいけないという責務も負っていますので、それを新たな設備をさらに積み上げていくかどうかということについては、今のこれから事業を展開する者の責任はあると思いますので、そうした中で、そういう方法が最も効率的かということは、絶えず検討をしながら、次の展開を考えなければいけないというふうに思っていますので、そういう中で、全体計画を計画を縮小すると言いましたけれども、全体計画を縮小するかどうかだというふうに思いますが、そういうことが仮に選択肢として最も効率的なものだと、それで代替施策があって初めてですので、そういう中でどういう代替施策を用いることができるかというところまで含めて、今後はずっと次の変更の都度、当然それを念頭に置いて考えていかねばいけないという時点だというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今言った計画区域の縮小とは別として、そうすると計画区域に入っていない部分の人たちも最近ではもう当然いますよね。その人たちにやっぱり受益負担だけではなくて、当然受益があって初めて税の納付、納得できる納付ができるわけですから、その辺も含めて、ぜひそれを考えながら、今言ったこういうものがあるのであれば考えていただきたいと、私の思いなんですけれども、その辺はぜひいい返事を、お答えをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 公共下水道については、道路とか公園などと違って利益の享受者というのは本当に限定されていますので、そういう意味ではその施設を利用できるかできないかによって大きく税の負担感というのは、負担に対する公平感というのは異なると思っていますので、当然そうした中で、計画としてはそういうものを踏まえて計画区域つくっていますので、それでそこに入らない方々についてのフォローもちゃんと考えながら計画を進めていますので、それを途中で変えるということになると、やはり税の負担の公平感というのは、もともとと変わってまいりますので、そうしたところもちゃんとフォローできるような手段も考えながら、見直すのであれば全体をそういうところを含めて見直していくべきであるということは思っていますし、それが原則だというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今言われた、それは最終的にはいきたいところは、そこなんですよ、私の。そして中になぜ縮小か、縮小とは言わんけど、縮小ですよ。それは、今言った億を使う公共下水道とそれともう抜け出ないサイクルに入った公共下水道とどこかで線を引いて、そして英断をして、そ

の今言った環境省のああいうものやあって、そしてその同じような税を払いながら、それを享受できる人たち、それは多くなるとが本当は税の公平というのは、そこへいくんだと思うんですけども、私どもはそういう思いです。そういう思ひなんです、もともとね。

だから、そういうものを考えていただきたいというのと、今、きょうはこうやって聞かせていただきましたけれども、やっぱりなかなか準備不足で頭の中、回転が悪いもんですから、しっかりしたね、でも聞きたいこと言いたいことは言うことはできましたので、ぜひその辺も含めて、これから孫の代であるとかひ孫の代であるとか、そういうところに子供たちが、ずっと先の子供たちが本当に幸せを持っていけるかどうかというのを考えながらやっていただきたいと、私は非常に危機感を持っていますので、ぜひその辺も、とにかく守っていかないかん、守っていくことが我々の大前提ですので、そういう意味でぜひその辺もやっていただきたいし、阿部理事のほうにも国のそういう考え方もぜひ浸透させていただくとか、そういう形でお願いをしたいと思うんです。

その辺で最後、ちょっと何かそういうこれからの、さっきのあれでいいですか。そういうもの順次考えながらやっていくという結論で。それはその辺をよろしくお願いしたいと思えます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） 以上で、6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田和寿君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会15日目でございます。最終日であります。

ただいまの出席議員は13名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） これから議案審議に入ります。

日程第1、第31号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

31号議案の国保税条例の改正について、全員協議会の場でも、毎年、賦課限度額の引き上げや、あるいは負担軽減の加算額の変更ということで行われます。そうしたことが、国のほうの地方税法の改正ということから来ているということについては説明をいただきましたが、毎年こうした改正がされるのは、地方税法のもっと基本的なところで、こうした方針といえますか、法的な裏づけがあつて、こういうことが毎年されているのではないかなと思いますが、そうした国のほうの方針、あるいはそうした法的な根拠が明確になれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これは議長にお願いでございますけれども、今、議員から御質問がありました件については、これは国のほうでどのような議論が行われたのか、また、国のほうでどのような審議がやられたのかというようなことを聞かれていますと、私は思っております。もし、このような議員の質問等が議長のほうでオーケーいただくということになりますと、国のほうでは当然のことながら、いろんな質問会であるとか委員会であるとか、各省庁ともたくさんいろんなものがござひます。そこまで、うちのほうで掌握し、話をしなければならぬと

なると、物すごい膨大な作業量がかかりますので、基本的に国のほうの国会の審議でございますので、それについては、よろしければ、ぜひとも国会の議事録であるとか、そういうものについて議員で掌握していただきたいと思うんですけども。それについて、また議長にお願いしたいと思いますが。

全てこれが一事が万事で、あらゆるものに入ったときに、もう、うちの事務の能力がこれをカバーすることができませんので、ひとつそれについてよろしく処理していただきたいと思いますが。

○議長（藤田和寿君） 今、町長のほうから、反問的な質疑に関しましてお話がありました、過日の全員協議会の内容確認においても、5番、大石 巖議員から同様の質問があったときに、私のほうで国のことであるということでお話しをした経緯がございます。でありますので、それを踏まえて、5番、大石 巖議員におかれましては、町の今回の条例に係ることで、どのようないきさつがあったかということで、町民に対します関連であるようであれば、当局の皆さんも答えやすいと思うんですが、その審議にかかわらないことに関しましては、全員協議会の中でも少し私のほうから発言させていただいた経緯もありますので、それを踏まえて、再度、質問のほうをお願いしたいと思いますが。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） はい、5番、大石です。

この国保税条例の改正の一連の流れというものがあります。この流れの大もとについては、やはり理解をした上で、町、市、固有その中に沿って改正をされるんだということであれば、より理解も深まるんじゃないかなという気がいたしました。この間に、国のほうで、こうした社会保障、福祉の関係、これから制度をどういうふうに変更をしていくのかということでの一連の法律体系がいろいろ議論されてきていますので、その点については、いろいろ私も勉強はしていきたいと思いますが、今回のこの税条例の改正によって賦課限度額が引き上げられ、あるいは負担軽減の加算額も引き上げられるということで、こうしたことが国保の加入者にとって、どうしたメリットがあるのかどうか、その点を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） お尋ねの件につきましては、先ほど町長も申し上げましたけども、やはり国の政策にのっとった当町のほうでそれを受けてやっている内容でございます。繰り返しになって恐縮でございますが、その点まで言及するようなことをいたしますと、非常に膨大な、また、同様のことが慣例化いたしますと、極めて、当町の事務体制では対処できないということがございますので、ぜひ、その辺については議員のほう、みずからお調べいただければ幸いと存じますが、御理解いただきたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

私はこの町の条例の改正によって、町民に対してどうした影響が出るのか、これがプラスに影響が出るのか、あるいはマイナスになるのか、その点については、ちゃんと説明をしていただかないと、皆さんも納得いかないんじゃないかなということで質問をしたわけです。ですから、別に答えは難しくないと思うんですよ。賦課限度額の引き上げ、負担軽減の加算分の引き上げですので、そういう該当する人たちにとってどうなるかということについては、明確にお答えいただきたいなと思います。

○議長（藤田和寿君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

負担軽減の拡充につきましては、先ほどから話していますが、今回の改正で軽減措置の算定において、被保険者数に乗すべき金額は5割軽減で5,000円、2割軽減で1万円の引き上げを行うことによりまして、11世帯が2割軽減から5割軽減に、2世帯が軽減なしから2割軽減へ移行することとなります。わずかではありますが、軽減該当世帯が増えることとなります。ただ、この試算は本算定前のために、平成29年度の賦課資料からの見込みでございますので、今年度の軽減世帯数は変わってきますことを御了解いただきたいと思います。

賦課限度額の引き上げにつきましての影響ですけれども、こちら負担の能力に公平性をもつということで、高額所得者にはちょっと御負担になりますけれども、多少限度額を引き上げをして、税の負担をしていただくということでございます。

以上でございます。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第2、第32号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第3、第33号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第4、第34号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

本議案についてお尋ねします。

説明をいただいた後、ちょっと思ったんですが、部活指導員のこの報酬なんです、一応日額ということでなっております。その上の方の外国語指導助手の場合は月額ということでなっておりますが、この月額でやるのと日額でやるの、同じ非常勤ということではありますが、この違いというのはどういったところで日額にされてきたんでしょう。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

月額と日額の違いといいますか、なぜ今回日額なのかという御質問かと存じますけれども、部活動指導員の我々が予想している働き方に着目をして、今回日額ということにさせていただきました。

部活動指導員ですけれども、基本的には部活動を行っている日に活動を指導していただくわけですけれども、時期によって、部活動の終了時間が違いますので、例えば、日が長いときであれば5時までとか、短ければ4時半までということで、日によって大分差が出てきます。また、土日によっても、大会がある日、ない日でも、大きく活動時間が変わってきますので、それをまとめて月で換算してしまいますと、月によってかなり実際の労働時間と報酬の額との乖離が出てくる場合があるんじゃないかということで考えております。

そうしたときに、まずそもそもの前提として、地方自治法の中では、勤務日数に応じて支給するということが書かれておりますので、まずは日額ということで定めさせていただいた上で、ただし書きの中で指導時間に依拠するというのを触れさせていただいているかと思いますが、そうしたことをすることによって、部活動指導員の働き方に依じた、働いた時間に対応した報酬をしっかりと支払えるのではないかとということで、今回、日額という定めをさせていただきました。

一方で、その外国語指導助手のほうにつきましては、基本的には日によらず1日当たり何時間というところを決めさせていただいて、月ごとによっても大きく指導時間が変わってくるものではありませんので、4月であっても5月であっても6月であっても、一定の報酬を支払うことが適当なのではないかということから、月額という定めとさせていただいております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

その算定方法というか理由はお伺いしました。

そうした中で、部活動の指導員というのは技術的なことであるとか、本当に現場でというようなニュアンスだとは思いますが、実際そうした指導員の方というのは、ただ技術を教えるだけではなくて、メンタルの面であるとか、いろんなことをやられると思います。そうしたときに、勤務時間というのの規定がどこまであるのかなというのを非常に疑問に思っております。そうした中で、当然指導員の方も職員室とかそういったところで、居場所と言ったらおかしいんですが、デスクはあるのかなとも思うんですが、そうした中で、勤務時間が非常にまちまちだよというのは、なかなか理解できないところなんです、そういったところについてはいかがでしょう。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

まず、勤務時間がまちまちというのは、もちろん部活動によっても違うということもある



でしょうし、それは土日に大会があれば、丸1日引率のために行かないといけない、それが大会に勝ち進んでいった部活は、さらにそういったことが多くなるということで、指導する部活動によって勤務時間はまちまちにどうしてもなってしまわないかなというふうには考えております。

その上で、部活動指導員の職務としては、今後教育委員会の規定の中で定めていくことになろうかと思えますけれども、主に予想される仕事としては、今、議員がおっしゃられたように実技指導ということでありまして、あとは活動によっては、安全、傷害予防に関する知識であるとか技能の指導、また用具施設の点検管理でありますとか、部活動の管理運営、保護者等への連絡、また年間指導計画の作成といった実際の指導場面ではない仕事も発生してきようかと思えます。そういったように、部活動指導員の仕事はこういう仕事ですよというような、今、例示でお示しさせていただきましたけれども、そういったことを教育委員会規則の中で定めていくことになろうかと思えますが、その定められた仕事の中であれば、実際、働かれた時間に応じて報酬を支払うというような形になってきようかと思えます。なので、部活動によっても年間指導計画の作成、人によっても違うかもしれませんが、その時間にどのくらいかかるのか、あとは活動内容によって、また部活動によって、用具の施設点検にかかる時間も変わってきようかと思えますので、そういった意味でも実態に応じて支払えるような仕組みにしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

勤務時間、大体想定されるのが8時間勤務、一般の勤務としたら。そうした中で非常勤という中でやられているわけですよ。大会によっては丸1日使う。あと、対外試合であるとか招待試合であるとか、招待練習とか、いろんなものが考えられる中で、そうして積み重ねていくと、一月分の労働時間に達する可能性もかなり出てきますよね。それが部活によって違うというのはわかるんですが、せっかくこういう指導員を招いてやるんですから、各部活がそこまでのことをやっていただいて、成績を伸ばすとか、そういった方向につなげるために、これまたこの制度を活用しているのかなと思えます。そうした中で、平均してそういった時間が確保できるような、まだ規則もできていないわけですよ。そうした規則にしていけば、月額でもいけるんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

我々としては、働いていただいた時間に対応した報酬をしっかりとお支払いするというところで考えております。ですので、働いたのに、その分の対価が支払われないということは考えられないというふうに思っております。そうしたときに、部活動指導員の想定される働き方に目を向けてみますと、月額、例えば外国指導助手の場合には33万円を上限とすると定めているわけですが、部活動指導員に対しても月額、例えば、33万円をといたときに、活動内容によっては、もしかしたらフルタイムのような形で働かない月も必ず出てきようかとは思っております。そういったときに、活動していないところまで報酬を見てあげるのかということ、やはりそこは逆に不公平感が出てくるのかなということから、必ず働いた分の対価は支払えるような仕組みにはしたいと思えますけれども、それ以上のプラスアルファの部分まで今回は想定

をしていないというところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 12番、増田剛士君。

すみません。今の御発言だと、外国語指導助手が33万円以内で、任命権者が定める額ですよ。そうすると、部活によって上限幾らにするかはあれなんですけど、任命権者が部によって差をつけるということはできないものなんでしょうか。一律でこういう条例としても、そうしてあげてしまうと、全ての部活動の指導員はこの額というふうに指定されてしまうものなんでしょうか。一つの部ごとに上限——上限ですからね、上限をまず決めて、任命権者が定める額ですから、任命権者が、じゃ、この部は非常に年間通じてやっているから何ぼとかとこう定めることができるのかできないのか、その点について、それはもう一切できませんよ、細かくこういうふうに決めてしまったら、もう一律で指導員はこの額ですよというんでしたらしょうがないかなというふうに思うんで、そこだけちょっと教えていただきたいと思うんです。

○議長（藤田和寿君） 時間当たりの金額と、あと7点幾つの時間ということで、ちょっと誤解されているところもあって、最高金額というところなんですけど、それももう少し、答弁のほうわかりやすくしていただければと思います。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

部活動指導員の報酬の1万2,400円ですけれども、これは日額の最高金額だというふうに思っておりますが、これにつきましては時間単価として1,600円で考えたときに、1日7時間45分、これは労働基準法に定められている時間かと思っておりますけれども、なので、最大で7時間45分、それ以上勤務するということは基本的には考えておりませんので、最大で1,600円掛ける7.45分を計算すると7.75になろうかと思っておりますが、それで計算すると1万2,400円ということでございます。

ただし、というところでただし書きをさせていただいているのは、当然、7時間45分も働かない日も多くありますし、部活の休養日などもありますので、そういったときに、ただし書きで時間に応じてということなので、きょうは3時間しか働かなかったということであれば、3時間掛ける1,600円分の報酬がその日当たりであれば支払われるというような形で考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 答弁が違いますか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その時間単価とかそういったものは、もう全協の時点で聞き及んでおりますのでわかっております。私が聞いたのは、今回日額で出ているんですが、日額ではなくて、月額にした場合に、部によって任命権者が額を定められない制度なんですかというところで聞いているわけで、その点について教えていただければ、そういうことはできないんでこういう形になっていますと言え、それで理解いたしますので、その点だけお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） はい、部によって変わるということは考えておりません。ただし、例えば、ある部活動の部活動指導員が、月当たり、例えばですけれども、30時間

働いた場合と、ある部の部活動指導員が10時間働いた場合とでは当然のことながら時間に見合った報酬ですので、受け取る報酬は変わってきますけれども、時間の単価でありますとか、今回の日額の最大の額というところは部によって変わるというものではないということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 暫時、休憩します。

ちょっと質問の趣旨が通っていないようなので。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時30分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

部活動に配置された指導員によって、その報酬の最高額といたしますかを変えることができるのかどうかということですが、一つは、この条例の別表第1条に、部活動指導員という一つのくくりで今のせてはいますけれども、もしこの中に部活動指導員（野球部）とか、部活動指導員（バス部）とあって、ずらっとここに各存在する部活動全て並べて、それぞれの報酬をそれぞれ決めていくというようなことをすれば、技術的にはできる、できるかできないかで聞かればできるんだと思いますが、一方で今の表現ぶりというのは、そこまでせずとも各部活動ごとに、働いた分だけの報酬は支払われるという書きぶりになっておりますので、そういったことをする必要もなく、この改正文で議員の御懸念の点は払拭できるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（藤田和寿君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第35号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第6、第36号議案 吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第37号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第7、第37号議案 吉田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第38号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第8、第38号議案 吉田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第9、第39号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第10、第40号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第11、第41号議案 平成29年度（繰越明許）学校施設環境改善交付金事業住吉小学校、自彊小学校及び吉田中学校トイレ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

3校一括の入札でやってありますが、私の考えは、3校別々に発注したほうが工期的に短縮できていくんじゃないかなと思うんですけども、その辺の分割でない理由をちょっとぜひお願いしたいんですけども。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回3校一括で発注させていただいた理由ということでございますけれども、まずは、施工について、学校という特殊性、児童・生徒の安全性を一番に考慮しないといけないというような特殊性も考えまして、共通認識を持って工事の進捗を図ることが求められるというふうに担当課としては考えております。

といったことから、同一業者が一体的に施工監理、工程管理を行うことで、発注者及び学校からの指示が的確に伝わり、安全かつ円滑に工事が進められるのではないかとというふうに判断したことが1点目です。

2点目ですけれども、一括発注することによって、分割発注するよりも経費の面で大きく有利になります。

といったことから今回、分割発注ではなく、一括発注というような方法をとらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

一つの業者が3校やって、予定の工期だと6月18日から2月28日、約8カ月あるんですけどもそれぞれの学校を別にやれば、三つの業者でやれば——この8カ月がどのように8カ月をどのように3校やるかというちょっとそこまで細かく聞いていなかったものでわからないん

ですけど、3校別々にやれば、8カ月が3分割できて、3カ月、一つの学校というのは、順番にじわじわ同時に進んで同時に終われば、3カ月で全てが終わるんじゃないかなと。そうすると8カ月が3カ月で終わるということは5カ月分の短縮になって、その分経費というものも随分下がると思うんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回の予定ではありますけれど、工程の予定としては、やはり夏休みを中心として、また平日は可能な限り作業は行わず、土日を中心として行っていくというようなことで考えております。工期という面だけを見れば、もしかしたら分割発注のほうが早く終わるのかもしれないけれども、そういったことよりも、我々としては先ほど申し上げた一括発注をする理由、大きく2点申し上げさせていただいたかと思っておりますけれども、そちらのほうでいったほうがメリットが大きいというような判断をして、今回させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 私は、3校別のほうがメリットがあるんじゃないかな、大きいんじゃないかなと私はそう考えるんですけど。例えば、休みの長期休暇中にしても、その始まりと終わりが工期の開始がずれていけば、3校ともその期間中にできるということがあるんですから、学校が休みの間にできるということがあるんですから。ですから、今、その3校同時に一つ一括でということで、工事自体はそれじゃ、3校あった、例えば、住吉が終わって自彊をやって吉中をやるのか、それとも3校同時に工事は開始して、そういう中でも工期が8カ月もというのか、その辺もちょっと……

○議長（藤田和寿君） 全員協議会で3校同時という御答弁いただいておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（八木 栄君） それはわかっているよ。わかっている、経緯が。それよりも……。同時に開始するわけか。じゃちょっと聞き漏らしたのかな、いいや。

それじゃ、その件はいいです。

それであと、全協のときたしか、トイレが使えなくなるんじゃないかということに対して、部分的に終わったところからというんですけど、一応、工事が終わらないと、完了検査というんですか、そういうのをやらない限りは、引き渡しもできなくて使えないんじゃないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 現在の考えとしてはですけども、そうなりますと、全てのトイレが2月28日を完了予定しておりますけれども、工事開始の6月18日から2月28日まで小・中学校の全てのトイレが使えないというような状況になってしまいますので、それは学校教育活動に大きく影響が出てくることでありますので、やはりその上であっても、工事が終わって使えるところから使っていく、それでも足りなければ、現在のところは考えておりませんけれども、万が一それで支障があるということあれば、仮設のトイレを設置するなどして対応していくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。



○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

じゃ、完了検査とか、そういうものを受けなくても使っていくということですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

部分使用というような形で、その中で使っていくということになるかと思えます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

部分引き渡しという、約款にのっているとおりのことをやるということですね。

そのときは、検査をやらなくて、そのまま部分的な引き渡しを受けるのか。それとも、ちゃんと検査で合格を出してから引き渡しをするか、その辺をちょっとお伺いしたいです。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

部分引き渡しの場合には、その部分の検査を、部分的に行って引き渡しをいただいて、そこで使用していくということになるかと思えます。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

自分の質問をする前に、今のことをちょっと聞きますけど、検査は、検査を受ける、どこが検査をするんですか。要するに、検査の途中で建物の安全性を認める、合理性を認める、そこに構造的なもの全てを認めたときに、それを求めるときには、我々は仮設の使用であるとか、それを全部、県、国、要するに大臣宛てに申請をして、その検査を受けてからやるんですね。今のやつでいくと、部分使用というのは、部分ってありますか、そんな言葉って。それ、どこかがつくったんですか。そのくらい、今大事な部分なんですね。工事があって、その途中で何かがあったときには、いろんなリスクを当然背負いますから、その辺をね。

○議長（藤田和寿君） 山内議員、ハイカンですよ、配管。

○6番（山内 均君） 仮の使用とはそんな簡単にできないです。そんな簡単に言うほど。

○議長（藤田和寿君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時46分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの部分引き渡しの件でございますけれども、必要に応じて部分的な概成の完了検査を行って、それで引き渡しを受けて、部分的に使用していくということについては、可能になっておりますので。その完了検査の際には、必要な法規制があれば全てそこでクリアした後での完了ということになりますので、あくまでも部分的であっても、そこ

までの完了が認められるというものでないと引き渡しにはなりませんので、そういう手続は踏ませていただきます。

以上です。

○6番（山内 均君） その件に関して一つだけ。

確かに言われたとおり、だめではないです。だめではないですけど、それを使う人の安全性であるとか、さっき言ったものを担保するために、この規模になりますと、多分大臣宛てに行くはずなんです。申請書、途中使用の許可証というやつ。そしてなかなかできない、そういう意味で、工期と予算と、そういう意味ではどのくらい考慮しているのかなということ、多分八木議員の中での一つの含まれている質問だと思うんですけどね。それでその中でやって、工期というのが、実際にその中でおさめますかというはずなんで、多分その心配をしているんじゃないかと思うんですけど。その辺はどうなんですか。

○議長（藤田和寿君） 工期に影響があるかということですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今回のこの非常に大きな工事、金額的にも大きいですし、そういう中で、あと学校という特殊性もあって、なお、学校の運営そのものを休止するというわけにもいかないものですから、そういう中でどういう方法が適当だろうかということで今回御提案させていただいているものになります。その中で、学校教育課長も申し上げておりますが、子供たちが使用できるような、できる部分については使用させるということをお前提にして工程を組んでの設計になっておりますので、そこについては、しっかりと安全性も確保しながら、ちゃんと使える状態を保ちながらの工事が実現されるような、そういう内容で設計を組んであります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ぜひ、その辺、今、出たことによって、かなり意識をしてもらっていると、安全性とか途中使用の。それは当然、法律の中でやりますので、ぜひやってください。

自分の聞きたいことに、ちょっと入ります。

この入札の結果表を見させていただきましたけど、説明の中では、県内に本社を構えるもの、本社ですか、本社じゃないですね、県内に営業所とかそれも含むでしょう。それを含む27社。その27社の中から今回は2社が応募された。そういうことで、ちょっとこの2社に対してのこの応募の数が、本来ならもっと応募していただいて、そして競争の中、切磋琢磨の中からよりいいもの、安全なものをつくってもらうというのが本来の入札の意味だと思うんですけど。これは2社になったという理由は特に何かあるんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事兼学校教育課長、栗林芳樹君。

○理事兼学校教育課長（栗林芳樹君） 学校教育課でございます。

今回、入札の制度の中で行ったものでございますので、当然、我々としては対象となる社は27社あったかと思いますが、なぜそこに2社しか来なかったかということまで聞かれますと、お答えのしようがないというのが正直なところでございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

答へのしょうがないということであれば、それはしょうがないですね。

本来は、もう一つ、もう一つの条件の中に、10年以内に同等規模の経験があるというところで一つのくくりとしてやっていますよね。今回のこのトイレの改修に関しては、ほとんどが設備の工事の入りますよね、範疇に。設備工事の範疇に。それで入札の条件がなかなか厳しいなと思うのは、10年以内とってなかなか吉田町、経験してないんですよ。ところが、こういう特殊建築物というのは多分課長知っていると思いますけど、特殊建築物の学校とかそういう大きな建物で、例えば2,000平方メートル以上これ多分入りますけど、そういう建物というのは、必ず、設備も1級建築士の意見を聞きなさいと。これが平成26年の6月27日に公布されて、平成27年の6月25日に施行されているんです。3年前です。我々は当然、今までは、私でもできたんですけども、これ以降は登録をしていないものに関してはできないということになっておりますので、要するにちょっと言いたいことは、この設備が、本体が全ての精度、建物の精度、品質の確保であるとか要求されるものであれば、それはこのくらいの10年以内に経験があるなしは非常に必要になると思うんですけども、今回この26年に今言った、建築1級建築士制度ができた段階で、当然大臣宛てですけど、この品質を確保する中に、大臣が申請した設計事務所であるとか、大手ゼネコンであるとか、その中には必ずいなさいと要求されますので、そういう意味で入札の条件がなかなか厳しいんじゃないかと思っていて、その結果、なかなか入ってこられる人たちが少ないんじゃないかというちょっと心配したものですから。要するに、吉田町にも建設会社で1級の設備持っている人はいます。そうすると、その人たちももうまくやって、一生懸命やってくれば、もっと身近で、もっといいものができる可能性があるんじゃないですか。その辺は考慮されたんですかというのを聞きたかったんです。これ多分契約管理のほうがいいんじゃないですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 全般に携わっておりますので、私から御説明をいたしますが、そうした観点も全て考慮いたしまして、それで学校で、しかも学校を運営しながら、子供たちの授業などにも、場合によっては授業などを行っている際にも、工程的に可能であれば工事を行う場合もございまして、そういう授業その他学校の生活そのものをできるだけ支障が出ないような工事を行っていただくということを、これを最優先で考えるべきだろうということが一つですね。それとあと、今回、国庫補助事業として採択を受けて行うものですので、会計検査の対応も十分できるだけ書類管理とか工程管理やっつけていかなければいけないものですから、そういうことを行いながら、町としても現場管理もしっかりできるというようなところでいくと、町だけの力ではなかなか難しいところですから、施工業者そのものもある程度、そうした経験を踏まえた業者にやっていただくのが望ましいというような、そういう考え方をいたしまして、条件設定をいたしましたところ、候補としては20社をめどにして条件設定を行いますので、それをはるかに超える対象社があったということで、条件設定、それから候補社数を見た場合には、何ら問題はないかなということ、入札公告を行ったわけですが、結果として2社だけだったというのは、もう少し応募していただきたかったんですが、ただ業者側のいろんな事情があったことも聞き及んでいまして、そういったところが参加できなかったということもあって、結果として2社になったということですので、これはこれでいたしかたないかなと思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

今、理事が言われたいろんな事情というのが、まさに国の部分と全く同じ条件が、今世の中起きていまして、確かにそうだと。そういうのももちろん含めて予測すると、こういう結果が出るという可能性は見えるわけですよ。しかも本当にやったときに、3億近い金額で、3億450万と、これが我々から見ると、もうちょっと競争の中で、競争の緩和をしていただければ、自由な市場の中で、もっと競争ができるのではないかという一つの思いと、それともう一つは、今まで私が議員になってから、ほとんどの条件というのが避難タワーのときに750ですか、聞きました、一回だけね。その後、また800点上がって、恐らく800点というのは、今、通常になっていますよね。ただその中でいくと、なかなかその800点をとるための経歴というのが吉田町ではできないですね。実際に発注させてもらっていませんからね、実際ね。そうすると、その中で、その今言った個人、町の中でも設備設計を取って頑張っている人たちも何人もいます。その人もまた育てていく、つくっていく、彼らを応援していくという部分を、この契約というか、吉田町の役目だと、多分町長の、役目だと思うんですけど、それも含めて、この結果に対して多分反省する部分もあるでしょうし、思いもあるでしょうから、ぜひその辺を、思いのたけを言っていただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいまの地元業者の育成という観点でございますが、その観点では、建築、今回は建築一式ということで出しておりますが、先に土木一式と、水道施設工事等々については、抽せん型指名競争入札の制度を当町オリジナルで導入しております、そこには町内業者しか入れないというようなものも使って、そういう分野での比較的町内に事業所が多くある業種については、そこでのさらなる育成ができるような、そういう環境は整えております。

また、それ以外の業種であっても、今回の建築などについても、今回の場合は国庫補助事業という、書類管理も非常に難しくなっておりますので、特に建築の場合はさらに大変になってまいります。そういう中で、過去において会計検査の対応なども念頭に置いてやられたことがないような業者さんであるようだ。絶えずこちらが書類管理から全て指導していかなければいけない。そういうおそれもございますので、そうした点で今回はこういう方法をとりましたけれども、規模、工事の内容、その他について、適当なものがございましたら、できるだけ町内の業者さんにやっていただけるような、そういう発注方法をとってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、議員のほうからのお話しがございましたけれども、それについては塚本理事のほうからお話ししましたので、御理解いただけると思いますけれども。もしかしたら議員、誤解されている面があるかもしれませんけれども、私、指名委員会の一切権限がございませんので、指名委員会に一切入っておりませんので、私があれやれこれやれということは一切できませんし、言っておりませんので、その点については御理解いただきたいと思いません。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今初めて聞きました。私は性質上、そういうものには興味ありませんので。ぜひ当然当たり前の話ですよ。そうやっていただくということですよ。

ただ、今回なぜ質問したかという、さっき言った平成26年、3年前に、そういう設備設計1級建築士というものが誕生して、その人たちが設備に関しては意見を聞きながら最終管理をするんですね。その人たちの、この規模の、例えば5,000平方になるとその人たちしか手をつけられませんが、それが大臣の許可を得て、使用開始をもらうわけですからね。その中であっても、今、特殊なだんだん事情が出てきて、世の中のことが細分化されているものだから、その頑張っている人たちがいますので、そういう面でもぜひ応援していただいて、業者2社じゃだめだということじゃなくて、できるだけ広い範囲に門戸を広げてもらって、より有意義な、もしそれができたらと思って今回はこの設備のものに関して、何でこれだけ制限をつけるんだろうと、そういう意味で質問させていただきましたので、それはまたどうか考慮していただければ。

私が町長に言われたものに関しては、全くそんなこと感じていませんし、それも初めて今、そう認識されましたけど、私の中ではないです。それが無いのが当たり前とっていますからね。ぜひその辺は今、踏まえて、これからの、さっき、これからそういうものと答えていただきましたので、要望として同じことは言いませんので、また、よろしくをお願いします。

○議長（藤田和寿君） ほかにございますか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほど伺った部分引き渡しということで、できたところから検査をして、使用していくということでございますが、その中で、子供たちが使う中で、もしそういう、ある程度できたものを壊したとか、最終的には全体の検査をやるのか、部分的が積み重なってそれで終了しちゃうかというのもその辺もちょっと、自分の中でわからないので何ですけど、部分的な検査をやって完了すれば、それでその積み重ねで全体が終わるよというのか、それとも改めて全体の検査をやるのかということも、どうか。そして使っていて、子供ら、どうしても使わにやいかんものですから、使っていて何か壊したり何かした場合の、そういうとき、その補修するお金とかそういうものは予算的にどこから出るんですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 部分引き渡しを受けた場合は、その、先ほど申し上げましたとおり、引き渡しを受けるだけの、完了検査そのものを行っていますので、それを改めて全体ができ上がったときに、また検査をするということはありません。ただ全体の中の一部の中で、重なっているような部分については、改めて全体の検査の中で検査されることはありますが、まず完了しているという状態までいきますので、そういう二度も三度も検査の対象になるということはありません。というところが1点でございますが。

それだけでしたか。

○議長（藤田和寿君） 途中で壊れた場合は、通常と同じだと思いますが。

○理事（塚本昭二君） 瑕疵担保責任についても、一般的な部分引き渡しを行ってからが起点になりますので。一般的な瑕疵担保責任の発生と全く一緒になります。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 業者の不手際で何かあったのではなくて、使った子供たちによって、

破損とかそういうふうになった場合、検査終わってしまったら通常の使用できることになるということは今聞いたからわかったんだけども、そうすると、そういうときはもう終わっているものですから、当たり前前の学校の中の修繕費ってあるじゃないですか。そういうのから払うのか、それとも別に、今回特別、自分も部分引き渡しって余り聞いたことがなかったものですから、今回、初めてかなと、自分があつた限り、今回自分は初めてだと思ふんで、そういう中でそういう場合があつたときは、それ用に何か予算がとつてあつたかなということ、ちょっと思つたものですから、伺つたんですけれども、いかがですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ちょっと質問の意味を理解していなくて申しわけなかったですが、そういう引き渡しを受けた後の、事故といいますか、修繕が必要な箇所が出てきたという場合においては、その責任の所在がどうなのかということ、これを究明をした後に、その責任、原因者が負担をするということになりますので、ほかの工事が行われていて、それで引き渡しを受けていますので、それで子供が使つている中で、無理な使い方をしてしまったとかいう場合には当然、学校側の負担で直すということになりますし、施工状況がちょっと問題があつて、それが原因だということであれば、当然瑕疵担保責任の中で復旧してもらふということになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番です。

今のことは、ちゃんと了解しました。

それであつて、内容確認だと言われちゃうかもしれないんですけども。参考資料10のところ、入札方式が制限つき一般競争入札で、それで議案のほうで、一般競争入札に付したということで、契約の方式というのが一般競争入札での契約ということになつて、契約の方法というのが一般競争入札による契約ということで、あと、入札の方式というのが制限つきとついで、この違いがあるもので、この辺がなぜ違うのかなということ、ちょっと伺いたいなと思つているんですけど、よろしいですか。

○議長（藤田和寿君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） まず契約の議案として、議決をいただかなければいけないものというのは、凡例とか、そういう中で特定されておまして、それが目的、方法、金額、相手方というものについて、議会の議決を必ず受けるというような、そういう取り扱いになっております。それで契約の方法については、地方自治法の中で、自治体が、地方公共団体が、契約をできる方法というのは、そこで明記されておまして、一般競争入札、指名競争入札、それから随意契約、これに限られるわけです。したがつて、制限つき一般競争入札というのは、契約の方法ではなくて、その一般競争入札における方法の一つ、方式の一つになります。したがつて方法そのものが何かというと、一般競争入札という自治法上の定めにある方法が特定されると。その中で一般競争入札においても、制限を付す場合、付さない場合ございますので、これは制限を付して行つた一般競争入札ということで、記述をさせていただいたということです。

以上です。

○9番（八木 栄君） 了解です。

○議長（藤田和寿君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第12、発議案第2号 吉田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、提出者、増田剛士君の趣旨説明を求めます。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

本定例会に発議案として上程いたします。

御説明をいたします。

吉田町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

吉田町議会基本条例（平成26年吉田町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成30年6月15日提出、吉田町議会議長、藤田和寿様。

提出者、吉田町議会議員、増田剛士。

賛成者、吉田町議会議員、山口一博。同、三輪美由紀。同、遠藤孝子。同、蒔田昌代。同、大石 巖。同、山内 均。同、三輪正邦。同、杉本幸正。同、八木 栄。同、大塚邦子。同、河原崎昇司。

提案理由でございますが、平成30年第1回吉田町議会定例会において、吉田町議会会議規則を改正し、地方自治法第100条第12項の規定により議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として議会改革推進会議を設け、あわせて吉田町議会議会改革推進会議運営要綱を定めた。ついては、吉田町議会基本条例第2条第2号中の会議の定義に、「議会改革推進会議」を追加するため、吉田町議会基本条例の一部改正を行うものでございます。

改正点を御説明いたします。

参考資料をつけてございます。新旧対照表をごらんいただければと思います。

吉田町議会基本条例（平成26年吉田町条例第9号）の一部を次のように改正いたします。

第2条第2号中「及び全員協議会」を「、全員協議会及び議会改革推進会議」に改めようとするものでございます。

そして、附則としてこの条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤田和寿君） 説明が終わりました。

これから発議案第2号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議員派遣について

○議長（藤田和寿君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定により、議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

---

### ◎議会閉会中の継続調査について

○議長（藤田和寿君） 日程第14、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所



管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によって、お手元に配付されましたとおり、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で、平成30年第2回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、当局から上程いたしました議案につきまして議決いただきまして、まことにありがとうございます。とりわけ、八木議員とか山内議員から意見ございました、トイレの改修工事でございますけれども、これでもって、吉田町の基本的な子供たちの学習環境、それから生活環境について、一応整備が終わったというようなことで本当にうれしく思っております。これからは、子供たちがこのような学習環境、生活環境の中で、学力等が上がってくれることを、ぜひとも、こいねがうものでございます。

遠藤議員は御存じだと思いますけれども、先日、静岡県の子供施設の状況等について、資料をとったんですけれども、小・中学校のあらゆる部屋にエアコンがついているのは吉田町だけ。これは普通教室とか特別教室とか一切合財含めてですね、全部ついてますが、これは吉田町だけ。それから今度トイレがこれで全部なりますけれども、トイレは洋便化ではなくてうちの町は洋式化でございますので、これを全部やっているのは吉田町だけ。それからあらゆる照明、ナイター設備も含めてですね、全部LEDです。これも吉田町だけと。全て吉田町はそういう意味においては子供たちの学習環境、それから子供たちの生活環境に関しては、県下トップになりましたので、ぜひとも、議員の皆様と喜びを分かち合いたいと思っております。

これから暑い季節が訪れますけれども、皆様におかれましては、この夏を体をねぎらって、一生懸命議員活動をされて、9月の議会でもた皆様とお会いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございました。

---

### ◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） 本日、ここに平成30年第2回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月1日以来、15日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様のお健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を尽くしますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） 以上をもちまして、平成30年第2回吉田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時19分